

116

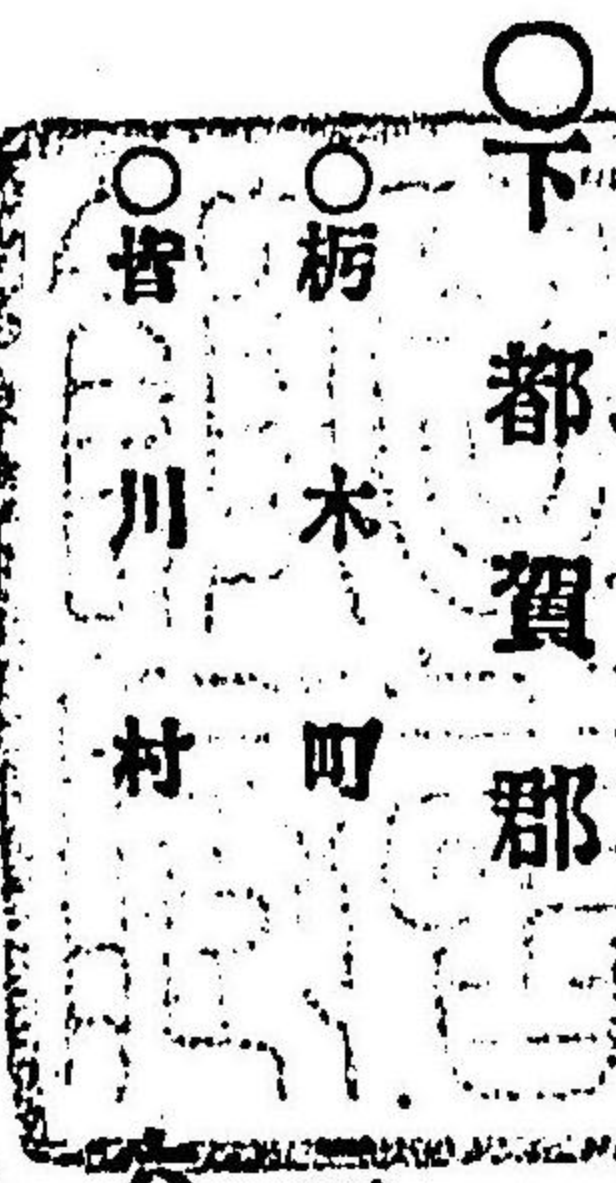
194

下野神社沿革誌

卷之四

下野神社沿革誌卷之四

目次



○間々田村	○壬生町	○國府村	○大宮村	○家中村	○寺尾村	○吹上村	○赤津村	○皆川村	○栃木町	○下都賀郡
三十八丁	二十丁	十八丁	十六丁	十五丁	十四丁	十一丁	九丁	六丁	二丁	
○岩船村	○小山町	○大谷村	○絹村	○桑村	○國分寺村	○姿村	○石橋町	○南犬飼村	○稻葉村	
五十七丁	三十六丁	三十四丁	三十二丁	二十九丁	二十八丁	二十六丁	二十五丁	二十四丁	二十二丁	



下野神社沿革誌 目次

○寒川村	四十丁	○小野寺村	五十八丁
○野木村	四十二丁	○富山村	五十九丁
○生井村	四十六丁	○水代村	六十二丁
○部屋村	四十七丁	○瑞穂村	六十三丁
○谷中村	四十九丁	○中村	六十六丁
○赤麻村	五十丁	○穂積村	六十七丁
○藤岡町	五十二丁	○豊田村	六十九丁
○静和村	五十三丁	○附録神職傳記	
○三鴨村	五十五丁		

下野神社沿革誌卷之四

前大學教授兼陸軍教授從六位内藤耻叟 校閱

高雄神社々掌

栃木縣皇典講究分所商議員風山廣雄 謹編

下都賀郡

本郡は元都賀郡と稱し上都賀郡と同一なりしか明治十一年上下兩郡に相分かれ下都賀郡と稱し後明治十六年中寒川郡十三村を廢し本郡に屬せしものにて人口の多きと且交通の便なるは全管第一の郡たり東は芳賀河内の兩郡に接し西は安蘇郡と犬牙相嚙み南は渡良瀬川に瀕して群馬埼玉の兩縣に對し且田野を隔て、下總結城の地に接せり北は上都賀郡と境界相隣り其廣袤東西七里南北七里餘にして面積三十九方里あり地勢西北に出流の諸山ありて土地自ら高く東南は一帯平野相連り田圃其間に開け諸川貫流し地味豊壤なりとす此中ち朽木町は實に郡内中央の地を占め商家櫛比し郡役所々在の地にて國道と幾多の縣道と前後左右に相通し交通往來の便あり加ふるに兩毛線は郡の東部より西部を貫き殆ど郡内を横斷し東北線は下總古河より來りて郡の東部一帯に沿ふて縦貫し小山にて兩毛水戸各線相合し東北線は更に走りて宇都宮に達する等交通の便備はれり而して南方渡良瀬川の水運あるか如き水陸往來の

便頗る利あり

本郡の山河湖沼少なからず山極めて高峻ならざるも出流鞍掛晃石大平岩舟の諸山海面を抜くこと千尺及び千五百尺に過ぎざれども太平山は本郡山脈の東南端にありて數十里の平野を一瞬の裡に收め得べく山上には大平神社及び公園ありて栃木町を距る僅に一里に満たず觀光の客四時絶ゆることなし川流は南方一帯渡良瀬川滾々として走る有其他姿川は河内郡より來り黒川小倉の兩川は上都賀郡より流出相合して思川となり郡の中央を貫流して國境に至り渡良瀬川に注ぎ巴波川は吹上村に源を發し永野赤津の兩川を合せて思川に會す其間舟楫の便あり

湖沼の大なるを赤麻沼と稱し本郡の南部赤麻谷中部屋生井の各部落に瀕し周回四里拾八町餘あり此地方海面を抜くこと僅に六十尺殊に湖沼多く隨て水災の變多し

本郡の名勝舊跡の尋ねべきものは亦少なからず大平山岩舟山其最たり其他國府村の室八島三鴨村の三叢山吹上村の伊吹山標茅原等にして小山栃木家中小野寺榎本皆川大宮の古城跡あり又大平山小山押切川原田野木等の古戰場あり神社には縣社三社郷社十一社村社二百四十三社及び有名無格社五社氏子戶數二萬五千四百四十一戶人口十七萬五百餘人を有せり

今史に就て本郡の沿革を見るに上古都賀郡と稱し府廳を小宅に置き后國府村に移さる惣社及び國分寺

を置かれ後府廳を廢し紀元千六百年代藤原秀郷の下野守に任し其子孫五代の間統治所となり次て紀元千八百年代小山政光の時代に至り結城長沼皆川の諸家相分れて繁榮するあり後源氏の時代を過き小山小野寺氏等あり又皆川には皆川氏藤岡には足利房綱ありて戰亂相踵き小山皆川兩氏最も威勢あり其後豊臣氏の天下を一統するに及び小山壬生皆川の諸氏或は降り或は亡ひ次て徳川氏の世となり家康の上杉景勝を征するや小山に次りし事あり同氏天下一統せらるゝに及びて郡内悉く大名社寺旗下の士に分與せられ三百年來泰平の後を承け明治の初年に至り栃木縣の管轄に歸し而して縣廳を栃木町に置き後三島縣令の時宇都宮に移廳せしものなり

本郡は現時五町三十一村にして産物には麻干麻米穀及び繭生糸結城袖等の産出多し

栃 木 町

本町は舊栃木町、嘉右衛門町、及び園部、片柳、箱森、小平柳、大杉新田、栃木城内、沼和田、平井、風野の二町九村並に平柳の市街部を合せて一の自治團體を組織せしものにして其幅員東西凡一里十八町南北一里余にして舊栃木町は商家櫛比し且つ四圍に舊各町村を聯ねて縱横市街を形造し之を總稱して栃木町と云ひ又市街を隔離して各所に部落をなすもの亦少なからず舊例幣使街道は市街の中央を貫き西に足利北街道東に小山街道あり其他幾多の里道開通し殊に兩毛停車場ありて實に四通八達の要路

を占有せり地勢概ね平坦にして西に大平山ありて自然の好景色を添ひ他の三面は概するに田圃相連り
種々たる黄土幾多の産物を出せり巴波川は市街に沿ふて南流し灌漑に供するのみならず亦實に運輸の
便あり風俗は儉素の風をなし専ら商工業に従事せしむ

古來沿革に就ては往時は各自其領主を異にせりと雖も維新後は共に第一大區一小區となり其後風野
村を除くの外一戸長の管する所となり而して町村制實施に當り合併して一町となるなり

本町は概きには栃木縣廳の所在の地にして郡役所第二中學校區裁判所及び諸會社等あり殊に管内商業
の最も隆盛なる市場にして一大市聚地にあり神社には有名なる縣社大平神社神明神社及び招魂社等あ
り又各部落には村社ありて其氏子戸數三千六百餘戸人口二万千餘人を有す

栃木町大字栃木字旭町鎮座

縣社神明宮 祭神天照皇大神 建物 本社間口三間銅葺 拜殿間口八間 末社九

社 社務所一棟 木華表一基 氏子千五百一十一戸 社員千五百一十一員 社司欠社掌石川文造全町住

本社は應永十年九月十六日の創立にして元は栃木城内村に勧請せしものなりしか天正十七年正月領主
皆川山城守か今の社地栃木町に移遷し町内を神明宿と改稱し栃木町の惣鎮守神と崇敬す明治十年地租
改正の際田中坪を神明宿に合併し字神田と改稱す後又改めて旭町と稱す襲て縣社に列せらる社域七百

九十九坪境内平坦の地にして石の燈籠カヌの燈籠左右に並列し梅櫻所々に點綴し佳致の中に本社拜殿
宏大壯麗にして明治八年の再建なりと云ふ近年同地の有志者相議り藤川前知事の事蹟を録したる一基
の碑石を境内に建つ

全町大字平井鎮座

縣社太平山神社 祭神本殿天鏡石國鏡石天津日高彥火瓊々杵命皇太神豐受大

神 左殿倭大物主櫛鷲玉命相殿二座祭神不詳 右殿伊弉那伎命相殿二座祭神不詳 建物

本社間口二間銅葺 拜殿間口三間 神樂殿間口二間 額殿間口十間 樓門間口四間四

尺 神廄舍間口五尺 神梁殿間口二間半 御供水舍間口九尺 盥漱石舍間口一間四尺

社務所間口四間半 唐金華表一基 石木鳥居三基 末社六十餘社 神橋一所 氏

子八十戸 本社の由緒沿革は該社事蹟略記に詳 かなれは爰には其大略を記すのみ

本社は 淳和天皇の御宇天長四年比叡山二世慈覺大師(圓仁)當山登攀の時初めて創建する所にして全
天皇御親筆の勅額を賜り神戸神田と附せられ永世勸願所として寶祚無疆國家安穩を祈願せし社にして
後明德三年(比叡山竹の内門跡覺如法親王の執奏により)後小松天皇の勅額を賜り尋て武門武將の崇敬

する所となり就中徳川將軍源家光本社を崇敬し無高社領の(届高は五十石)朱印を賜り別當蓮祥院常に

下野神社沿革 卷之四
奉仕せしめ維新の際復飾して小林津福麿と改め専ら神職を以て本社に奉仕せしむ全六年小林氏祠掌となり全廿九年縣社昇格以降社司は岡田順平（足利郡の人にして元栃木縣風史誌編輯專任に従事し廿七年職を辭し本社に奉仕す）社掌は小林公仁麿（小林津福麿の長子）なり往古氏子は四十二郷なるも後九十三村と稱せしは町村廢合の事ありて増減せしものなるへし祭典は大祭九月廿二日小祭四月十九日を後大祭を十一月十九日と改め其他正月元日に元始祭あり八日に神蛇祭十四日粥懸祭節分に節分祭五月五日に粽祭六月廿三日にせつから祭八月一日に八朔祭毎月三日十三日末社祭廿二日の例祭なりしか大陽曆發布以來四月十九日の小祭月並例祭を十九日となし其他總て舊曆の儀執行せり又道修年度に至ては天正以前は詳かならず其故は天正十二年皆川廣照北條氏政の弟氏直と當山上に於て激戦せし時兵燹に罹り宮殿は勿論什寶古配録等悉く灰燼に歸したればなり後別當蓮祥院宣英（宣英は皆川廣照の伯父にて衆庶の信任あり）有志の寄附を募り宮殿を再建して天正十六年全く落成の功を奏し遷宮の式を行ふ全十八年の役には幸に兵火の難なく明治十三年まで時々修繕せしも漸く破壊せしを以て全十四年本社を改築せり拜殿は明治九年の再建にして巨大壯麗結構なる宮殿とはなれり本社は往古より地方の大社なるも明治六年社格改定に際し村社に定めらる全十年郷社に列せられ全十五年境内公園地に許可せらる全廿九年縣社に昇格せらる、社域一萬九千五百九十九坪山岳にして木た高からさるも本郡の中央

に斗出し四方開豁北は遙に日光白根高原の連山に望み頭を轉して東を望めは八溝及び常陸の諸山あり西南には甲信の諸山羅列し芙蓉峯は其背に屹立して遙に雲表に聳峙せり又近くを下瞰すれば東に巴波思の兩川あり南に利根渡良瀬の兩流あり西に岩船三疊唐澤の諸山あり赤間板倉の湖沼は渡良瀬の一水を挾んで帆影の左右に映し玻璃の如く鏡の如く兩毛鐵道の線路は山脚を遶り汽車の往復織か如く是等目睫の下に臨めは高さものは起伏重疊障屏の如く怒濤の如く長さものは逶迤曲折白帶の如く素練の如く圓なるものは漂渺陰映老樹叢竹の間に出没し烟靄查霧の中に隱見せり殊に山中には喬木蔚密自ら幽邃にして雅致あり就中公園開設以來花木を栽培し亭榭を構ひ泉を控き石を敷置し天造の至らざる所は人巧を以て補へしより天眞の美觀愈備はり花月に宜しく夏時避暑に適し三伏の候と雖も寒烈を覺ひり故に脚疾を患るもの此境に遊はば藥石を須すして自ら回春の功を奏すといふ

全町大字栃木城内鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神根裂神天御中主大神經津主神櫛明玉命 建物 本社

間口九尺

拜殿間口三間半

華表一基

氏子

二百廿三戸

社掌岡本吉郎

全村全
大字住

本社創立年月不詳往古より一村の鎮守にして明治五年村社に列せらる社域二百五十五坪平坦の地に鎮し境内には古松蔚々として繁茂し幽邃にして雅致あり

全町大字片柳字岡鎮座

村社二杉神社 祭神大山祇命 建物 本社二間 拜殿間口四間 末社一社 華表一基 氏子惣代員 社掌小林津福麿 全町大字
本社創立遠遠にして詳かならず社域七百五十九坪平坦の地に古杉矗立森々として晝尚暗く神寂ひて西に氷野川を控ひ水聲淙々として耳を洗ふに足る

全町大字齒部鎮座

村社淺間神社 祭神木花咲耶姬命 建物 本社九尺 拜殿間口三間 華表一基 氏子惣代員 社掌荒川勝平 全町全
本社は字甲道富士山の半腹に在り村社にして本花咲耶姬の命を祀り古雅にして自ら神寂ひたる趣きを存す而れども創建年月未だ詳かならざるも乘麻崇信の社にて毎歲陰曆七月晦日には信者諸國より應至す往時は婦女の登拜を許さざりしも維新以后此の禁を解き男女登拜頗る多し社域九百卅五坪高丘(海面より一千百五十尺)の地にして枋木全市街を下瞰し常総の諸山霽然一髮の如くにして真に眺望絶佳なり

全町大字沼和田鎮座

村社日枝神社 祭神大山咋命 建物 本社八尺 末社一社 氏子惣代員 社掌平本豊吉 全町住
本社創立不詳社域四百五坪にして字日比の瀟洒の地に鎮し社殿壯麗神寂ひて古へより一村の鎮守神にて明治五年村社に列せらる

全町大字大杉新田鎮座

村社大杉神社 祭神倭大物主奇碓玉命 祭日六月廿七日 建物 本社間口九尺 拜殿間口三間 神輿庫一棟 鳥居一基 氏子惣代員 社掌新井正雄 全町家中村大字合殿場十七番地住
本社は天正十八年徳川將軍家康江戸城に遷御の後東叡山開基天海僧正の創立にして慶長年中天海深く大神の靈驗を感じ下野國都賀郡吉見原(古は此吉見原は廿町四方ありて其中央に烏帽子山ありて大杉生地なり)の中央烏帽子山に常陸國安波の今宮大杉大神の御分靈を奉遷し一祠を建立して勸請せしか

濫觴にして是より此地を大杉御新田と稱し徳川代官の支配所たりしか后改めて大杉新田村と云ふ夫か故にか本村は維新前は諸役免除の村落なりと云ふ土地の人民は大杉大神の御神徳に非ざるはなしと今に傳ふるなり社域五百九十四坪高燥の地にして長風蓬然清嵐の颯々たるを聞く

全町大字嘉右衛門町鎮座

村社神明神社 祭神天照大日靈貴命 祭日三月十七日 建物 本社間口一間五尺 拜殿間口三間半 末社四社 木鳥居一基 手洗石一個石燈籠數基 神水井一個所 寶庫間口二間一棟 氏子百七十七戸 社掌全上 氏子惣代三員

本社創立は慶長年中該村開墾草分岡田嘉衛門の勸請にして該村五穀成就土地繁榮の爲に奉祭せる者なり社境二百八十六坪にして位置は通り一丁目に鎮座せり

全町大字小平柳鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 建物 本社間口五尺 拜殿間口九尺 氏子四十六戸 氏子惣代一員 社掌

磐裂命 經津主命

本社創立不詳社域二百三十四坪を有し字星宮に在り

全町大字平柳鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 建物 本社一間 拜殿間口三間 末社五社 氏子二百七十七戸 氏子惣代一員 社掌林信義 全村全經津主命 大字住

本社創立不詳社域六百五十五坪字神の前に在り

全町大字箱森鎮座

村社鷲宮神社 祭神天日鷲命 建物 本社七尺 拜殿間口三間 神饌所間口五間 末社一社 氏子二百十二戸 氏子惣代一員 社掌

本社創立不詳社域二百九十六坪を有し字御邊に在り

全町大字箱森字錦着山鎮座

私祭招魂社 祭神麥倉丑松以下六十四名靈 祭日九月二十四日 建物 本社間口七尺三寸奥 拜殿間口三間半 木華表一基 石燈籠二基 高燈籠石積立 高さ五十尺 行六尺七寸 奥行二間半 基 社務所間口五間 盥漱舎間口六尺五寸 奥行五尺五寸 社掌

社傳に曰く 明治十年鹿兒島の叛徒征討の役朽木縣下の士民にして從軍の者六十余名あり此役や叛賊猖獗官軍屢困難を極め非常の苦戦を経て終に賊徒を挫盡し國亂を平け今日昇平の安きに居て兼庶の國恩に浴するは實に官軍の國事に身命を致したる功にして該戦死者の功績亦少しとせず依て其忠魂を慰め永く其功績に酬んため發起者鍋島幹其他七名當國士民の有志を募り資金を醸集して民有の土地を購求し十一年十月土工を興し十年九月社殿及び社務所其他の建築落成し全月廿四日祭典を執行す爾後年々此日を以て例祭執行の定日とす(原文のまゝ)社域三千八百六十七坪民有第一種にして境内には征清役忠死者哀悼の碑故陸軍一等兵卒田村氏の碑ありて滿山小松落落々として生ひ繁り其間に多く櫻樹を植

花時には一簇の香雲松樹の深翠と相映し頗る眺麗に富るの境なり

皆川村

本村は皆川城内、大皆川、新井、泉川、岩出、志鳥、小野口、柏倉の舊八村を合せて自治の新村となせしものにして其幅員凡一里二十五町南北凡一里餘各村の民居所々に散在するも概するに皆川城内を中心とし之に肆溲するの状あり地勢西南北の三面鞍掛の山脈を以て周圍を通し東方頗る開濶にして永野川本村の中央を貫流し皆川城内及び大皆川は本川に瀕せり風俗朴直にして農業勸勵の風あり

本村には皆川の古城趾あり又鞍掛山に有名なる翠平宮あり各大字には郷村社ありて其氏子戸數七百餘戸人口五千八十餘人を有せり

舊各村古來の沿革に付ては往時は共に皆川庄岩田郷に在り維新前は皆川城内小野口志鳥岩出の四村は共に六浦領に屬し其他は守領を異にす維新後第一大區三小區に編入せられ後一戸長役場の所轄に歸し町村制實施に當り合同して今の一村とはなりぬ

皆川村大字皆川城内字鳥屋戸鎮座

郷社東宮神社 祭神武甕槌命經津主命天兒屋根命鈿女命 建物 本社間口二間四尺額殿間口七間 華表二基 末社三社 氏子二百十五戸 社司幸島茂平 全村大字住

本社は天喜元年源義家奥州下向之時東國鎮撫のために勸請せし社にして奥羽平定の後社領五石を寄附せらる後永享元年長沼淡路守本社の方面即ち舊城山に本城を築き居せしより本社を崇敬して皆川庄六十三村の鎮守と定め東宮社と尊稱す後慶安年間徳川將軍より社領を賜はり朱印地となす明治三年社領悉く上地す全十年郷社に加列せらる社域三千三百二十一坪高燥の地に在りて頗る幽邃なり

全村大字柏倉鎮座

村社愛宕神社 祭神軻遇突智命 相殿一座 祭神大日靈貴命 祭日陰曆二十四日 小祭三月二十四日 建物 本社間口二間 枋葺四圍及御拜柱美術彫刻を施す 木鳥居一基 末社一社 神號 扇額一面 秋月種關口佐吉奉納 手洗水盤一基 基本財産金二十圓 氏子百十三戸 社掌 關口佐吉 全村大字六二番地住

本社由緒及勸請年月詳かならず社域三百九十九坪にして高さ三百尺あり尙百尺登りて末社鹿島神社に至る此の所は往古田村將軍の戦勝を祈る所とかや亦空海の行場とて今に天然の硯石の名所ありて硯の海と覺しき所に涼水漫々として如何なる霖雨旱天と雖とも満潤なく四時共に全し故に地方人民は早魃の時此所に登りて雨を祈るに必靈驗ありと云ふ又其傍に柄籠石鼓石大鼓石鏡石其他の名石ありて頗る嶮岩峭拔風色幽邃なり本社の奉仕維新前は鹿園寺にて別當たり明治元年より柏倉一全六年より古橋

義長全十三年より關口奉仕とはなれり

全村大字小野口鎮座

村社星宮神社 祭神天津彦火々瓊々杵命伊弉諾命 大日靈命 祭日陰曆三月十三日

建物 本社二間 拜殿間口二間 瓦葺 鳥居一基 社有財産資金二十圓 氏

子七十 總代關口正吉關口藤三郎 社掌全上

本社は文錄三年三月の再建にして三百有餘年の雨露に洒され古色蒼前掬すへし社域七十六坪及び附屬地三十六坪面積少しと雖も境内高燥にして數階の石燈を隣れば古松老杉蒼鬱森然として聳ひ四方開豁實に眺望に富み最も風景愛すへし

全村大字志鳥鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈神 大日靈貴命 建物 本社間口五尺四寸 末社一社 氏

子三十七 惣代員 社掌

本社創立遼遠にして詳かならざるも往古は祭神一座にして火産靈命なりしか明治二十三年一月無格社三社を廢合し祭神四座を合祀す社域四十二坪字愛宕に在り

全村大字大皆川鎮座

村社八坂神社 祭神素盞鳴命 建物 本社九尺 氏子八十四 社掌

本社創建年月不詳社域四百八十三坪字上三田に在り

全村大字新井鎮座

村社天滿宮 祭神菅原道真公靈 建物 本社間口二間 神樂殿間口二間 氏子百六

員 社掌

本社は字天沼に在りて社域二百八十九坪を有す

全村大字全鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 建物 本社間口一間 氏子四十 社掌

本社勸請年月不詳社域四百四坪にして字鹿島森に在り

全村大字泉川鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社間口一間 氏子四十七 社掌

本社創立不詳社域四百十二坪にして字稻荷社に在り

全村大字岩出鎮座

村社天滿宮 祭神菅原道真公靈 建物 本社間口一間半 氏子二十三 社掌

本社創建不詳字馬坂に在りて社域百二十三坪を有す

全村大字柏倉鞍掛山鎮座

無格社郷社 琴平神社 祭神崇徳天皇 祭日陰曆三月十日 建物 本社間口九尺

拜殿間口五間 額殿間口九間 杉皮葺 神樂殿間口二間 杉皮葺 社務所間口八

三間 杉皮葺 神輿一輿 寶物 御鏡二面 金幣 獅子頭一頭 大茶釜 大火鉢

劔三振 黄金竹流 大鐵瓶 金銀木盃 扇額二面勅使清原宣足筆 奉納人佐野

緋幕長さ十五 奉納人東京日本橋 唐銅提灯二張奉納人全所 大錨百廿奉納人磯濱 大旗

二流奉納人常州新治郡 社有財産郡村宅地五畝七歩 氏子五百八十戸 社掌關口佐吉

全村大字全六十二番地住 一反七畝三歩 惣代二十三員

社記に曰く本社勸請は本村贈少致正關口市郎左衛門にして明和八年十二月十七日を以て參宮同行十名を募りて發足し安永元年正月元日伊勢大廟に參宮し全月十五日讃州象頭山金刀比羅本宮に參拜神璽を乞ひ請て全年二月二十五日歸村し同夜宴會を開き道中無事に歸家せるを祝し神宮の御璽を始め金刀比羅宮の神璽をも神棚に捧祭しけるに金刀比羅宮の神璽一枚拜受し來りしに二枚ありければ此れ不思議なる哉吾れは平常信仰なす所にてかくや有んと大に喜悅し一は邸内に一小祠を建立し一は坪内の鬼門

除として鞍掛山に奉祭せんと地方有志に議りしに一同其議に應し全年三月十日を以て今の地に勸請せしか濫觴なり後天保六年十月を以て神祇官へ請ひ全九年十二月神祇官統領伯玉殿より宣旨を賜はりて鞍掛山金刀比羅宮と稱す創立より慶應元年まで祭日の外參詣する人なく全二年より衆庶の參拜するに至り益々明治に至りて神威赫灼日に月に信仰の貴賤男女老若靡至す故に巖石を穿ち道路を開きて參拜者の便に供す本社の一の鳥居より西に向ひて登り石礎六十七階踏みて二の鳥居に至る五階登れば兩側には松櫻枝を交へ並植あり亦百階躋りて鐵鳥居屹然として建立あり夫より百廿八階登りて制札あり旭額殿の高樓あり僅に石階を登りて社前に至る社殿の結構宏壯清冽なること昔信仰者の力に依らざるはなし左右には旅舎茶店等並列し亦裏馬場(葛生口)には五百五十二階の石階を躋り唐銅鳥居あり兩側には櫻木を植付旅館茶店等並列し去明治七八年頃は本社前後に旅舎のみにも六十五軒の繁盛をなすと云ふ今僅に六軒の旅舎を餘せり

因に云ふ本社隆盛なること押して知るへし明治六年七月本縣廳内に二荒山神社遙拜所建築に付用途中へ金二百五拾圓獻納全七年本縣神道中教院へ皇典書籍數部獻納す全年十二月全中教院講堂新築費へ金千圓全年金三百圓喜久澤神社及縣廳内遙拜所營繕費に明治九年錦着山招魂社建築用途中へ金四十圓全年十一月枋木警察署新築用途へも金二百圓全十二年九月管内虎列拉病の罹災者救助金の内へ

四十圓明治十年三月より全十七年まで社内取締の爲め栃木警察署派出交番所を置き年々金百圓宛獻納せしを以て其賞として本社へ金銀木盃等數個本縣廳より下賜本社より各國に分懸する神社二十八社あり

神職は明治元年柏倉一關宿藩より神主職を仰付られしより古橋義長大橋養作林鑑六町田延世鈴木忍久我正通酒井織江等祠官掌を命せられ全十三年四月より關口佐吉社務一切を勤務せり亦明治七年中本社の隆盛講社の擴張を計らんか爲に本縣神道中效院出張所を設置し盛大に布教を布き大に信徒を募り其功著し社域二百二十四坪附屬地千百十九坪にして奇岩巖々として直徑千五百尺山麓より十丁裏口より二十三丁ありて往昔空海及び覺明の貴僧等一日の行場とか境内には矗立なる松樹清嵐の颯々たるを聞く亦梅桃櫻枝を參へて春色の光景に満ち又秋色には満山の樹木錦を織り紅を染む美觀言ふへからず一と度吟笥を曳いて登山せば清風自ら湧くか如く眸を四方に轉して眺望すれば一府八縣十有二州の諸山望遠鏡の見ゆる限りの風光を眼中に收むるを得へし實に塵懷を脱するの境なり

赤津村

本村は原宿、白久保、大橋、深津、大柿、富張の六村を合せしものにして其幅員東西凡一里二十町南北凡一里十町あり地勢西北は一帯の山脉を以て區域を畫し東北は平夷相連り以て上都賀郡に接す赤津

川は北より南に貫流す

舊各村の古來沿革に付ては大柿大橋深津の三村は往時旗下の采地に係り其他領主を異にせり維新後は富張村を除き共に第一大區五小區に編入せられ後更に一戸長役場の支配となり而して今日の自治團體の一村となるに至れり

本村には村社六社氏子戸數六百五十餘戸人口四千九百餘人を有す

全村大字木村鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口一間 拜殿間口五間半 末社三社 氏子惣代員 社掌

百五十六戸

本社は白鳳四年の創立にして豊前國宇佐八幡宮を奉遷して勸請せし社なり後慶安元年八月十七日徳川將軍より社領六石の朱印を賜はり境内及び別當所地中除地せらる社域二千二百三十一坪を有し字八幡の瀟洒の地に在り

全村大字深津鎮座

村社生田神社 祭神大名持命 建物 本社間口四尺 拜殿間口三間半 末社三社 氏子惣代員 社掌

七十二戸

本社は文政九年九月の再建にして創立由緒等詳ならず社城九百二十九坪字一反田に在り

全村大字原宿鎮座

村社磐根神社 祭神磐裂命 根裂命 經津主命 建物 本社二間 拜殿間口二間

氏子九十七戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社城九百五十七坪字宿北に在り

全村大字大橋鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 息長足姫命 建物 本社間口四尺 拜殿間口二間 末社三社 氏子

三十三戸 惣代員 社掌

本社創立不詳古嶺に在りて社境九百九十九坪を有せり

全村大字大柿鎮座

村社白山神社 祭神伊弉岐命 伊弉册命 菊理比賣命 建物 本社間口五尺 拜殿間口三間半 末社九社

氏子百六十戸 惣代員 社掌

本社勸請年月不詳社城八百六十四坪を有し字古内に在り

全村大字白久保鎮座

村社五靈神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二丈 拜殿間口二間 氏子二十四戸

社掌

本社創立不詳四百九十四坪を有し字大宮に在り

吹上村

本村吹上、細堀、木野地、川原田、野中、宮、千塚、大森、仲方、梓の舊十村を合せしものにして幅員東西凡一里八町南北二十七町ありて各民居互に部落を分つも其距離概ね接近し千塚其他四部落は水野街道に沿ひ仮定縣道は木野地川原田を貫通し往來に不便を感ずることなし地勢西南の一隅山脈起伏連亘し西北一帯の山脈ありて村内に突入し較々變形をなす永野赤津の二川全村の兩端を貫流す

本村往時の沿革に付ては各々其領主を別にし明治六年に至りては宮千塚の内千手村は第一大區三小區に仲方大森梓の三村及び千塚の内大塚村は全四小區に吹上川原田木野地の三村は全五小區に編入せられしも全九年に至り第一大區二小區と改まり後尙區域の變更を経遂に町村制に當り合同し一の自治村となる

本村には伊吹山標茅原等の名勝所在地として知らる神社には村社十社及び川原田の三日月神社は最も有名なり其氏子戸數八百余戸人口五千六百餘人あり

吹上村大字細堀字森北鎮座

村社藤宮神社 祭神天津兒屋根命經津主命武甕槌命比賣神 建物 本社間口二間
拜殿 間口四間半 奥行二間 石華表一基 神樂殿 間口二間 奥行三間 末社一社 氏子 五十二戸
喜十郎 全村全 大字住 社掌稻葉

本社創立遠慮にして詳ならず往古は春日大明神と稱す境内に最と古ひたる藤ありて花時には境内たみに紫の香雲棚引か如く殊に祭神天兒屋根命にして藤原の祖神なる故に因みて藤宮と改稱せしにやあらんか社城五百二十八坪平坦の地にして神池あり又老杉古樹生へ茂り蔚々蒼々として社殿を繞繞し瀟洒にして嚴肅神寂ひて古雅に富むるの境なり

全村大字河原田鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 祭日陰曆三月十九日 建物 本社間口二間 枋葺 雨
覆 間口三間 奥行三間 杉皮葺 拜殿 間口三間半 瓦葺 神樂殿 間口二間 奥行三間 杉皮葺 石鳥居一基 石燈
籠二基 氏子 百六十戸 惣代四員 社掌芹澤彦八 一、二番地住 全村大字一

社記に曰く本社は往古より惣鎮守神と稱せしか創立年月詳かならず地頭澁谷氏より五反餘歩の祭田除地をも寄附あり別當石座院にて維新前は奉祀せり除地は維新と共に上知せらるる神官は木村氏兼務と

なりしか明治十二年二月より芹澤氏奉祀せり社城千二百二十坪餘平地にして鳥居前に一小の神池ありて此の下流箱の森沼和田牛久川連土與の部落此神池より流出する水を以て灌漑の用に供す故に五ヶの部落及び此水を用て水車業を營むものは皆祭典の日には神饌料を供して報賽する例あり境内には老杉古樹蒼蔚として矗立し神寂ひて雅致あり

全村大字千塚鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日陰曆三月十五日 建物 本社間口四尺五寸三分 枋葺
上屋 間口三間 奥行二間 瓦葺 拜殿 間口三間 奥行二間 瓦葺 神興庫 間口一間半 石華表一基 氏子 百戸 惣代
全 孝一郎 社掌關口佐吉 住所 高久邦三郎 全上

本社の由緒明瞭なるも惜らくは文化三年十一月十六日民家火災の際烈風の爲めに本社及別當平等院まで延焼に依り悉く由緒寶物記録等烏有に歸す故に明記するものなし社城千六百七十一坪高さ四十尺の山腹にありて西北の二面は山林にして東南開豁田圃に向へ石階二段にして八十二級を躡りて社殿に達す境内には石の燈籠列立し社宇結構宏壯を極む古杉老檜聳立し翠色幽雅にして愛すべし

全村大字宮鎮座

村社星宮神社 祭神天津彦火々瓊々杵命 祭日陰曆五月一日 建物 本社間口二間

二トタン葺 拜殿間口三間瓦葺 鳥居一基 社有財産田八歩金五十余圓 氏子六
五戸惣 社掌關口佐吉住所
代四員 全上

本社創立は元文五年九月にして寶物には古風の獅子頭三個あり社域千五百三十八坪の中央に本社拜殿
殿然として結構宏壯を極め最も本社は明治三十年九月十六日改造の工を起し十月八日に竣工せしは氏
子惣代増茂周藏金子東五郎小林依松酒卷喜代藏外六十余名の盡力より成れるもの實に成功の速かなる
こと驚くの外なからん境内には老杉古檜矗立し翠色滴る如く衣を染めんとするの韻致あり

全村大字野中鎮座

村社長宮神社 祭神伊弉册命 建物 本社間口二間 末社二社 氏子惣代百五戸 社
掌

本社創建不詳社域一千十一坪を有し字米山の高燥の地に在り

全村大字吹上鎮座

村社住吉神社 祭神表筒男神 中筒男神 底筒男神 建物 本社間口五尺五寸
拜殿間口二間半 末社三社 氏子惣代二百四戸 社掌荒川左藤全村全
大字住

本社創立年月不詳字元陳屋に鎮して卅一階の石礎を踏りて神門あり社域八百四十四坪を有し清酒の地

にあり

全村大字梓鎮座

村社高禰神社 祭神高禰神 建物 本社間口九尺 末社二社 氏子惣代二十一戸 社掌
本社は字上の山に在りて社域百四十四坪を有せり

全村大字木野地鎮座

村社高禰神社 祭神高禰神 建物 本社間口四間半 末社六社 氏子惣代六十九戸 社
掌

本社創立不詳社域八百五十六坪を有し字本庄に在り

全村大字仲方鎮座

村社八坂神社 祭神素盞鳴命 建物 本社間口九尺 末社一社 氏子惣代二十一戸 社
掌

本社は安永五年の創立にして尾張の津島牛頭天王を勧請し鎮守神と崇む明治五年村社に列して舊號を
改め八坂神社と稱す社域百八十三坪字内山に在り

全村大字大森鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 建物 本社間口三間 末社四社 氏子惣代員 社掌

本社創立不詳社域八百五十一坪を有し字中に在り

全村大字河原田字月森下鎮座

無格社三日月神社 祭神月讀命 祭日 大祭陰曆正月三日 小祭全 每月三日 建物 本社間口三尺 小羽葺

寛政七年再建 雨覆間口一丈 拜殿間口三間 瓦葺 明治二十年再建 神樂殿間口二間 奥行三間半 石鳥居一基

手洗石一個 寶物古鏡一面 太刀一振 信徒惣代三員 社掌芹澤彦八 全村大字全一

社傳に曰く當社は芹澤伊賀守の勸請にして氏神と崇敬せし社なり本社々記等も往古は保存ありしも情

むらくは元治元年祝融の災に罹り鳥有に属す今は只口碑に残れる儘を記して曰く芹澤家に往昔或る十

二月晦日の夜盜賊押入し金銀物品を掠奪し持去んとす然に祖先傳來の寶刀(三日月丸長さ三尺)を抜き

放ち其盜賊を切伏たり而るに地頭澁谷の館に不思議なる哉晦日の夜なるに三日月の出現を見る故に地

頭館舎に何か災害の兆ならんやと心痛せしに幾程もなく領分河原田村芹澤より盜賊押入の始末を上申

ありしを領主も三日月神の靈驗著しきを感賞し其年より年々三日月神社の御供米として米五斗つゝ奉

納ありて領主代々崇敬あり隨て衆庶の信仰厚く日々賽するもの實に塔の如し社域三百四十三坪田甫の

中に一群の亭々たる森林を見る此の中央に本社拜殿神樂殿あり皆壯麗美觀にして高潔老杉森々として社頭を擁し幽靜にして愛すべし

寺 尾 村

本村は鍋山、大久保、尻内、梅澤、出流、星野の舊六ヶ村を合せしものにして幅員東西凡一里南北凡三里に亘り民居多くは永野街道の兩側に沿ふて点々聚落をなし出流の一村は別に一部落をなし里道を以て永野の本道に連接し交通頗る便なり地勢出流三峯の兩山脈の間に介在し自ら一區域をなし僅に東南の一端を開くのみ永野川全村を貫流し各民多くは農業に従事し鍋山の如きは石灰の業に勤勉し多くの石灰を産出せり

古來沿革を尋ぬるに舊各村往時其領主を異にすと雖とも寺尾の一郷にして維新後栃木縣第一大區四小區となり后又一戸長の管する所となり遂に町村制に當り合併して寺尾村と稱するに至れり

本村には村社六社氏子戸數六百七十餘戸人口四千七百餘人にして風俗淳良敬神の風あり

寺尾村大字大久保字鶴巻鎮座

村社春日神社 祭神天津兒屋根命 齊主命 祭日陰曆四月十五日 建物 本社間口五尺

四尺 小羽葺 拜殿間口四間 杉皮葺 明治八年再建 雨覆間口二間半 杉皮葺 幣殿間口二間 杉皮葺

明治二十五年再建 石華表一基 石燈籠一基 氏子五十七戸惣代三員 社掌小倉豊次郎全村大字全三七番地

社傳に曰く本社創立は承平六年九月十五日當國佐野に鎮座せる春日神社を遷座す佐野家代々崇敬の神社にして慶長二年佐野秀綱本社再建す佐野家滅亡以後は氏子にて保存せしか明治五年縣鄉村社々格改定に際し第一大區四の小區の郷社となる其區内村々は久保梓中形尻内梅澤鍋山出流星野永野の九村にして神主は住古田村と稱せしか故ありて小倉と改め奉仕せり維新郷社となりては小倉豊光は祠宮にして祠掌は大館愛道なりしも明治十年行政區畫改正に際し村社に列せらる本社拜殿とも壯麗にして氏子の敬神滋々凝結の意を顯し明治廿五年花崗の大石を以て一大華表を建設し正二位勳一等佐野常民の揮毫せし神號の大額をも奉納あり風色嫣然として翔すへし社域百八十坪余境内狹少と雖も高燥にして古杉老樹鬱々蒼々として春の花秋の紅葉の類社殿に接し幽靜にして愛すへし又田甫を隔て坤位には永野川濠濠々として鳴り以て耳を洗ふに足るへし

全村大字出流鎮座

村社出流神社 祭神大山祇神 建物 本社間口三間 末社一社 氏子五十八戸惣代一員 社掌

本社創立不詳社域九十七坪にして字金剛童子の清酒の地に在り

全村大字星野鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命磐裂命 建物 本社間口二間 拜殿間口二間五尺 末社一社 氏子六十二戸惣代一員 社掌

本社勸請年月詳ならず社域七百三十一坪を有し字岩崎にあり

全村大字鍋山鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 建物 本社間口四間半 拜殿間口五間 末社一社 氏子百七十五戸惣代一員 社掌

本社創立詳かならず社域一千八十五坪を有し字鹿島前に在り

全村大字梅澤鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 建物 本社四尺 拜殿間口四間 末社二社 氏子百十惣代一員 社掌

本社創建不詳字宮下に鎮して社域三百四十三坪を有す

全村大字尻内鎮座

村社愛宕神社 祭神磐裂命 本社三間 氏子四十八戸惣代一員 社掌

本神創立詳かならず社域一千六百五十坪字内宿に在り

家中村

本村は合戦場、升塚、家中、平川の一宿三村を合せ以て一村をなせしものにして幅員東西凡三十町南北凡一里十八町あり地勢一圓平坦にして南狭く北廣く小倉川之を經流す

舊各村の沿革を見るに往時は其領主を異にし維新後共に第一大區六小區の内在り后一戸長役場の所轄に歸し以て今日に至れり

本村には村社四社あり現今の氏子戸數六百八十餘戸人口五千餘人を有せり

家中村大字家中鎮座

村社鷲宮神社 祭神大己貴命 天日鷲命 祭日陰曆十一月初四日 建物 本社間口二間 奥行一間銅葺 拜

殿間口五間 奥行二間幣殿間口二間 奥行二間末社六社 石鳥居一基寛文八年三月建設石燈籠三基 神樂殿間口三間 奥行二間御供水井一箇所 手洗石二基 制札一基明治卅一年八月廿五日 朽木縣廳より下附 社有財産郡村

宅地及畑等あり 氏子四百廿六戸 惣代六員 社掌菱沼義正全村全大字 七十番地住

本社創立は遠遠にして詳かならずと雖も承平元年辛卯年十一月初酉日本社改造せしは明かなり文錄三年本村檢地之際二反七畝二十六步除地として寄附せらる享保十一年二月十一日を以て正一位の神階を

授けらるるより衆庶の崇敬彌盛なり殊に毎年大祭には維新前は藩主より有司社參ありて最と嚴かに祭典を執行せり本社奉仕は往古より菱沼家神職にして代々奉仕せり然るに嘉永年中該家焼失の爲め社記録及び家系譜等悉皆烏有に風したる故に由緒沿革等を詳にする能はず社域九百八十六坪平地にして古杉老樹矗立陰森幽雅にして愛すへし頗る社殿の宏壯美麗にして輪奐ならざるはなし

全村大字合戦場字星宮鎮座

村社磐根神社 祭社經津主命根裂命 磐裂命 祭日四月廿九日 九月廿九日 建物 本社間口二間 奥行二間瓦葺 拜

殿間口二間 奥行三間瓦葺 瑞籬延長廿間石華表一基 末社三社 石燈籠三基 水磐一間 四方一個 氏子百八十戸 惣代六員 社掌新井正雄全村全大字 十七番地住

本社創立は慶長元年九月十九日神祇伯白川殿の勸遷にして神威赫灼なりしも歲月を経て遂に社殿破砕を來し安政六年中島正兵衛大川太郎助の兩氏の發起に依り本社再築の工を起し若林正一郎中島邦三郎後見役となり全氏子へ相謀り宮殿を再築して今の宏壯美麗なる宮殿とはなりぬ本社奉仕の神職往古は詳かならず中古川津氏神職たりしか氏は元祿五年六月病没す其后任田浪氏職を繼ぎ文政六年より新井恒貞安蘇郡より來りて其職を繼ぎ今に其子孫繼續して本社に奉仕す社域千四百坪平坦の地にして老樹鬱々幽邃清雅塵懷自ら洗ふか如し

全村大字升塚鎮座

村社愛宕神社 祭神迦具土命 祭日 一月二十四日 建物 本社 間口二間 奥行九尺 板葺 拜殿 間口四間 奥行二間 板葺 木鳥居一基 氏子 六十戸 惣代三員 社掌全上 本社勸請は慶長十五年にして由緒沿革不詳なり

全村大字平川鎮座

村社羽黒神社 祭神稻倉魂神 祭日 四月初巳日 建物 本社 間口三間 瓦葺 拜殿 間口二間 瓦葺 石鳥居一基 石燈籠二基 手洗石一基 末社二社 氏子 四十七戸 惣代四員 社掌全上

本社創立由緒沿革詳かならず社域四百二十五坪を有す

大 宮 村

本村は大宮、今泉、藤田、宮田、仲仕上、樋ノ口高谷、久保田の舊八村並に平柳村の村部落を合せて一の自治區をなせしものにて幅員東西凡一里南北一里十八町にして民居は各所に散在す然れども其距離遠からず地勢平坦開豁にして水田に富み村民農業に勤勉するもの多し

古來舊各村の沿革に付て往時其領主を異にし維新後相合して第一大區一小區となり後又平柳村を除

き一戸長の所轄に属し以て今日に至れり

本村には村社八社其氏子戸數五百八戸人口三千五百四十餘人を有す

大宮村大字大宮字北城鎮座

村社大宮神社 祭神大己貴命少彦名命 建物 本社 間口一間 拜殿 間口三間半 石鳥居一基 木華表一基 末社八社 調馬路復舊碑一基 氏子 百五十八戸 惣代一員 社掌鶴

見紀繼 全村全 大字住

本社創立遼遠にして詳ならず往時は領主代々崇敬ありて社領五石を寄附せられ大宮村の大宮にて馬場は南向にして中仕上村の境に達せし長馬場なりしか永祿四年小山の支城を當地に築きし際變して東向にせりと云ふ後元祿七年堀田伊豆守正虎當城より陸奥の福島に移封せられ其支城廢毀し民地となりぬ當時氏子等議りて舊に復せんと百方心を盡すと雖も遂に成らず漸くにして明治昭代に至りて百八十餘間の長馬場に復せり嗚呼神人の喜ひならんや

本社再建は寶永六年九月なり社域一千二十六坪平坦の地にして老杉古樹叢茂し神寂ひて頗る幽邃なり

全村大字今泉鎮座

村社今泉神社 祭神天香々脊男命 稻倉魂命 譽田別命 建物 本社 間口一間 拜

殿間口五間 神饌所奥行三間半 末社二社 氏子^{六十二戸}惣代員 社掌
 本社創立は文祿年間にして往時は妙見社と稱し享保十九年十二月を以て神階正一位を授けらる社域一千二百三十四坪字神田に鎮し明治五年今泉神社と改稱す

全村大字久保田鎮座

村社八蛇神社 祭神^{天照大御神}大物主命 建物 本社間口二間二尺 拜殿間口三間 末社二社 氏子^{三十三戸}惣代員 社掌^{彦火々出見命}

社傳に曰く 仁明天皇の御宇當郡凶年打續き五穀熟せず郷民深く患ひ歎き大和國城上郡大神社及び當郡惣社大神社を祈願するに靈驗著しく五穀成熟す之れによりて村民大神社を崇敬して嘉祥三年八蛇山に奉齊して大神社の神に天照大御神彦火々出見命を合祀して八蛇神社と號し一村の鎮守神とす社域一千四百八十三坪を有し字北條の清酒の地に鎮す

全村大字高谷字六反田鎮座

村社日枝神社 祭神大山咋命 建物 本社間口四尺五寸 拜殿間口二間 末社四社 氏子^{二十三戸}惣代員 社掌

社傳に曰く 本社は延暦十年の創立にして字樋の口の境に勸請せしか故ありて寛政七年中今の地に移

遷す今尙元社地の舊跡を存す社域三百四十坪清酒なり

全村大字樋ノ口鎮座

村社稻荷神社 祭神豐受姬命 建物 本社九尺 拜殿間口二間 末社三社 氏子^{四十四戸}惣代員 社掌

本社創立不詳社域百五十五坪を有し字上口に在り

全村大字宮田鎮座

村社星宮神社 祭神^{磐裂命}根裂命 建物 本社間口九尺 拜殿間口二間半 末社一社 氏子^{二十二戸}惣代員 社掌

本社は明應三年九月の創建にして全郡太平山神社を移遷して勸請すと云ふ社域三百二十坪字星宮に在り

全村大字上仲仕上鎮座

村社星宮神社 祭神^{經津主神}磐裂命 建物 本社間口四尺 拜殿間口二間 末社二社 氏子^{三十五戸}惣代員 社掌^{根裂命}

本社創建詳かならず社域百五十坪にして字北浦に在り

全村大字藤田鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 建物 本社八尺 氏子二十一人 社掌

本社創立詳ならず社域五十五坪を有し字星の宮に在り

國府村

本村は惣社、大塚、柳原、大光寺、田村、寄居、國府の舊七村を合せしものにして其幅員東西凡二十
四町南北凡一里十八町あり惣社大塚國府柳原の四部落は宇都宮街道に沿ひ其他の舊三村は栃木街道其
他の里道を以て貫聯し往來頗る便なり地勢平坦にして小倉川其東邊を經流し風俗朴直にして能く農業
を營み精勵の風あり

舊各村古來の沿革に付ては往時惣社大塚柳原大光寺の四村は共に壬生藩領にして他は各領主を別にす
維新後大光寺田村を除き共に第一大區六小區となり其後大塚の一村を除き一戸長役場の所轄に歸し以
て今日に至りしものなり

本村には延喜式内大神社及び村社五社氏子戸數六百七十餘戸人口四千七百五十餘人を有し又室八島の
古跡あり

國府村大字總社室八島鎮座

郷社大神神社 祭神大物主櫛鷲玉命 相殿 祭神天津彦火々瓊々杵命 大山祇命 新

宮天照皇 相殿 祭神正哉吾勝速日 天忍穗耳命 祭日陰曆六月廿日 建物 本社間口三間 枡葺 拜

殿間口六間 枡葺 神樂殿間口二間 棟 唐銅鳥居一基 石華表二基 木鳥居一基

末社九社 祭器庫間口一間半 棟 石燈籠一對 寶物 古鏡一面 劔一振 短冊

三枝鳥丸大納言實正卿右大臣 藤原正房公の奉納にあり 氏子三百八十戸 社司國保能道全村大字全 卅二番地住

本社創建遠遠にして詳ならず延喜式内にして明治五年郷社に列す社傳に曰く磯城瑞籬宮の御宇天皇御
世豊城入彦命を日本大三輪大物主神及び相殿の神四座新宮の神一座新宮相殿の神一座を室の八島の地
に齊奉り賜ふ延喜神名式に下野國都賀郡大神社とあるは則此御社の御事なり御祭式は二月四日祈年祭
り仕奉り三月邪鬼を避る奉を行ふ鎮花祭は百花の散んとする頃ほひに祭るなれば日定めを事なし六月
の二十日の曉に総社村に並へる國府村に古くより神事判官と號し來る島田氏より神馬を奉り田村の長
氏より御膳を奉る又流鏑馬仕奉る此日封侯より重き有司社參あり其它守衛の人數を出し亦右島田長兩
氏へ奉資料を與へらる八月朔日内殿に納め置奉る御載(長さ二尺)を薦もて包み奉り繩して結び奉りて
御形代として野中へ取出奉り御假屋(但し屋上を葺かず)造奉りて其月の晦日までに子日午日に御饌奉
りて齊き奉るいまた天癸を知らざる歳十まり二はかりなる童女一人御前に仕奉る是を九呂女と號ふ九

月朔日の夜巫女神樂仕奉る又湯立あり五日曉結奉れる繩を解奉る此を紐解祭と云ふ七日の夜湯立又神樂仕奉る八日の夜丑刻に御載を内殿に納め奉る九日御前にして制魚を焼く是舊例なり尙種々の物を奉る此二度の神事も祈年祭坏と同一と古くより仕奉り來つる神事なり又此祭の料は領主より總社村の收納の内を以て奉らること舊例なり往昔は徳川將軍より社領三十石を附せられ將軍代々崇敬あり社家六家ありて(田谷荒川大橋佐藤高久國保)社吏あり(大宮司一人國保氏神主一人野中氏祝部一人大橋氏)往古は宮殿及樓門等に至るまで宏壯輪奐なりしも天正十二年十二月小田原北條左京大夫氏直當國皆川城主皆川山城守と戰爭の際山城守の軍敗れて本社に潛伏したるを北條の軍士襲へ來りて火を放ちたり其時本社を始め樓門寶庫も火災に罹りて悉皆烏有に歸したり亦樓門の礎石の趾のみあり寛永十三丙子年徳川將軍家日光御社參の途次當社に參拜ありて社頭の廢頽を慨かせられ恩從の老中酒井雅樂頭へ下命ありて若干の金員を寄附せられしにより本社天和二年改造せられ今尙存せり拜殿は全三年四月の再建なり舊境内五町四畝歩なりしも明治四年大政官の布告により社用場除の外上地すへき越により内二町四反七畝十七步上地せり爾來上地林は風致官林とはなりぬ現今社域七千六百八十坪平地にして馬場千百五十二尺十二階の石礎を蹟れば古杉松檜老樹蒼翠々々として高く聳ひ喬木陰森として天日を洩さず晝尙暗く幽雅にして愛すへし亦四面は洋々たる田圃にして快潤の氣を吸ふを得へし又室の八

島は古より名高き勝地にして和歌にも多く煙を詠合せぬ此地は本社より坤方五丁弱ある野中にあり(今人家畑山林点々たり)て此地より今尙清水數多湧出して其水蒸騰して煙の如く見ゆるか故なりと上野國誌に曰ふ室の八島は總社村に在り其隣郷に國分村ありて古へは總社村も國分の分郷なり其地に清水と云ふ處あり又煙村と云ふも並ひてあり(中略)さて袖中抄に下野國野中に島あり俗に室のやままこと云ふ室は土地の名か其野中に清水の出る氣の立てるか煙に似たるなり云々

古歌あまたあり愛には其二三を録す詞花集に實方朝臣の歌に「いかてかは思ひありとも知らすべき室の八島の煙ならては」新古今集清輔朝臣の歌に「朝霞ふかく見ゆるや煙たつ室の八島の渡りなるらん」境内に芭蕉翁の碑あり句に「いと遊に結び都きたるけふりかな」

全村大字柳原鎮座

村社櫻木神社 祭神稻倉魂神 素盞鳴命 足利義尙靈 建物 本社間口九尺 末社一社 氏子^{二十}十戸 社掌

本社創立不詳社域百三十三坪を有し字宿に在り

全村大字寄居鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 建物 本社九尺 拜殿間口三間 氏子^{七十三}三十三戸 社掌

本社勸請年月不詳社域百二十四坪にして字星宮に在り

全村大字大光寺鎮座

村社神明神社 祭神天照大御神 建物 本社^{間口一間} 拜殿^{間口三間} 氏子^{六十二戸} 惣代^員 社掌

本社創立不詳社域百八坪を有し字腰越に在り

全村大字大塚鎮座

村社愛宕神社 祭神軻遇突智命 建物 本社^{間口二間} 氏子^{百八十戸} 惣代^員 社掌

本社創建不詳社域五百九十五坪を有し字愛宕にあり

全村大字全鎮座

村社神明神社 祭神天照大御神 建物 本社^{二間} 氏子^{四十五戸} 惣代^員 社掌

本社は字東神明に在りて社域五百二十二坪を有せり

壬生町

本町は舊壬生町及び藤井村の一町一村を合せて一の自治區となせしものにて其福員東西凡一里十町南北凡一里二十五町壬生と藤井は黒川を隔てて聚落をなし地勢一圓平坦にして壬生は市街をなし藤井は

平村陸圃多し黒川其中央を貫流し風俗概ね醇厚にして農商の業に従事し勤勉の風あり

古來沿革を尋ねるに往時は壬生藩の治所に在りしか明治四年廢藩置縣の令出て壬生縣となり後栃木縣所轄となり第一大區八小區の内に編入せられ後一戸長の所管となり遂に町村制實施に當り合併して一町となるなり

本町には有名なる郷社雄琴神社外村社一社ありて其氏子戸數一千戸人口六千七百餘人を有す

壬生町大字壬生通町字郷社鎮座

郷社雄琴神社 祭神天照大御神 天武天皇 大地主神 小槻今雄 建物 本社^{二間} 拜殿^{間口五間} 神饌所^{間口二間} 神樂殿^{間口四間} 隨神門^{間口四間} 華表^{二基} 氏子^{九百五十三戸} 惣代^員 社司黒川豊齋^{全町全} 大字住

本社は寛治五年三月二十八日鎮守府將軍清原武則の三男保定の創建にして其遠祖を奉祀せるものなり

全六年壬申二月源義家奥州より凱旋の時本社に參詣せられ本社御宮の緣起を訪尋し百貫の地租を荒間地にて寄附せらる寛喜元巳丑年三月故ありて社號を藤森と改む文明元乙丑年小槻今雄の末裔壬生彦五郎胤業始めて當地(源義家寄附の除地)に一城を築きしより古名上の原を改め壬生と稱す後壬生筑後守胤業か嚮祖の地江州滋賀郡雄琴村に祖先今雄を祭祀あるを以て本社に遷祀合祭し是れより兩祖の神社

と稱す當時城主が首領として尊敬せしより藤森の名稱は暫く絶へて雄琴神社と稱するに至れり後五世の孫上総介義雄反して北條氏直に属し天正十八年相州酒匂川にて病死し嗣なくして断絶し全十九年結城三河守當城を領し故ありて大地主命を本社に附祭す後日根野氏の領する所となるも皆本社崇敬淺からず就中寛永十二年代官市川孫右衛門支配所たりしとき清原保定十五世の孫勝成(今黒川氏の祖なり)を以て公廳に達し改めて神主とせられ又三浦志摩守城主たりしとき本社の衰微を歎き萬治三年檢地の節畑山林等改めて除地となし寄附せらる轉て鳥井氏に至るも崇敬怠らす年々の大祭式嚴かにして城主自ら參向ありて幣帛を献し又月々代拜使あり亦祈晴及び雨乞の祈願には城主より代參あり又領内村吏に達して參詣せしめ以て郡奉行及び小頭等參向し參拜せし村吏の姓名を改る等又城主代換の際は吉日良辰を撰て城主社參して武運長久及び領内安寧を祈るを例とす故に往時は式外の大社と稱す明治五年郷社に列せらる

社域二千百九十九坪社境廣寬にして平坦にあり華表を潜りて社門あり千年の老樹蔚蒼として社殿を繞繞し幽邃にして古雅に富み人をして覺むす襟を正くして敬せしむ

全町大字藤井鎮座

村社渡神社 祭神海津見神 建物 本社間口二間半 拜殿間口三間 末社三社 氏

子百三十九戸 惣代員 社掌

本社創立年月詳ならず社域九百五坪字渡宮に鎮す

因に曰ふ往古藤井戸郷と稱せし頃橋本宮の分靈にして渡神社と稱せしと傳説あれと祭神海津見神なれば未だ信なるや否を知らず姑く錄して好古の士に質す

稻葉村

本村は上下稻葉、七ツ石、羽生田、福和田の舊五村を合せしものにて其幅員東西凡二十五町南北一里五町にして上下稻葉七ツ石は西南部にありて日光街道の兩側に聚り羽生田福和田は東北部にあり此間黒川の貫流するあり地勢平坦西方一帯小倉川を控へ村民一般農業に従事し頗る勤勉の風あり古來沿革に付ては往時は共に壬生藩の領邑にあり維新後第三大區三小區七ツ石は外區に編入せられ后又二月長役場の所轄に分属し次で町村制實施に當り合併して今日の一村となりぬ
本村には村社五社其氏子戸數六百餘戸人口四千五百餘人を有す

稻葉村大字上稻葉字峯鎮座

村社高尾神社 祭神日本武命 祭日陰曆九月二十八日 建物 本社九尺 拜殿間口三間半 雨覆間口二間半 末社六社 華表一基 氏子惣代員百七十五戸 社掌荒川辰

之進 全村大
字全住

本社は文治五年九月二十八日里民等相議り峯山に一小祠を立てて勸請し荒川氏を以て本社に奉仕せしむ後建久五年九月壯麗なる本社を再築して稻葉村の鎮守神と尊崇す後享保元年十一月神主荒川某上京し神祇管領長上吉田殿へ請へ宣旨正一位を授けられ爾來神威赫灼たり社域一千五百七十坪高丘の地に於て境内には樅の老木古杉森々として景趣頗る幽邃なり

社傳 高雄は山城國西の山也 因幡國峯に高雄大明神を勸請す 安徳天皇御幼稚の時源平の合戦に御一門の人々都を攝州一の谷へ開き楯籠る御母賢禮門院都にて御命終らせ給ふ壽永二年なり小納言高尾は因幡國峯より都へ出て大内に勤み時の官小納言なりしか志願ありて遠路刀に一品を下され御暇出けり高尾自ら見彌と名を改め壽永元年十一月都を出て古郷に立歸る道にて供連れたる小奴煩ひ相果けり是非なき一人旅と思ひて知らぬ道を問ひけれども女の身とて抄々しからず惱みに惱みたり世渡る商人此女を見て都人にやありつらめ扱々氣の毒の事なりとて何吳となく世話して救ひけるか此商人を見失ひけり高尾因州へ立歸らんと思ひしも商人に一度尋合ひ身を救はれし恩禮謝すんは非すとて商人の名所委しく尋ければ金賣吉治と云ふ人なりしか野州都賀郡の内に暫く足を留める人なりと聞き然らば野州へ渡り商人を尋ねんと思ひ遙々都賀郡を尋ね稻葉と云ふ所に來りて里人に吉治と云商人此邊へ

來つらんやと問へけるに去頃相果しと聞て信用仰心の恩人なりとて此里に淹り吉治が墓を築き供養せり此所を今に吉治内坪と稱せり高尾偶々病に罹れり此稻葉と云所に來りし事古郷因幡へ歸りたるも同じ事と思ひて筆紙を寄せて

因幡國よりはるく此里へ來りしかこし方の戀しさに歸らんと思ひし折から最と病厚くなり今や限りにやせめて此里の稻葉に歸る里へ歸りし思ひをなして

「故郷の道のしるへも絶はててちきるいなはの名してつらけれ」と詠みて已に其日も過てけり最早命の限りにや有んと思ひ今は何を包むへき我は因幡國より都へ出て大内に勤み時の官小納言高尾と云へしか見彌と名を更めて此里に來りしなりとて身上委しく物語りて錦の袋に入りし懐劔を取出し此及は此家に傳ふへく又錦の服紗包を取出して此一品は大内裏の御寶の一品也此寶物は此家に持つへき物に非ず故に埋めて我在所の氏神高雄大明神と祀り末の代迄も物傳へて我名も残らん我願は是許なりとて文治四戊申年九月二十五日四十才にて身死りぬ翌西九月二十五日年忌來りて昔人打寄り吊ひ又錦の服紗包を神に祀らんとて彼服紗包を土中に埋め草を結んで祠となし因幡の峯の高雄大明神を移し文治五巳酉年九月二十九日高尾大明神と祭る此時より峯山と名付け今に峯坪と云へり後建久三年夏より疫病流行し國中夥多しく惱ませし時所のもの寄集りて巫神修験者を頼み神樂を奏し神を諫奉れば此に於

て一人も疫病を受けたる者無かりしと云へり所の者等誠に奇異の思ひを成して全五甲寅年九月二十八日更に神殿を建立し稻葉村の氏神高尾大明社と崇敬奉れり

全村大字七ツ石鎮座

村社熊野神社 祭神伊邪那岐命 祭日^陰九月二十九日 建物 本社^{間口七尺}奥行^{二間}枋葺

拜殿^{間口三間}奥行^{二間} 木鳥居一基 末社四社 氏子^{百餘戸}惣代^{三員} 社掌外山貢^{全村大字全}_{二番地住}

本社は中納言長俊紀州熊野より遷座せしか濫觴にして維新前は外山家の氏神なりしも明治五年社格改定の際村社に列せらるる因に云ふ本村は往古羽生田村なりしも承慶三年分裂して七ツ石村と稱す此の村號を附するは則ち本社の右の側に高さ三尺の丸き石あり此石は往昔七度鳴動して一夜に現出せしより七ツ石と稱せしなり故に分村の際此名石をなぞらへ村名とはなりぬ外山氏中祖中納言長俊より世々該社の別當職にして七石山戒淨院と號す維新までは十町余歩の除地を附せられ代々奉仕せしか明治の新天地に際し速に復飾外山將監と改め本社に仕奉る社城六百五十八坪にして本福巽位に向ひ小倉川の清流滾々として本社の後を流れ前は宇都宮枋木間の里道を控ひ境内平地にして老杉蒼蔚し神々たる風景なり

全村大字下稻葉鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 天兒屋根命 經津主命 建物 本社^{間口二間半}奥行^{三間}

拜殿^{間口五間半}奥行^{二間半} 末社三社 氏子^{百二十六戸}惣代^{一員} 社掌

本社は大同二年九月十九日の創立にして衆庶崇敬の社なり明治五年郷社に列せられ全十年八月村社となる社城一千六百二十坪を字し字鹿島に鎮す

全村大字羽生田鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社^{間口三尺}奥行^{五尺} 雨覆^{二間}四方 神饌所^{間口二間}奥行^{三間} 末

社三社 氏子^{百三十二戸}惣代^{一員} 社掌

本社は源義家奥州征伐の時當地に八陣の軍を備ひて豊前國宇佐八幡宮を勸請し戰勝を祈りし所なりと古老の口碑に傳ふ社城四百四十九坪平坦の地にして境内には老杉蔚々として繁茂し神寂ひて雅致あり

全村大字福和田字神明鎮座

村社神明宮 祭神大日靈貴命 建物 本社^{一尺三寸}四面 拜殿^{間口四尺}奥行^{一間} 氏子^{六十六戸}惣代^{一員}

社掌

本社創立年月詳かならず境内には老杉蔚々として繁茂し社城二百二十坪を有す

南犬飼村

本村は安塚、國谷、北小林、助ヶ谷、中泉、上田の舊六村を合せて一の自治區を造成せしものにて其幅員東西凡一里九町南北凡一里二十七町其民居各所に小部落を成し又は所々に点在し安塚は宇都宮街道に傍ひ地勢平坦四望原野にして平林多く村民の風俗概ね醇厚にして農耕に従事し頗る勉強の風あり古來沿革に付ては國谷助谷は往時壬生藩の領邑に屬し他は各其領主を異にし維新後共に第三大區三小區の内に編入せられ其後一戸長役場の所轄に歸し遂に町村制に當り合同して今日の一村とはなりぬ本村には村社六社氏子戸數五百余戸人口四千三百人許を有す

南大飼村大字安塚鎮座

村社磐裂根裂神社 祭神 表筒男命 祭日 陰曆三月廿九日 建物 本社 間口二間 瓦葺

但文化十三年再建 規造四方彫物付 石鳥居一基 石唐獅子一對 奉納人 手洗石 奉納人 栃木町塚田屋周吉 鈴木七左衛門佐藤忠藏

末社七社 氏子 惣代三員 社掌 鈴木貞三郎 全村大字全住

社傳に曰く本社は本村開闢と共に勸請せし由なれども創立年號詳ならず往古は星宮大神と稱せしか維新の際社格改定と共に磐裂根裂神社と改稱して村社に列せらる因に云ふ本村は元和年間迄は今字古屋敷と云ふ處に人家ありしか水害の爲めに今の宿内に移住せし事明かなり故に今の社地に其際宮殿を遷坐す別當は安福山神宮寺にて維新の初めまで奉仕せり嘉永二年三月を以て神祇伯より正一位の神階を

進めらる社域二百一坪字宿内街道の西側にあり本社巨大壯觀美麗にして東小學校に忍み後ろに大森林を負ひ境内には老杉蒼蔚北に竹木林を控へ東南北には人家櫛比し平地と雖も清嵐の颯々たるを聞けり

全村大字國谷鎮座

村社四所神社 祭神 大日靈貴命 素盞鳴命 天兒屋根命 譽田別命 建物

本社 間口二間 拜殿 間口二間 氏子 二十六戸 社掌 高山安之進 全村大字全住

本社創立年月遼遠にして詳かならず社域七百七十九坪平坦の地にして境内には古杉老樹蔚々として風色幽邃なり

全村大字助ヶ谷鎮座

村社八幡宮 祭神 譽田別命 建物 本社 間口二丈 氏子 六十二戸 社掌

本社創建詳かならず社域六百九十八坪字堀の内に在り

全村大字上田鎮座

村社磐裂神社 祭神 磐裂命 建物 本社 三間 氏子 八十五戸 社掌

本社創立不詳社域四百五十八坪にして字北反川に在り

全村大字中泉鎮座

村社磐裂神社 祭神 磐裂命 建物 本社 間口五尺 拜殿 間口四間半 末社二社 氏子 八十一戸 惣代 員 社掌

本社創建年月詳ならず社境百五十二坪字大宮に鎮す

全村大字北小林鎮座

村社小林神社 祭神 大己貴命 建物 本社 四間半 末社二社 氏子 四十四戸 惣代 員 社掌 本社創立詳かならず字南原に位し社域二千九百坪を有す

石橋町

本町は舊石橋(字上ノ北原飛地を除く)下石橋、上大領、中大領、下大領、東前原を合せしものにて委村に隣り國道に沿へて人家相連り且東北線停車場所在の地にして石橋を中心とし其他は西南部に点在し地勢平坦にして田圃多く麻干瓢の産地を以て名あり

古來沿革に付ては往時石橋宿は代官山内氏の支配所にして其他は各々其領主を別にせしか明治元年八月縣知事の仮廳を本地に置きしより知縣事の支配となり後日光縣の支配となり次て栃木縣管轄となり第三大區四小區に編入せられ後一戸長の支配に歸し以て今日自治の一町となれり

本町には村社六社其氏子戸數三百二十余戸人口二千九百五十余人を有す

石橋町大字石橋鎮座

村社愛宕神社 祭神 火産靈神 建物 本社 間口二間 末社一社 氏子 百六十二戸 惣代 員 社掌

本社は字白山に鎮し創立詳ならずと雖も慶長九年六月二十二日徳川將軍より全部五分一村地内に於て社領五石を賜はり全將軍世々崇敬の社なりしも明治五年村社に列せらる社域一千七百六十九坪を有せり

全町大字上大領鎮座

村社孝謙天皇社 祭神 孝謙天皇 建物 本社 間口二間半 氏子 二十戸 惣代 員 社掌 本社創立詳かならず社域六百七十二坪にして字江川端に在り

全町大字中大領鎮座

村社雷電神社 祭神 大雷命 建物 本社 二尺 拜殿 間口三間 末社一社 氏子 二十戸 惣代 員 社掌

本社創立不詳社域五百三十三坪を有し字杉の根に在り

全町大字東前原鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社間口四尺 末社二社 氏子六
惣代 社掌 員

本社勸請年月詳かならず社域四百二十坪字腰巻に在り

全町大字下大領鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 建物 本社一尺五 氏子二十一員 社掌
本社創立不詳社域百五十二坪を有し字中の林に在り

全町大字下石橋鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 建物 本社間口四尺 末社二社 氏子三十七員 社掌
本社創立詳かならず社域一千八百三十九坪を有し字郭内に在り

姿村

本村は石橋(字上ノ北原飛地)橋本、細谷、上臺、下長田、上下古山の舊各村を合せて一の自治區をな
せしものにて石橋古山は奥羽國道に沿ひ其他は縣道里道によりて連絡し交通往來頗る便あり地勢狹長
平夷にして東方一帯河内郡に接し姿川は西邊を貫流し村民農商の業に従事し勤勉の風あり
古來沿革に付ては石橋宿は眞岡代官所の支配に係り橋本上古山細谷下長田は壬生藩領に属し其他は各

領主を異にせしも維新後第三大区四小区となり後又一戸長役場の管轄に属し以て今日の一村とはなり
ぬ

本村には村社六社氏子戸數四百餘戸人口二千九百余人を有す

姿村大字橋本 小字宮山鎮座
國分寺村大字箕輪

兩大字鷲宮神社 祭神天日鷲命 相殿天照皇大神 經津主命 祭日陰曆 大祭十月十日
月並祭毎月廿日

建物 本社間口九尺 拜殿間口三間 末社四社 石鳥居一基 手洗石一基 寶物

神鏡一面 太刀一振 氏子橋本七十二戸惣代四員 社掌宇賀神義照 姿村大字橋
本一番地住

本社創建は遼遠にして詳かならずと雖も寛治五年源義家政を奉して奥州征伐の際本社に戦勝を祈る既
に事平け歸陣の節報賽として本社に奉納せし神鏡今尙存せり太刀は慶長九年二月下野守宇都宮友綱よ
り奉納せしものなり寛文中壬生の城主加藤越中守より橋本村地内に於て一反三畝十四歩箕輪村内地
に於て一反四畝七歩の御供田を寄附せらる如斯く神威赫灼として社殿も亦輪奐の美を盡せしも明治四
年七月の大烈風に本社拜殿とも破壊せられ今は僅に仮殿の儘なり神職は往古より宇賀神家にて世々繼
續し怠たらず奉仕す社域千六百八十六坪にして橋本箕輪の兩村境の平地にありて蒼蔚たる森林蒼穹し
て畫尙暗く中にも古杉老樅矗立せり本社馬場の長さ九百六十尺にして石の大華表あり石の燈籠左右に

並列し境内中央の小丘に鎮座す四境田甫にして東に姿川の濠々たるを聞き西に藤井戸の舊跡あり其幽
邃清雅は地方稀にして夫翠滴るの朝風清き夕此境に遊はば邪念忽に散するを覺へし

姿村大字下古山鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命經津主命根裂命 建物 本社間口五尺 拜殿間口三間半

神樂殿間口二間 末社十六社 華表一基 氏子百六戸 社掌小林宇多 全村全
大字住

本社創立年月及び由緒の社傳等備りたる社なりしか惜むらくは明治二十七年十二月中神官小林氏火災
に罹り社傳等悉く灰燼に歸したるにより詳かならざるも大同二年の勸請にして往古より一村の鎮守神
にして小林家代々神主となりて奉仕せり社城一千三百二十七坪平坦の地に在り本社南に向ひ西北は田
圃渺茫境内には老杉古檜森然として繁茂し深遠して頗る幽雅なり

全村大字上古山鎮座

村社三島神社 祭神大山祇命 建物 本社間口一間 末社二社 氏子七十九戸 社
掌

本社創建不詳社城二千二百三十二坪にして字神の内に在り

全村大字上臺鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 建物 本社間口四尺 末社二社 氏子三十四戸 社掌

本社創建不詳社城五百六十八坪を有し字北浦の地に在り

全村大字細谷鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 建物 本社間口三尺五寸 末社一社 氏子三十戸 社
掌

本社創立不詳社城二百五十二坪清酒の地に在り

全村大字下長田鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈命 建物 本社九尺 氏子三十四戸 社掌

本社勸請年月詳かならず社城七百七十一坪宇愛宕嶽に在り

國分寺村

本村は小金井、柴、川中子、國分、箕輪、笹原新田の舊一宿五村を合せて一の自治區をなせしものに
て幅員東西凡一里二十四町南北一里餘にして地勢平坦田圃及び林野多く姿川は其西部を貫流し村民専
ら農耕を業とし中にも小金井は商業を營むもの多く殊に奥羽國道に沿ひ東北線の停車場等ありて往來
頗る便なり

古來沿革に付ては往時は小金井宿及び笹原新田は佐倉領にして箕輪川中子國分の三村は壬生領にあり
柴の如きは領主を異にせしも維新後第三大区五小區となり(箕輪は他區に編入せらる)后又一月長役場
の所轄に歸し次て今日の自治村となりぬ

本村には村社七社氏子五百餘戸人口二千餘人を有す

國分寺村大字小金井鎮座

村社金井神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社四尺 拜殿間口三間半 雨覆間口
半奥行三間半 玉垣間口四間 末社三社 氏子二百戸 社員 社掌
本社創立詳ならずと雖も往古は字余又鎮座ありしか寶曆四年字仲町の今の社地に移遷す明治二年九
月再建し社殿壯麗なり社域二百七坪平坦の地に在り

全村大字全鎮座

村社三島神社 祭神市杵島姫命 建物 本社一尺 雨覆間口五尺 末社四社 氏
子四十戸 社員 社掌

本社創建年月不詳社域五千三百九十坪を有し字寶賀谷に在り

全村大字國分鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈神 建物 本社間口二尺 雨覆間口五尺 氏子八十七戸
社員 社掌

本社創立不詳社域五千六百六十三坪にして字愛宕に鎮す

全村大字全鎮座

村社龍神社 祭神高靈神 建物 本社間口二尺 氏子八十七戸 社員 社掌
本社は字龍神前に在りて社域七百二十一坪を有せり

全村大字川中子鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社二尺 拜殿四方 末社一社 氏子二百十戸
社員 社掌

本社創立不詳社域二千二百八十九坪を有し字八幡に鎮す

全村大字笹原新田鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社三尺 拜殿間口三間 雨覆四方 末社七
社 氏子三十三戸 社員 社掌

本社は字稻荷回に在りて社域一千三百五十一坪を有す

全村大字柴鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社間口三尺二寸 奥行五尺 拜殿二間 四尺 末社二社 氏子

六十三戸 惣代員 社掌

本社創立不詳城社五百七十七坪字本郷に在り

桑村

本村は羽川、荒井、鉢形、東山田、北飯田、萱橋、向野、出井、喜澤、三拜河岸、南半田、飯塚の舊二宿十村を合せしものにて幅員東西凡二里十九町南北又同じ各部落の民居は其聚落を分つと雖とも左右相寄の状あり地勢一圓平夷にして思川に沿ひ桑川に瀕し其他は田圃平林を以て比隣相接せり村民活潑にして殖産を競ひ共に農業を本務とし植桑養蚕等に熱心せり舊各村沿革に付ては往時は羽川荒井喜澤は真岡代官所支配に属し其他は各領主を別にせるも維新後第一大區七小區中に編入せられ其後二三役場の所轄に分属するに至り次て今日の自治村をなせしものとす

本村には郷社一社村社十二社氏子戸數五百二十戸人口四千百餘人を有す

桑村大字羽川鎮座

郷村檀原神社 祭神神武天皇 建物 本社間口二間二尺 奥行二間 拜殿間口六間半 奥行二間半 末社六

社 氏子五十戸 惣代員 社司

本社は明治五年本地に檀原舊神社を勧請せんことを官に請へ允許を得初めて祠を建てて奉祀せしか蓋しなほりしか後氏子人民一同相議り本社を以て郷社に崇敬致したる旨を請へしに官又裁許せられ全年十一月一日を以て郷社に定めらる社域四千四百二十九坪字檀原の平組の地に在り

全村大字飯塚鎮座

村社天満宮 祭神菅原道真公靈 建物 本社間口四尺八寸 奥行四尺四寸 末社一社 氏子八十戸

惣代員 社掌

本社創立詳ならず社域六百二十四坪字本町に在り

全村大字出井鎮座

村社白髭神社 祭神猿田彦命 建物 本社間口三尺 奥行五尺 拜殿間口三間 奥行二間 末社一社

氏子七十三戸 惣代員 社掌

本社創建不詳字白打に鎮し社域三百九十六坪を有す

全村全字鉢形鎮座

村社龍神社 祭神高靈神 建物 本社間口五尺 奥行一間 拜殿間口三間三尺 奥行二間 末社二社 氏

子^{二十七戸} 惣代員 社掌

本社創立不詳社域一千百九十七坪を有し字鷹巢に在り

全村大字菅橋鎮座

村社日鷲神社 祭神天日鷲神 建物 本社間口二間二尺 拜殿間口三間半 廊下一間
半奥行 末社一社 氏子^{四十八戸} 惣代員 社掌

本社創立不詳社域一千六百三十六坪を有し字山下に在り

全村大字向野鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社間口九尺 拜殿間口二間半 末社
四社 氏子^{三十戸} 惣代員 社掌

本社創立不詳社域六百六十三坪を有し字星宮に在り

全村大字荒井鎮座

村社星宮神社 祭神^{磐裂神} 建物 本社間口三尺 拜殿間口二間 末社四社 氏子^{二十一戸}
惣代員 社掌

本社は字大神耕地に鎮して往古より一村の鎮守神なり社域五百八十坪を有せり

全村大字三拜川岸鎮座

村社神明宮 祭神大日靈貴命 建物 本社間口二尺 拜殿間口二間四尺 末社
二社 氏子^{十四戸} 惣代員 社掌

本社創立不詳字神明に鎮して社域九百九十一坪を有す

全村大字喜澤鎮座

村社日枝神社 祭神大山咋命 建物 本社二間一 拜殿間口三間半 末社二社
氏子^{四十五戸} 惣代員 社掌

本社は字海道西に鎮して社域九百七十六坪を有す

全村大字東山田鎮座

村社山田神社 祭神火産靈命 建物 本社間口四尺 拜殿間口三間 末社五社
氏子^{十三戸} 惣代員 社掌

本社創立不詳往時は愛宕大権現と稱せしか明治維新後山田神社と改稱す社域二千八百五十四坪字西に

鎮す

全村大字北飯田鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 建物 本社間口九尺 拜殿間口三間半 末社一社

氏子二十一戸 惣代員 社掌

本社創立詳かならず社域二千六百七十一坪にして字半内に在り

絹 村

本村は高橋、福良、中島、中河原、梁、延島、全新田、田川の舊八村を合せて一の自治區をなせしものにて幅員東西二十五町南北二里余にして民居は其聚落を異にするも四隣相寄の状あり地勢平衍にして東方一帯鬼怒川に沿ひ西方又田川の貫流するありて自ら一區域をなせり村民概ね活潑にして能く農業に従事し傍ら養蠶及び結城紬の織物を業とするものあり

古來沿革に付ては往時各領主を異にせしも維新後第三大區六小區に編成せられ後一月長役場の支配に屬し以て今日の自治村となすなり

本村には有名なる延喜式内縣社及び村社十一社氏子八百余戸人口五千三百人あり

絹村大字高橋字宮内鎮座

縣社高橋神社 祭神磐鹿六馬命 配祀二座天萬命天鏡命 祭日九月九日 建物 本社間口二間半 拜殿間口五間 祝詞殿間口三間 隨神門間口五間 神饌所間口三間

間口二間 神樂殿間口二間 井戸舎間口二間 唐金華表一基 氏子三十九戸 社司角

奥行九尺 田庄藏全村全大字住

本社は天武天皇二年の創祀にして元下総國結城郡なりしか元祿年間高橋築福良の諸村を割きて下野國都賀郡に併す故に下総國延喜式内にあり

社傳 景行天皇四十一年日本武命駐蹕之地今稱白旗丘社西在于二町許 同朝五十三年 天皇御駐蹕之地今稱宮内採白蛤之沼今稱御手洗皆在社地 嘉祥四年授正六位上 長元二年授從三位蓋依有大鯉之祥瑞云 建長四年源頼朝献祀田 天文元年結城政勝改祀田同二十四年同氏改造神門弘治二年同氏修繕神門元龜三年結城勝朝改祀田天正五年結城晴朝改祀田云

本社は延喜年間勅撰により式内に定められ且つ結城政勝より累代崇敬淺からずして殊に結城郡の惣社と定め祀田及び社殿を造修す慶長六年結城秀康越前國福井に移封せらるると雖も慶應年間まで本社を崇敬して年々大祭には代拜使あり慶安元年備川三代將軍家光より社領高三十石の朱印を賜はり全將軍代々崇敬して御判物を賜はらる承應元年十一月神主持田若狹京師に上り井を掘り井水を用ゆるを許されんことを奏上して(長元二年より六百二十七年の間村民の困苦を解く)許さる此時本社境内に岡象女神を祀り今尙年々祭祀す後正徳三年八月神主持田氏上京し鯉の合火を解くことを奏上し(氏子村民旅行

などの時鯉魚煮焼の合火を知らず融らす食し神の御怒に觸れたることありしを以て遂に許さる今に氏子村民は鯉魚を食はざるは勿論他人も又本社を尊信するものは鯉給の奉類をなし社殿に掛列ねたる状宛も魚鱗の如し明治五年十月郷社に定めめらる全十年七月三十一日縣社に列せらる神主は往古より持田家にて代々奉仕せり社域五千九百七十五坪平坦の地に位し社殿宏大壯麗にして境内には古榎老杉等々高く聳ひ風色嫋然として本社の南に御手洗池(堅七十二間横十九間余)あり東六十間を距る井戸の舊蹟ありて衆庶崇信の社にして日々賽するもの妙なからず

全村大字延島字三實谷鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命根裂命 建物 本社^{三間}四方 拜殿^{間口六間}奥行二間 末社五社

祭日 舊九月十日 氏子^{百廿八戸}惣代二員 兼社掌角田庄藏^{住所全上}

本社は信野大夫勸請にして貞享三年正一位を授けらる社域一千二百二坪を有す

全村大字全字稻荷塚鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社^{九尺}四方 氏子^{百廿八戸}惣代二員 社掌全上

本社は前項の星宮神社と勸請全し社域百一十二坪清酒の地に在り

全村大字高橋鎮座

村社香取神社 祭神經津主命 建物 本社^{四尺}四方 氏子^{三十八戸}惣代一員 社掌

本社創立遠遠にして詳ならず社域五十九坪を有し字神田に鎮す

全村大字田川鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社^{間口四尺}奥行三尺 拜殿^{間口三間}奥行二間 末社二社

氏子^{五十四戸}惣代一員 社掌

本社は正保三年の創立にして元祿八年四月十五日の再建なり社域一千三百十六坪を有し字前田の平坦の地に在り

全村大字全鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 建物 本社^{間口四尺}奥行三尺 拜殿^{間口三間}奥行二間 末社四社 氏子^{三十戸}惣代一員 社掌

本社は建久二年四月十日の創立にして常陸鹿島神宮を奉遷して勸請す社域四百五十四坪を有す(現今の本社は弘化四年十月再建)なり

全村大字中河原鎮座

村社神明宮 祭神大日靈貴命 建物 本社^{間口五間}奥行三間 拜殿^{間口四間}奥行三間 末社六社 氏

子七十戸 社掌

本社創立不詳社域一千六十二坪を有し字伊勢内に在り

全村大字中島鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社^{二間}四方 拜殿^{間口二間半} 氏子^{五十七戸} 惣代員 社掌

本社創立不詳にして社域七百二坪を有し字丹後田に在り

全村大字梁鎮座

村社香取神社 祭神經津主命 建物 本社^{間口三間} 奥行^{三間半} 社務所^{間口五間半} 奥行^{三間半} 末社^{二社} 氏子^{五十九戸} 惣代員 社掌

本社創立不詳社域五百六十八坪を有し字下梁に在り

全村大字全鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社^{間口二間二尺} 奥行^{二間半} 拜殿^{間口三間} 奥行^{二間} 末社^{一社} 氏子^{七十一戸} 惣代員 社掌

本社創立不詳社域二千五百八十六坪字八幡の清酒の地に地り

全村大字延島新田鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社^{間口一間四尺} 奥行^{二間} 末社^{三社} 氏子^{二十六戸} 惣代員 社掌

本社は寛文三年九月十九日本村鎮守星宮神社を奉遷して勸請せし社なり社域三百八十九坪を有し字東耕地に在り

全村大字福良鎮座

村社天満宮 祭神菅原道真公靈 建物 本社^{間口二間} 奥行^{三間} 拜殿^{間口三間} 奥行^{二間} 社務所^{間口五間} 奥行^{二間} 末社^{四社} 氏子^{二百九戸} 惣代員 社掌

本社創立不詳社域一千七百七十五坪境内には古杉老樹繁茂し幽邃にして雅致あり

大谷村

本村は横倉、全新田、雨ヶ谷、全新田、向原新田、田間、塚崎、泉崎、土塔、犬塚、中喜久、武井、東野田、南和泉の舊十四村を合せて一の自治區をなせしものにて其幅員東西凡三十町南北凡二里二十町にして其地形頗る狭長にて各民居は横倉を中心とし其西南北に点々と散在し地勢稍々平夷にして東南二面は茨城縣結城猿島の兩郡に接し西方一帶奥羽國道の裏面に沿ふて村界をなし又江川の流水あり

て東邊を經流し其北端を圍繞し中久喜外四部落の灌漑に供す風俗概ね質朴にして農耕に従事し勤勉の風あり獨り横倉のみ蠶業に従事するもの多し

古來沿革に付ては往時は各領主を異にせるも維新後共に第一大區八小區に編成せられ後分れて二戸長役場に分屬し尋て今日の一村をなすに至れり

本社には村社十一社あり就中田間血方の神社有名なること世人の知る所たり

本村役場は雨ヶ谷にあり戸數五百三十戸人口三千七百八十餘人を有せり

大谷村大字田間字宿尻鎮座

村社血方神社 祭神少彦名命 祭日 建物 本社四尺 拜殿間口三

行二 木鳥居一基 社務所一棟 神樂殿一棟 末社六社 氏子三十九戸 社掌鈴

川德寶 全村大字全住

本社創立遼遠にして詳かならざれども祭神少彦名命にして國土を經營し醫藥禁壓の術温泉釀酒等の業を創始し普く天下蒼生の苦惱を助け救ひ給ひし大神にして往古より本地に鎮座し衆庶崇信の社なり奉仕は往時別當にて寺院たりしか明治維新に際し神佛分離し本社に神主を置き奉仕せしめ後社掌鈴川氏を聘し社務を司らしむ本社拜殿は明治年間の再建にして宏壯ならずと雖も構造儼然たり本社は殊に婦

女子の多く信仰厚くして明治三十三年三月全郡石塚善吉なるもの發願者となり婦女子萬人の姓名を記したる大額(規板の長さ一丈横四尺厚さ二寸五分)を神前に掲けたるは實に目を驚かすと云はんや社域二百四十五坪平坦の地にして境内廣からざれども古杉老樹蒼蔚森然として繁茂し天口を洩らす晝尙暗く閑雅幽邃にして三伏の候と雖も冷風颯々として衣を吹徹し實に仙境に在るか如し

全村大字武井鎮座

村社智方神社 祭神思兼神 建物 本社間口一間 拜殿間口三間 氏子二十九戸 社

掌

本社は字宮脇に鎮して社域七百五十七坪を有せり

全村大字塚崎鎮座

村社氷川神社 祭神素盞鳴命 建物 本社間口九尺 拜殿間口三間半 氏子四十七戸

社掌

本社創立不詳社或一千四百四十五坪にして字八反田に在り

全村大字中久喜鎮座

村社神明宮 祭神大日靈貴命 建物 本社間口一間半 拜殿間口三間 氏子六十戸

社掌

本社創立詳かならず社域二百二十二坪字神明根に在り

全村大字雨ヶ谷鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 建物 本社間口二間半
末社一社 氏子三十六戸 社掌

本社創建詳かならず社域九百五十坪にして字宮に鎮す

全村大字東野田鎮座

村社野田神社 祭神豊受姫命 建物 本社二間四尺
拜殿間口五間 末社二社 氏子六十八戸 社掌

本社は字富山の清地に位し社域四百九坪を有す

全村大字南和泉鎮座

村社神明宮 祭神大日靈貴命 建物 本社間口一間五尺
拜殿間口四間二尺 末社三社 氏子四十四戸 社掌

本社創立は寛文六年十一月にして社域六百四十三坪字東屋敷に鎮す

全村大字犬塚鎮座

村社金山神社 祭神金山彦命 建物 本社二間四尺
拜殿四方 末社一社 氏子三十五戸 惣代 社掌

本社勸請不詳社域八百十一坪を有し字往還南に在り

全村大字泉崎鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社三尺四尺
氏子惣代員 社掌

本社創立不詳字稻荷に在りて社域五百十八坪を有す

全村大字土塔鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈命 建物 本社間口一間半
氏子惣代員 社掌

本社創立詳ならず社域二千九百九十坪を有し字愛宕の清酒の地に在り

全村大字横倉鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社間口三尺五寸
拜殿間口三間 末社二社 氏子惣代員 社掌

本社は字宮内に在りて社域九百八十四坪清酒の地に在り

小山町

本町は小山、稻葉郷、神鳥谷の舊二宿二ヶ村を合せて一の自治團體を組織せるものにて其幅員東西凡十八町南北凡三十餘町にして奥羽國道の兩側に連櫓居住し其地勢平衍狹長にして西部一帶思川を控ひ且國道縣道里道は縱横に連絡し東北線兩毛線水戸線等の鐵路四通八達の衝に當り頗る繁盛なる一市聚地たり

古來沿革に付ては往時は各領主を異にせり維新後共に第一大區七小區となり后又一戸長役場の所轄に歸し以て今の一町とはなれるなり

本町には有名なる郷社八坂神社及び村社二社氏子戸數一千百餘戸人口五千九百人を有す殊に小山下野守の古城趾及び古戰場所在地にして頗る舊跡多し

小山町大字小山字宿鎮座

郷社須賀神社 祭神素盞鳴命大己貴命譽田別命 祭日大祭陰曆六月七日より十四日 小祭陽曆四月八日九月

九 建物 本社間口二間銅葺 拜殿間口六間銅葺 神樂殿間口二間半瓦葺 末社三社

一の鳥居木造 一の鳥居石造 寶庫二間 雜舍一棟 氏子九百六十戸 社司小山

小四郎全町住 社掌沼部清忠全町住

本社は天慶三年四月の創立にして田原藤太秀郷の勸請也

社傳に曰く 朱雀天皇の御宇天慶二年平將門叛反す征伐の勅命田原藤太秀郷に下りしより日夜素盞鳴命に戰勝を祈願し終に將門の首級を獲たり是正しく神威の著しき故なりとて御報賽とし且武運長久を祈らんかために全三年四月尾張國津島牛頭天王を宇北山に遷坐す秀郷本城(小山城)を當地に築き爾后該城の鎮守神と崇敬し小山の庄六十六郷の惣社と定めらる後慶長五年當地に諸候を會し評定の節徳川家康本社に參籠あり戰勝を祈り濃州關ヶ原の戰に打勝ち遂に天下を一統せしを以て全十五年報賽として本多上野介に命して全郡立木地内に於て高二十石四升五合全郡下石塚村地内に於て高十五石九斗九升全郡木澤村地内に於て高十五石合せて五十一石余を社領として附せられ後木澤村の社領十五石を改めて朱印地となし本社に賜はり徳川將軍代々崇敬の社なり奉仕には別當觀音寺社僧には大行寺修行坊寶藏坊神主には大木氏沼部氏兵庫氏神子には高橋氏を置き常に怠たらず奉務せりと(以上原文のまゝ) 此社傳の如く往時は神佛混淆なりしか明治元年九月牛頭天王の舊號を改め須賀神社と稱し別當社僧を廢し専ら神職を以て奉仕せしむ明治五年郷社に列せられ祠官には水戸藩士小山氏(小山判官政光裔孫)を聘し奉務せしめ以て益尊崇す社域四千九百六坪社殿宏大壯麗にして老杉古樹は森々として繁茂し幽靜にして愛すへし又本社の前は須賀町にして後ろは思川の清流滾々として耳を洗ふる足るへし

社寶には古鏡(承平二年卯月吉日下野國小山祇園大明神々主大木嶋太夫裏面に刻あり)一面 神號扁額(宮内大輔杉孫七郎の揮毫)一面を藏す大祭は毎年陰曆六月七日神輿は本町の中央御旅所に渡御し是れを祇園祭と稱へ遠近より賽人膺至して其雜沓名狀すへからず實に本町第一の賑ひは只此一日にありと云ふを以て其盛なることを知るべきなり

全町大字稻葉郷鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈命 建物 本社間口二間三尺 拜殿間口二間 末社二社
氏子 百七十八戸 社掌
氏子 惣代 員 社掌

本社創建年月不詳社域七百六十三坪字中の町の清酒の地に在り

全町大字神鳥谷字本村鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口二間半 拜殿間口一間四尺 華表一基
氏子 百六十戸 社掌
氏子 惣代 員 社掌

社傳に曰く 往古小山の城主小山判官行則深く山城國石清水八幡宮を信仰したために武運強く殊に源頼義に従ひ奥州に下り屢戦功を顯し歸陳の後城内に宮殿を造營し自ら石清水に詣り奉遷を乞ふて當城鎮護の神と齊ひ數代の間崇敬す小山氏衰亡して家臣民間に降り土着の後慶長年間に至り本村の鎮守神と

崇敬す社域五百九十二坪頗る清酒の地に在り

間々田村

本村は間々田、東西黒田、平和、乙女、粟ノ宮千駄塚、南飯田の舊一宿七村を合して自治新村を造成せしものにて幅員東西凡二十町南北凡一里十町にして間々田及粟ノ宮千駄塚乙女は奥羽國道に傍ふて聚落をなし余は其東部に点在す地勢概ね平坦にして西部の一帶は思川を控へ其他は平林を以て四隣と相隔て一の區域をなせり其風俗温和にして農業に従事し就中間々田乙女は商業に粟ノ宮は蚕業等に勤勉の風ありて人口四千四百五十余人を有す

古來沿革に付ては往時は各領主を別にせるも維新後共に第三大區九小區に編入せられ後又一戸長の管理に屬し以て今日の自治村となるに至れり

本村には下野有名なる延喜式内郷社及び村社七社氏子戸數七百餘戸あり

間々田村大字粟宮鎮座

延喜式内郷社粟宮神社 祭神天太玉命 祭日陰曆大祭十一月初亥日又は巳日 建物
本社間口二間半 萱葺 木鳥居二基 末社十社 石燈籠二基 氏子 百五十戸
惣代三員 信徒二千戸 社司戸賀崎音三郎 安藤郡大伏町大字大伏三百七十四番地 當時全村大字全元別當神宮寺跡寄留

社傳に曰く本社創建詳かならずと雖も延喜式内明治郷社にして衆庶の信仰あり殊に下野守藤原秀郷崇
 敬の社にして天慶二年八月十一日を以て當社へ心願をなし神職へは三七日丹精仕へき旨の命令狀を賜
 り今現に本社寶物の第一にありて明治十五年中内務省の檢定済にて本社に下附せられたり社寶には藤
 原秀郷の奉納せる太刀一振古獅子二頭鎧形の錦旗二流なり社域三百坪馬場東南二筋ありて東は七十二
 尺にして奥羽國道に貫接し南は長さ千二百尺あり境内平地にして石の反橋を涉り十四階の石燈を躋り
 て四十二尺の敷石を歩めは拜殿に到る仰き見れば彫刻美術にして本社の左右の側面及裏面には鳳凰と
 牡丹の深彫あり又拜殿の御拜の上には七童兒の遊樂する形狀の彫刻あり是れ飛騨の工の作せる所にし
 て國家に事あらんとする時には其童兒の容貌に自ら喜怒哀の情を顯すとかや土俗傳へるあり社宇の結構
 善美を盡し燦然として目を奪ふ境内には松杉雜樹蔚々蒼々として社殿を繚繞し瀟洒にして嚴肅なり
 下野守藤原秀郷直筆の命令狀の文左の如し

一安んず社

下野守

此多朝鏡也
 此多朝鏡也

三セハ丹精仕也

下野守

秀郷

天慶二年八月十一日

神主

全村大字間々田鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口一間 拜殿間口三間 末社三社
氏子二百五十六戸 惣代員 社掌

本社は天平年間の創立にして三千四百九十七坪の境に在りて社殿壯麗なり

全村大字西黒田鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口九尺 拜殿間口三間 末社二社 氏子四十六戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域一千二百五十七坪を有し字九八幡に在り

全村大字乙女鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口四尺 拜殿間口三間半 氏子百八十戸 惣代員 社掌

本社勸請年月不詳社域二千四百九十七坪にして字西館の清酒の地に在り

全村大字東黒田鎮座

村社須賀神社 祭神素盞鳴命 建物 本社六尺 拜殿間口二間 氏子十四戸 惣代員 社

掌

本社初請年月詳かならず社域三百四十八坪宇吳竹に在り

全村大字平和鎮座

村社神明宮 祭神大日留女命 建物 本社間口三間 盃漱舎縦二尺五寸 横一尺二寸 末社二社

氏子二十二戸 惣代員 社掌

本社創建不詳字新開に在りて社域三百五十一坪を有す

全村大字千駄塚鎮座

村社淺間神社 祭神木花吹耶姫命 建物 本社間口二間 拜殿二間 四方 末社四社

氏子二十八戸 惣代員 社掌

本社創建年月不詳社域二千八十四坪にして字淺間前に在り

全村大字南飯田鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口一丈 氏子二十四戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域三百坪を有し字本田に在り

寒川村

本村は中里、鏡、寒川、追間田、押切の舊五村を合せしものにて其幅員東西凡二十四町南北凡一里にして各大字の民居は概ね巴波川に沿ふて南北に亘り且野木街道に傍へるを以て交通頗る便たり其地勢一圓平坦にして田野多し風俗概ね温和農業に従事し勤勉の風あり

古來沿革に付ては往時は寒川郡と稱せしか明治維新后下都賀郡に編入せられしより下都賀郡と改稱す領主は各村共古河藩の領邑たり后古河縣の支都となり后又栃木縣の管轄に歸し第四大區六小區となり后又一戸長役場の管理する所となり而して町村制實施に當り自治の一村たり

本村には延喜式内の郷社一社村社五社及び有名の無格社一社あり其氏子戸數三百七十餘戸人口二千四百八十餘人を有す

寒川村大字寒川字胸形鎮座

延喜式内

郷社胸形神社 祭神湍津姫命田心姫命市杵島姫命 建物 本社間口四尺 向

拜濱縁付屋根銅葺 拜殿間口三間 奥行二間 瓦葺 華表一基 氏子百十七戸 惣代三員 社司海老沼友

喜全郡野木村住

本社創立年月遼遠にして詳かならずと雖も延喜式内の一社にして舊寒川郡の惣社なり古へは神田多く

社殿も宏壯なりしか中世漸く衰微せりと云ふ本社は弘化元年九月の再築にして壯麗なり社域一千四百七十坪平坦の地にして古杉老樅亭々と高く聳ひ頗る幽邃にして後には巴波の清流濔々と共に名も高し

全村大字寒川字北地鎮座

村社天満宮 祭神菅原道真靈 建物 本社二間 拜殿間口三間半 末社一社 氏子九十八戸 惣代員 社掌

本社は天徳元年正月廿五日の創立にして社域一千三百十六坪田圃の中に在り

全村大字鏡字臺鎮座

村社鏡神社 祭神菟道稚郎子命 建物 本社間口三間半 拜殿間口三間半 末社二社 華表一基 氏子七十二戸 惣代員 社掌篠崎啓助 全村全大字住

本社境内に鏡池鏡塚の舊跡を(由緒不詳)存す舊村名を鏡村と云ひ本社を鏡神社と稱し天曆十年十一月子日の勘請なり社域九百五十八坪平坦の地にして大字西端に鎮す

全村大字迫間田鎮座

村社古御門神社 祭神菟道稚郎子命 建物 本社間口二間四尺 末社一社 石華表一基 氏子六十六戸 惣代員 社掌白井綱四郎 全村全大字住

本社創立は天曆十一年子日にして往古より一村の鎮守神たり社域四百六十四坪平坦の地にあり境内には老杉古松榎の大木繁りて社殿を擁し神寂ひて雅致あり

全村大字中里鎮座

村社中里神社 祭神菟道稚郎子命 建物 本社間口一間五尺 拜殿間口二間三尺 氏子九十五戸 惣代員 社掌

本社創立は天曆十年十一月初子日にして菟道稚郎子命を祀り毎歲陰曆十一月初子午日に大祭を執行す往時は領主土井家より有司參向して警衛せしむ社域二百三十六坪平坦の地に在り

全村大字押切鎮座

村社星宮神社 祭神香々脊男命 建物 本社間口二尺八寸 拜殿間口三間 末社四社 氏子四十三戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域百八十六坪にして字馬越戸に在り

全村大字寒川鎮座

無格社宇治神社 祭神菟道稚郎子命 建物 本社間口二間 木鳥居一基 信徒九十八戸 惣代員 社掌飯野義隔 全村全大字住

本社は往時正一位大明神と稱し社殿も宏壯なりしか明治十年十月大列風のために本社拜殿共に破壊せしを以て今仮宮なり社域二百八十八坪平坦の地に鎮す

野木村

本村は野木宿及び友沼、潤島、若林、佐川野、南赤塚、中谷、丸林、野渡、川田の舊一宿九村を合せて自治團體を組織せしものにて其幅員東西二里餘南北二里十町にして友沼野木は奥羽國道の兩側に乘り野渡は其西南部に群居し稍々一方に偏在し潤島丸林中谷赤塚佐川野若林川田は其東部に点々と散在せり其地勢概ね平夷にして友沼野木野渡は思川に瀕す其風俗概ね朴直にして農業に従事し勤勵の風を成せり

古來其沿革に付ては往時は共に古河領に属し維新后栃木縣に属し第三大區十小區に編成せられ后又一戸長役場の所轄に歸し以て今日に至りしと云ふ

本村には有名なる野木社及村社九社其氏子戸數一千余戸人口七千百余人又野木古戰場等の舊跡を有せり

野木村大字野木字宮本鎮座

郷社野木神社 祭神正殿菟道稚郎子命 左殿息長足姫命 右殿田心姫命 湍津姫命 市杵姫命 祭日

建物 本社間口三間 奥行二間半 銅葺 拜殿間口七間 奥行四間 饌殿二間 四方 神樂殿間口二間 奥行三間半 各瓦葺 石

華表四基 石燈籠四基 寶物 緣記舊書二卷野毛左近太夫種熊全兵衛太夫照友の記傳なり 唐鏡一面亘四寸三

ト平圓量目三十 銀玉劔太刀及數品 舊跡 臺手函 御休塚 馬身塚 見隱塚本社

夕空海の奉納 銀玉劔太刀及數品 舊跡 臺手函 御休塚 馬身塚 見隱塚本社

の眞向にあり死亡者街道を通行する時は本社を見避るかために此裏を回るものとす 兒子ヶ池 氏子百七十三戸 惣代三員 社司海老沼友喜

全村全社掌熊倉多作全村全大字住 本社は仁徳天皇の朝下野國造祭良別命(崇神天皇の皇子豊城入彦命四世の孫)當國に赴任せられし時菟道稚郎子を齊き祭れる所にして其後弘安年間蒙古入寇の時鎌倉將軍より攘夷祈念の命ありて左右兩殿に五柱の神を合祀せるものなり

本社を距る西南の方凡八丁程に臺手函と唱ふる靈迹ありて古來より皇太子の御遺骸を歛めし所と云ひ傳ふ(按するに臺手函は古代の器眞にして御尊骸を之に歛めし故に斯く名つけしならんか 大日本史列傳に日本書記及び續日本後紀を引用して宇治稚彦皇子我朝の賢明其死也遺命散骨云云とあり源光國此遺命の意を信せざる如くなれど如此古傳もあれば皇太子思ふ旨ありて或は散骨の遺命をなせしもしるへからず) 往古は此處に宮殿ありしも延暦年間征夷副使坂上田村麿蝦夷を討して凱旋の折り鎮撫の功を奏したる報賽のため今の處へ宮殿を造營遷座せしものなるよしにて毎年二月廿八は春渡の神事を行

ひ亦大祭の日より六日を経て平國の神事を行ふなど皆な田村將軍の故時に滲與せるものなり
文治年間源朝頼より神田を寄附し建仁年間神馬を献せられし旨は東鑑にも見へ其文に曰く「文治二年
九月三十日癸酉下野國寒川郡之内以田地拾五丁被付日光山三昧田當郡去年雖寄進於野木宮於件拾五丁
者可被切改國領」云々亦國書に建仁三年十月十四日己酉(中略)野木宮以下諸社被奉神馬是世上無爲之
御報賽云々とあり神馬は寒川巡幸の時死したるにより社頭を距る北方凡十丁の地に埋め馬身塚と呼へ
り
本社往古の神領は寒川郡の内迫間田、寒川、中里、鏡、小袋、井岡、網戸、下河原田の八村(井岡小
袋は鎮守神を同ふし故に一郷となす)合せて七郷なり故に當郡の大領大惣社と稱し毎年殿内の鉾を奉
して七郷を巡廻し郷毎に行宮の設けありて旅所と稱へ正一位大明神と崇めて各郷村の鎮守たりされど
本社より巡幸することなければ祀典を行ふことなく人民も又野木神社の氏子と稱して祭典の折には七
郷輪番を以て酒饌を献し例へば甲の村に死亡者あるも乙の村輪番なる時は乙の村に葬むる如き遺風今
尙存して渝らす

足利氏の末路戦乱相踵き神領も或は失ひ宮殿も又破壊に及びしも長祿三年時の神官海老沼常基氏努め
て之を再興し元和年間に到り幕府より社領黒印地十五石を賜り其後領主下總國古河城主代々特に崇敬
を加へられ寛永年間土井大炊頭利隆より太刀一口を納められ今尙祭典の時用ゆ享保十六年三月廿九日
本多中務大輔忠良より劔玉二種を寄附狀と共に奉納せられ後堀田相摸守正亮より太刀二振を納められ
皆今に傳ふる所なり領主又本社を待つに領内の鎮守及び祈願所を以てし毎年正月を以て領主の武運長
久を五月を以て領民の安寧を祈るべきを命せられ神符を執政所に納めて領主より領民一班へ頒布し宮
殿の修繕等も又領内へ賦課して營繕の費用を出さしむ則ち文化三年二月廿二日宮殿悉く祝融の災に罹
りしに領主土井利厚之を嘆し領内高百石毎に金壹兩を課して改築の功を遂げ其後嘉永五年に到り修繕
に當つても尙高百石毎に金壹分二朱を課して其費を辨せられ且豫備金の方法をも定められたり
明治八年九月四日陸軍少佐正六位乃木希典より寄附狀に添へて傳來の陳羽織其他數品を納めらる這は
氏が祖先の氏神なるによりてなり斯く古來より本社か衆庶の崇敬を加へられしを見て其神威の灼乎な
るを知るに足るへし

本社風景 長閑けき春の曉には梅櫻の色香愛つへく緑葉茂き夏の日は蒸れる風に袂を拂はせ雁の月
に鳴くなる秋の天には林間に錦織りなす紅葉を賞し六つの花露々と時ならぬ木々に咲き匂ふ冬の節に
は銀世界の中に逍遙すへし四季折々の光景自つと備はつて美觀勝地と稱へらるゝものは實に本社風の
景ならんか奥羽國道の傍ら誰か目にも此れとは見附くへき一株の松あり操は變へぬ常磐木の緑の色は

亭々と雲を渡ける如くにて大同年中空海の植系附けしものなれと已てに生を代へて今は三代とりぬるよし之れより馬場に入る五町弱石の華表を潜る四基にして本社に到る其兩側は杉の古木隙なく繁りて幾千代の色を染めなしけん自つと母しこき心地すめり拜殿の向手には紅葉梅櫻などの類ありて時の眺めもさこそと推し測られて床かし中に一本の銀杏あり幹は太くして尋にも余り枝は茂くして空をも衝くへき千年の苔蒸して古色霏然たる之れ又空海の植ゆる所なりとか凡そ乳の嬰兒を孕育むに不足なるものは此の樹屑を煎して服すれば立所に靈驗ありとて諸人の信仰厚く其驗を得たる徒らは皆白布を以て乳形を製り之を納むる例なりとて其數幾何となく樹枝に掛け列ねたる状など中々に貴ふかり拜殿を去る坤の方一町可りに御神水あり周圍凡五十間水漫々湛へて清らかなり之れに沿ふて楓の大木あり同じく空海の植ゆる所に係る枝の半は、先づ年祝祿の災により本社拜殿焼失の折り共に焼け朽ちたれと幹は巖の如く尋にも余るへき空洞となりて落ちて碎くる樹屑は皆已てに石に化せり歩を移して拜殿に進めは先づ目を驚すものは文晁の筆になれる繪馬なり大き六尺有余將にひつめを蹴立て、額中より躍り出んす有様宛も生けるか如し其他狩野家一派の巧妙なる手になりたる奉額等ありて覺す感に堪へさらしむ社域三千坪にして四境概ね平坦にて參拜者のためにも便多かりき本社は勿論末社雜舎に至るまで燦然と備はり壯麗にして閑雅なる本社の如きは稀れにある所にして一度此社に詣てしもの、

能く知る所なるへし

全村大字野渡鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命 建物 本社二間半 拜殿間口四間半 末社三社

氏子 百四十八戸 社掌 氏子惣代員

本社は大寶三年三月の創立にして川島野馬の勘請なり

社傳に曰く 往古紀州熊野郷の人川島對馬(子孫今尚連綿たり)故ありて日本諸國を歴遊し下野の原野に到る土地肥饒にして水運の宜しきを見て此土を開墾し泥濘を疏通し以て一の村落を起す此時に當りて土地を鎮する神社なし故に吾生國紀州熊野神社は氏神なるにより本社に到り自ら神靈に誓ひて御分靈を奉戴して土地鎮護の神と齊ひて祀りたる社にして累世闔村人民崇信して鎮守神とす社域二千六百三十一坪宏寛の境を有し字神山の瀟洒の地に鎮す

全村大字川田鎮座

村社八幡神社 祭神譽田別命 建物 本社間口九尺 拜殿間口三間半 末社二社

氏子 五十六戸 社掌鈴木右内 大字住 氏子惣代員

本社創立年月遼遠にして詳かならずと雖も往古より一村の鎮守神にて社域八百二十一坪瀟洒の地に位

し深遠にして古雅に富むの境なり

全村大字中谷鎮座

村社神明宮 祭神大日靈貴命 建物 本社九尺 拜殿間口三間一尺
氏子五十戸惣代員 社掌 末社五社

本社勸請年月不詳社域三百三十六坪を有し字小屋前に在り

全村大字友沼鎮座

村社八幡神社 祭神譽田別命 建物 本社間口一間四尺 拜殿間口五間半
一社 氏子二百八十三戸惣代員 社掌 末社

本社創立不詳社域一千八十六坪にして字宿通に在り

全村大字若林鎮座

村社龍神社 祭神高禰神 建物 本社間口二間 拜殿間口三間
惣代員 社掌 末社二社 氏子

本社創建不詳社域一千七十二坪を有し字北に鎮す

全村大字潤島鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社間口二間 拜殿間口三間半
所間口九尺 末社一社 氏子三十一戸惣代員 社掌 神饌

本社創立不詳社域四百六十五坪を有し字星宮に在り

全村大字丸林鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 建物 本社間口二間 拜殿間口三間
氏子四十五戸惣代員 社

本社勸請年月詳ならず字宮に在りて一千百八十四坪を有す

全村大字佐川野鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口二間 拜殿間口五間
氏子九十五戸惣代員 社掌 末社二社 氏

本社創立不詳社域一千六百十坪を有し字星宮に在り

全村大字南赤塚鎮座

村社根渡神社 祭神大己貴命 建物 本社二間 拜殿間口四間
氏子八十戸惣代員 社

本社創立不詳社域一千六百十坪を有し字星宮に在り

本社創建年月詳かならず社域一千百六十坪字中北の地に在り

生井村

本村は上下生井、白鳥、網戸、檜木、生良の舊六村よりなれるものにて幅員東西凡二十四町南北凡二里十余町に亘り民居は概ね思川の西岸に沿ひ南北に連り地勢西北に與良川及び巴波川を繞らし東南に思川を帯ひ自ら一區域をなせり村民能く農蚕業に勤勉し就中蚕業は年一年に擴張するの勢ひあり古來沿革に付ては往時は共に古河藩領に在り維新後共に第四大区三小區に編成せられ後又二戸長役場の所轄に属し次て今日の自治一村をなすに至れり

本村には村社六社氏子戸數五百九十四戸人口三千六百三十餘人を有す

生井村大字白鳥鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日陰曆正月十一日 建物 本社二間四方葦萱葺 拜殿間口三間
奥行二間半 萱葺 鳥居一基 石燈籠二基 氏子六十戸惣代三員 社掌海老治庄兵衛全村大
社傳に曰く本社創立は天文三年十一月十五日にして海老沼勘觸由の勸請なり(今の社掌海老沼庄兵衛の祖先にして毎年春秋の小祭は該家一人にて祭典を執行せり)維新前は本村善福寺にて別當職にて奉祀なりしも海老沼氏健元なり故に明治十二年中氏子村民より推撰せられて社掌となりぬ社域三百四

十八坪境内平地にして四方洋々たる田甫を望み空濶清風塵懷自ら洗ふか如し

全村大字下生井字妙見鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口二間半 拜殿間口四間半 末社一社
氏子百三十五戸惣代 員 社掌

本社は藤原秀郷朝敵平將門を征するに當り山城國男山八幡宮に戦勝を祈願し速に鎮定の功を奏せるを以て其報賽として天慶四年三月十五日を以て本社を勸請せしと古老の口碑に存す爾後生井郷の惣鎮守と崇敬す又徳川將軍より社領二石の朱印に五反十三歩の餘地を賜はる社域一千五百五十二坪平坦の地に在り

全村大字上生井鎮座

村社神明社 祭神大日靈貴命 建物 本社間口三尺 拜殿間口二間四尺 末社
二社 氏子五十一戸惣代 員 社掌

本社創立は大同元年なりと古老の古碑に存し字中坪に鎮し社域百二十六坪を有す

全村大字檜木鎮座

村社水神社 祭神水速女命 建物 本社間口二間四尺 氏子二十三戸惣代 員 社掌

本社は勸請年月不詳社域五百七十二坪を有し字宮の下に在り

全村大字綱戸鎮座

村社綱戸神社 祭神 大山祇命 建物 本社 一間 拜殿 間口四間 氏子 惣代 員 百八十四戸 社掌

本社は大同元年十月二十八日の創立にして社域一千五百三十一坪字本宿に在り

全村大字生良鎮座

村社水神社 祭神 水速女命 建物 本社 間口五尺 拜殿 間口二間半 氏子 惣代 員 四十二戸 社掌

本社創立不詳社域二百二十三坪を有し字川入に在り

部屋村

本村は部屋、緑川、新波、帯刀新田、西前原、蛭沼、富吉、中根、石川新田の舊九村よりなれり幅員東西凡一里南北一里二十餘町にして部屋新波は巴波川の左右に聚り其他の部落は部屋の西北に散在し地勢一圓平坦にして南は赤麻沼に瀕し東は巴波川を帯ひ西北は多く平林を控ひ自然の一區域をなせり風俗概ね質朴にして農業に従事し部屋新波は巴波は巴波川河岸に沿ひ商業を營むもの少なからず又西

前原帯刀石川の三大字は漁業をなすものあり

舊各村沿革に付ては往時は共に古河藩領邑にありしか維新後第四大區四小區となり後又一戸長役場の管する所となり次て町村制實施に當り今の一村となりぬ

本村には村社十社氏子戸數七百七十戸人口四千八百六十余人を有す

部屋村大字富吉鎮座

村社住吉神社 祭神 中筒男命 底筒男命 建物 本社 間口一間四尺 拜殿 間口三間 末社二社 氏子 惣代 員 六十五戸 社掌

本社は慶長年間の創立にして攝津國住吉神社を奉遷し衆庶崇敬の社にして明治五年郷社に列せられ後全拾年八月行政區劃の改正にあり村社に列せらる社域六百三十三坪平坦の地に位し社殿壯麗にして雅緻なり

全村大字全鎮座

村社稻荷神社 祭神 稻倉魂命 建物 本社 間口一間 拜殿 間口三間 氏子 惣代 員 十二戸 社掌

本社勸請年月不詳社域五百二十六坪字鏡に鎮す

全村大字新波鎮座

村社天満宮 祭神菅原道真公靈 建物 本社二間 拜殿間口四間 末社三社 氏

子八十一戸惣代員 社掌塚田歌女全村大字全住

本社創立年月遠遠にして詳ならず往古より一村の鎮守神にして社城三百八十四坪を有し字天神前の清瀨の地に鎮す

全村大字部屋鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口五尺 拜殿間口四間四尺 末社一社

氏子二百六十五戸惣代員 社掌

本社は慶長年中の創立にして豊前の字佐八幡宮を奉遷し勧請すと云々社城七百七十八坪にして字宮沖に在り

全村大字石川新田鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社一間 拜殿間口四間 末社一社 氏子十五

三月惣代員 社掌

本社創建年月不詳社城六十七坪を有し字天沼に在り

全村大字西前原鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社二尺 拜殿間口三間 雨覆間口一間 氏

子十八戸惣代員 社掌

本社創立不詳社城百六坪字西に在り

全村大字帶刀新田鎮座

村社水神社 祭神水速女神 建物 本社間口二尺九寸 氏子二十七戸惣代員 社掌

本社創建不詳社城三百九坪を有し字須の古屋に在り

全村大字中根鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口二間 拜殿間口三間 末社一社 氏子

五十八戸惣代員 社掌

本社創立詳かならず字八幡に在りて社城一千六百六十二坪を有せり

全村大字蛭沼鎮座

村社神倉神社 祭神水速女命 建物 本社間口九尺 拜殿間口三間 末社一社

氏子百十六戸惣代員 社掌

本社創立不詳社域一千四百八十八坪を有し字神倉に在り

全村大字緑川鎮座

村社天満宮 祭神菅原道真公 建物 本社一間 拜殿間口二間
末社三社 氏子 三十四戸 惣代員 社掌

本社創建年月詳かならず社域四百七十二坪字十二所に在り

谷中村

本村は宮下、内野、恵下野の三村を合せて一の自治區を造成せしものにて幅員東西凡一里二十町南北凡一里十町あり地勢土地低濕にして四邊堤塘を以て圍まれ民居其間に点在し西南には渡良瀬川を帯ひ東北に巴波川及赤麻沼を控ひて自然一區域をなす

舊各村の治革に付ては往時は共に古河藩領に在り維新後共に第四大區五小區に編成せられ其後一戸長役場の所轄となり次て現時の自治村となるなり

本村には村社六社氏子戸數三百八十餘戸人口二千三百七十餘人を有す

谷中村大字内野鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口三尺 拜殿間口三間
末社一社 氏子 間口三尺 奥行五尺 拜殿間口二間

四十六戸 惣代員 社掌

本社創立詳ならず社域百九十二坪を有し字高砂の清地に在り

全村大字全鎮座

村社神明宮 祭神大日靈貴命 建物 本社間口三尺 拜殿二間
氏子 百五十四戸 惣代員 社掌

本社は元祿十一年五月十五日水防鎮護として本社を祭祀す翌十二年本社建築し明治七年中鎌立篠山兩高砂摸堤の五村合併して内野村と改稱せし際本社を以て内野村惣鎮守神と崇祀す社域八十五坪を有し字下館に鎮す

全村大字鎮座

村社日枝神社 祭神大山祇神 建物 本社間口四尺 拜殿間口三間
氏子 二十三戸 惣代員 社掌

本社創立詳かならず社域四百九十六坪にして字九谷に在り

全村大字全鎮座

村社日枝神社 大山祇神 建物 本社間口三尺 拜殿間口二間半
氏子 八戸 惣代員 社

掌

本社創建不詳字深谷に在りて社城四十九坪を有す

全村大字全鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈命 建物 本社間口一間 拜殿間口三間 末社二社

氏子^{四十七戸}惣代員 社掌

本社勸請年月詳かならず社城四百七十九坪を有し字西高砂の清酒の地に在り

全村大字惠下野鎮座

村社雷電神社 祭神大雷神 建物 本社間口二尺二寸 拜殿間口二間半 氏子^{六十}

惣代員 社掌

本社は字堤外に鎮して社城二百一坪を有せり

赤麻村

本村は赤麻、大前の舊兩村を合せしものにて其幅員東西凡一里七町南北凡一里十八町にして大前は其東南に群居し赤麻は其西部に聚落をなし和泉より藤岡に通する仮定縣道及び里道ありて往來に不便を感せず其地勢たる南は赤麻沼を帯ひ西は卑濕の地を隔て、三鴨村大字甲に界し北は村野を以て靜及び

曲ノ島に接し東は低窪の地を隔て、部屋村大字中根に隣し以て自然の一區域を成せり風俗は質素にして能く農業に従事し舊赤麻の如きは漁業を以て生計を營ものあり

古來沿革に付ては往時は各領主を異にせるも維新後共に第四大區四小區に編成せられ其後一戸長役場の所轄に歸し以て今日に至れり

本村には延喜式内郷社大前神社外村社四社其氏子戸數五百四十餘戸人口三千二百餘人を有す

赤麻村大字大前字磯城宮鎮座

延喜式内

郷社大前神社 祭神於婁那武知命神日本磐余彦火々出見命 建物 本社間口三

二間 拜殿間口五間 瓦葺 神樂殿間口二間 繪馬殿間口一間二尺 石鳥居一基 木華

表一基 石燈籠二基 氏子^{百八十九戸}惣代員 社司欠兼社掌鈴木德學^{全郡藤岡町住}

社傳曰 大前神社祭神二座於婁那武知命神日本磐余彦火々出見尊祠苗所創立蓋上古星紀綿邈其詳不可得而知也爾後 醍醐天皇(御諱敦仁)延喜五年幸蒙勅撰列于式内神社馳神名於海内而來至今經年凡千

有余歲神德雖隨世而有旺衰常爲邦人之所崇敬抑有以哉當時殿宇果宏壯俯臨湖水(所謂多々良湖松平從四位僧稅正徳元年辛卯五月開墾スト)景色絶佳是以上國風嘯之士有時乎遊覽焉吟詩歌以述即興惜乎篇

什散逸而不傳獨所存者正二位爲教卿歌一首而已其詞曰「名示志於後前乃式世遠經示計良之三本乃松毛神驗加波」且社頭之四面徃々出鎮洋村民試掘之深乃丈餘猶未盡可謂夥矣 相傳有銘工住旁朝昏鼓輔以鑄鏡鼎鏡滓自山積及歲月之久漸埋沒于地中理無足怪由是觀之徃古之祠邊工商雜居以闢其業土地格繁盛而始應不類今之寂寥矣祠之興廢德之盛衰亦可推知焉於乎世界桑滄之變時運旺衰之理民神之必所難免也中世 皇室式微政歸于武門經鎌倉室町佛法益熾而神道彌廢祀典殆熄及至德川氏頗繼絕興廢國內神祠所在給覆地賜除地(除租庸調之地)以存舊跡諸州牧伯能体其旨管下之神佛亦皆爭附除地以充祭祀及營繕之用費元和八年二月十五日舉村爲古河所領城主永井直勝(右近大夫)除地五反步外田畑四反七畝步以資時祀後轉佐倉領除地如故明治三年庚午九月以本社被定于部下之大社村之外遠近數村伍爲氏子(邦俗以里社爲氏神以里民爲氏子從來尙矣)神威稍顯方今 皇室中興敬神之政復大行于天下明治五年壬申十月二十五日於朽木縣廳辱鄉社之命關鄉更致尊崇神德爲之轉增明云(原文の儘)社域二千八百八十七坪高燥の地にして四顧開豁田野に接し境内には松杉櫻枝を交へ蔚然として四方に繁茂し其中央に本社拜殿(拜殿は明治十二年の再建にして全村山士家左聘氏の盡力によると云ふ)雜舎に至るまで壯麗ならざるも頗る優美にして高潔花時には一簇の香雪松樹の深翠と相映し風色幽邃なり

全村大字大前鎮座

村社星宮神社 祭神天津彦火瓊々杵命 建物 本社二間 拜殿間口四間 廊下間九尺與
末社一社 氏子百八十九戶 惣代員 社掌
本社創立不詳社域二千二百四坪を有し字宮原に在り

全村大字全鎮座

村社龍神社 祭神玉依比咩命 建物 本社二間半 拜殿間口三間 廊下間口二間
末社二社 氏子百八十八戶 惣代員 社掌
本社創建不詳字宮の原に在りて社域一千七十八坪を有す

全村大字赤麻鎮座

村社八幡宮 祭神應神天皇 建物 本社間口三間 拜殿間口五間 末社二社 氏子二百六戶 惣代員 社掌
本社は字廣采澤に鎮して社域一千七百十八坪を有す

全村大字全鎮座

村社四社神社 祭神市杵島姬命 大雷命 建物 本社間口四間一尺 拜殿間口五間
末社四社 氏子百五戶 惣代員 社掌
柿本人丸靈

本社創立詳かならず社域一千三百二十二坪を有し字前に在り

藤岡町

本町は舊藤岡一宿を獨立せしめて一の自治區となせしものにて南は渡良瀬川に瀕して群馬縣と相對し東北に赤麻沼を控へ町端直に湖上に臨み人家相連り一の市街地をなすも未だ繁盛を以て目すへからず地勢一面低濕にして往々洪水の變を蒙むることあり町民は商農業相半はし中には漁業を營むもの少なからず又多くの菅笠を産出せり

古來沿革を尋ぬるに往時は松平伊豆守の領邑に在り維新後栃木縣に屬し次て一戸長役場の所轄に屬し次て自治制實施に當り獨立して一町となれるなり

本町には有名の村社ありて其氏子戸數五百四十余戸人口三千三百余人を有す

藤岡町字城山鎮座

村社藤岡神社 祭神伊弉諾命伊弉册命大日靈貴命月讀命天兒屋根命天宇受賣

命 建物 本社^{間口一間}銅葺 拜殿^{間口四間} 神樂殿^{間口二間半} 末社二社 石華

表一基 氏子^{四百三十戸} 社掌鈴木德學^{全町住}

本社は天慶三年の創立にして六所大明神と稱す天正五年四月祝融の災に罹り本社拜殿灰燼に歸す全十

八年本社拜殿再築し本村の大鎮守と崇敬す後元祿七年本社建換正徳二年紫岡神社と改號し神階正一位を授けらる享和元年三月石華表を建立す明治五年村社に列し藤岡神社と改稱す社域四千六百五十三坪境内平坦の地にして古杉老樹奇松(長十二間にして中央より蟠屈し地上八尺迄垂る)又古藤ありて頗る深邃にして風色佳なり境内には芭蕉及び地仙等の句碑あり神宮奏神樂記の碑及び本社祓地事蹟を記したる碑あり曰く「字城山四千三百六十四番山林四反拾四步(岩崎清七、腰塚胤一郎、酒井清平、大塚兵吉、酒井藤十郎、全久五郎、岩崎幸藏、腰塚友吉、酒井定吉)寛永四年我々祖先領主松平伊豆守殿に乞ふて六所神社修繕料として下々畑六反四畝十五歩を拜領す社有となす正徳二年該畑作徳を以て吉田家に願正一位を得る明治二年行政事務の改正に際し該畑舉て藤岡町共有となり全十五年に至り學校新築の資に供する爲め町議に依り人民之を賣却す然れども該地の由來我々祖先協同盡力の餘りに出るを以て空しく其効を埋没に歸するに忍びず其時戸長役場に乞ふて該畑代金として通貨四十三圓を賜られ我々も亦若干を融金し頭書山林買收し更に藤岡神社に寄附し茲に其關係を記して我々祖先の遺志を表す明治二十六年十月」

全町大字藤岡鎮座

村社天滿宮 祭神菅原道真公靈 建物 本社^{間口二間} 拜殿^{間口四間半} 氏子^{六百}

二戸總 社掌
代員

本社創立不詳と雖も一千七百六坪の大境内を有し老梅古松森然として古雅幽邃に富むの境なり

静和村

本村は和泉、三和、五十畑、静戸、曲ノ島の舊一宿四村を合せしものにて其幅員東要凡一里餘南北凡三十二町あり地勢概ね平坦にして陸圃平林多く永野川の分流三和静戸曲ノ島の灌溉に供す風俗能く農事に勤勉し和泉は商業を營むもの多し

古來沿革に付ては維新前は各其領主を異にし維新後共に第四大区一小區に編成せられ其後二戸長役場の所轄に分属し次て町村制實施に付今の一村となれり

本村には村社九社氏子戸數四百八十餘戸人口二千九百三十餘人を有す

静和村大字曲ノ島鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 建物 本社間口二尺三寸 拜殿間口二間 氏子九十

惣代員 社掌佐山常七 全村全大字住

本社創立年月遠遠にして詳ならず社域一千七百六十七坪平坦の地に鎮し本社南に向ひ境内には雜木蒼々として四方人家田圃に臨み風色閑雅なり

全村大字三和鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 建物 本社間口二尺五寸 拜殿間口三間二尺 末社

一社 氏子 六十六戸 惣代員 社掌

本社は天平年間行基法師東國遊錫の時當地に於て神奇に感し神告を奉して本社を造營すと後一村の鎮守神と崇敬す社域一千三百三十四坪を有し字鹿島に鎮す

全村大字三和鎮座

村社星宮神社 祭神 磐裂命 建物 本社間口四尺 氏子 五十二戸 社掌

本社は大永年間の創立なりと古老口碑にあり社域二百六十五坪字明神浦に在り

全村大字全鎮座

村社熊鷹神社 祭神伊弉册命 建物 本社間口二尺五寸 末社二社 氏子 十八戸

社掌

社傳に曰く 文武天皇の御宇大寶年間突然老翁の神人來りて曰く熊野神を祀らは村内安寧ならむ社殿の位置は三日の内に知らすへしと言ひ了つて去れり果して其翌日熊鷹飛來りて三日の間去らす故に彌奇なる哉神人の告げ疑ふへからすと其地へ宮殿を造營し熊鷹神社と尊稱すと社域六百七十九坪清酒の

地に在り

全村大字静戸鎮座

村社宇都宮神社 祭神事代主命 建物 本社間口二間 拜殿間口三間 氏子百戸惣社掌

本社創立詳かならず社域八百七十八坪字柴宮に在り

全村大字全鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命 伊弉册命 建物 本社間口二間 氏子惣代員 社掌

本社創建年月不詳字熊野に鎮して社域二百三十八坪を有す

全村大字和泉宿鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社間口二尺 拜殿間口二間 氏子八十戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域四百四十一坪を有し字宿南浦に在り

全村大字和泉字鶴巻鎮座

村社鶴巻神社 祭神天兒屋根命 建物 本社間口一間二尺 拜殿間口二間半 氏子

三十九戸 惣代員 社掌

本社勸諭年月不詳社域四百七十四坪字鶴巻に在り

全村大字五十畑鎮座

村社金山神社 祭神金山比古命 建物 本社間口二尺 氏子二十八戸 惣代員 社掌

本社創建年月不詳字金山に鎮し社域二百四十二坪を有す

三 鴨 村

本村は甲、都賀、太田、大和田の四村を合せて一の新村を造成せしものにて其幅員東西凡一里八町南北一里十五町にして各部落の民居たる四隣相寄り聚落をなすの状況なり本村には佐野より古河へと枋木へと通する街道及び里道縦横に貫通して往來の便あり其地勢たる北は三叡山の山脈を帯ひ南は渡良瀬川に瀕し東は湖沼に類する一帯の谷地を控ひ自然一區域をなせり風俗概ね質素にして能く農業に従事し勤勉の風あり

舊各村の沿革に付ては往時は各其領主を異にす維新後共に第四大區六小區となり後一戸長役場の管轄に歸し以て今日の自治村をなせしものなり

本村には下野名勝三叡山所在地にして村社七社氏子戸數五百八十余戸人口五千八百六十余人を有す

三鴨村大字大田和字前山鎮座

村社三彘神社 祭神日本武命 祭日陰曆三月四日 建物 本社間口五尺 奥行三尺八寸 枋葺
雨覆一丈 幣殿間口九尺 拜殿間口三間 瓦葺 遙拜殿間口二間 瓦葺 氏子十
余戸惣 社掌白石信作 全村大字 代四員 二七番地

社傳に曰く元正天皇養老四年庚申九月蝦夷叛し按察使上毛野朝臣廣人を殺すや多治比真人縣守持節征夷將軍となり出帥の途此の三彘山の頂上に日本武命を勧請し戦勝を祈りしに速に鎮定の功を奏せしにより翌養老五年辛酉祠を建て、國家鎮護の神社となし三彘神社と稱せしか濫觴なり其後足利護岐守藤原成俊崇敬して壽永二年癸卯三月四日神殿を改造し後四百四年を経て天正十三年乙酉三月二日佐野氏と北條氏との戦に神殿悉く兵燹にかゝり烏有に属したるにより全年九月九日假神殿を造營せり後元和九年癸亥九月永井右近太夫直勝の領するや悉く當社を崇敬し祭資營繕料として數町歩の社地を寄附せられしにより十九戸の氏子か神殿を改築せり寛永十年癸酉四月土井從四位少將利勝の封土となる其當時若干の除地を附せらる此時氏子増殖して四十戸にあり寛文六年丙午三月四日拜殿を造築する處なり故に明治六年一月一小區の郷社に列せらる全十年行政區畫の都合により村社となる現今の社殿壯麗にして石華表石燈籠左右に並列し山麓に遙拜殿あり社境は六千四百三十坪にして三彘山の中嶽前山に

あり此山は下野の名山にして萬葉集に之母都家野美可母乃夜麻とあるは此の山なり安蘇郡に界し頂上まで登ること九丁余にして三峯に分れ西峯北峰中嶽と云へ皆頂きには老松古樹蒼鬱として茂生し峻巖突兀として奇岩怪石多く睥を凝せは西南安蘇山を始め上野の赤城妙義榛名及び秩父の諸山は悉く雙眸に集り東に向ひは筑波盧穂加波の諸山を望む眼下に赤麻沼安蘇沼は山麓に繞らし渡良瀬利根の長流は渺茫として遠く半天に連る等殊に絶景なり西園寺公の歌に「神もてさせる宮のみかもやま君か八千代と常磐なるへし」其他古歌多けれども煩を厭ひて之を略す

全村大字甲字宮内鎮座

村社六所神社 祭神伊弉諾命 月讀命 天照大神 伊弉册命 素盞鳴命 譽田別命 建物 本社三間 拜殿間口五間 廊下間口九尺 末社六社 氏子惣代員 社掌

本社は持統八年正月二十八日の創立にして天正五年四月十三日兵燹に罹り本社拜殿悉く灰燼に歸す寛永五年三月十五日再建今尙存せり社域一千百三十二坪

全村大字全鎮座

村社天満宮 祭神菅原道真公靈 建物 本社間口二間 拜殿間口二間半 氏子惣代員 社掌

本社は慶長十年三月二十五日の勸請にして社域四百七十五坪を有し字立堀に鎮す

全村大字都賀鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 經津主命 建物 本社三間 拜殿間口三間 氏子百三十戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域八百二十八坪を有し永仁六年十一月の再建にして享保十年十二月拜殿を再建す

全村大字全鎮座

村社嶽神社 祭神日本武命 建物 本社九方 末社一社 氏子四十七戸 惣代員 社掌

本社は保元三年九月十三日の創立にして全郡大田和村の三雲山に鎮座せる日本武命を奉遷し一村の鎮守神と崇敬し后安政五年十一月再建社域高燥の地に在り

全村大字全鎮座

村社白山神社 祭神菊理比咩命 建物 本社三尺 拜殿間口三間 氏子十四戸 惣代員 社掌

本社創立不詳再建は安政三年十二月二十九日なり社域百一十一坪字沼尻に在り

全村大字全鎮座

村社稻荷神社 祭神宇賀御魂神 建物 本社間口二尺六寸 拜殿間口三間 氏子十三

一戸惣代員 社掌

本社創建不詳再建は應永二年六月にして安政元年正月拜殿再建す社域九百六十二坪を有し字稻荷に在り

岩船村

本村は靜、鷺巢、壘岡、下津原の舊四村を合併せしものにて幅員東西凡二十町南北凡一里十八町あり地勢北方に岩船山あり其山脈鷺巢壘岡等の三村に跨り西方又三雲山を帯ひ他の二方は田圃平林等を以て村界を分てり村民能く農業に従事し傍ら蘭席丈間及び石材等を産出す

古來沿革に付ては往時は各其領主を異にし維新後共に第四大區六小區に編成せられ後一戸長役場の所轄に歸し次て町村制實施に當り今の一村とはなりぬ

本村には村社六社及有名は無格社一村其氏子五百六十戸人口三千七百二十餘人を有す

岩舟村大字靜鎮座

村社星宮神社 祭神瓊々杵命 建物 本社間口九尺 拜殿間口三間 末社二社

氏子百一十戸 惣代員 社掌

本社創立年月不詳社域五百一十一坪字宿上に在り

全村大字全鎮座

村社星宮神社 祭神瓊々杵命 建物 本社間口二間 拜殿間口三間半 氏子^{六十七}員
社掌

本社創建詳かならず社域一千五百七十八坪宇宮の下に在り

全村大字静鎮座

村社御門神社 祭神大己貴命 建物 本社^九尺 拜殿^{間口三間半} 氏子^{三十三}員
社掌

本社勸請年月詳かならず社域五百二十七坪宇金山の清酒の地に在り

全村大字全鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈神 建物 本社^八尺 氏子^{六十七}員 社掌
本社創立不詳社域五百十九坪を有し宇愛宕に在り

全村大字鷲巢鎮座

村社鷲神社 祭神天日鷲命 建物 本社^{間口一間五尺} 拜殿^{間口二間四尺} 末社一
社 氏子^{三十五}員 社掌

本社創建不詳社域一千七十四坪にして宇鷲宮に在り

全村大字疊岡鎮座

村社五世神社 祭神天津火高彦火々出見命 建物 本社^九尺 拜殿^{間口三間} 末
社二社 氏子^{五十七}員 社掌

本社創立詳ならず宇本郷に鎮して社域五百十九坪を有す

全村大字下津原字上鎮座

無格社三鴨神社 祭神事代主命 建物 本社^三尺 雨覆一棟瓦葺 拜殿^{間口三間}
末社四社 華表一基 氏子^{百三十}員 社掌大宮昇^{全村全}大字住

本社創建不詳社域一千百九十六坪平坦の地に在り境内には老杉古樹森々と聳ひ美麗なる石の燈籠(鈴木清兵衛奉納)巨大なる唐金の吊燈籠(藤澤茂右衛門奉納)左右に並列し東には舊禮幣使街道を控ひ南は洋々たる田圃に望み頗る深遠にして神々たるを覺ゆ

小野寺村

本村は小野寺、古江、三谷、上下岡、新里の舊六村を合せしものにて幅員東西凡三十五町南北凡二里に亘り小野寺上岡古江は東南部に聚り三谷下岡は其西南にあり新里は其北部に位し地勢東西北の三面

連山屏立して全村を圍繞し特に南方一面のみ開け即ち自然の一區域をなし三杉川は村内を貫流し風俗
醇厚にして農業に従事し頗る勤勉にして又敬神の風あり

本村には延喜式内郷社村檜神社(世俗小野寺八幡と稱す)及び村社四社ありて其氏子戸數六百八十餘戸
人口四千七百四十餘人を有し殊に小野寺氏の古城趾あり

古來沿革を見るに往時は小野寺三谷上下岡の舊四村は古河藩領にあり其他は各領主を異にせり維新後
共に第四大區七小區に編成せられ後又一戸長役場の所轄を受け而して今の一村と成れるものなり

小野寺村大字小野寺字上耕地鎮座

郷社村檜神社 祭神譽田別命 建物 本社間口三間 拜殿間口七間 神門一棟

神樂殿間口二間半 末社十四社 華表二基 氏子二百九十四戸 社員 社司寺内左京全村全

本社は孝徳天皇の御宇大化二年九月二十九日の創建にして延喜式内下野十一社にあり明治五年郷社に
列せらる

本社は字八幡山の中腹巖岩の上に位し往時遠鳥居は下津原に二鳥居は上岡村にありし由なるか今は只
其跡に石の祠ありて舊跡を残すのみ今馬場の長さは二町余にして一の鳥居を入れは巾四間にして右一
間を街道とし左一間不淨道とし中二間を馬場の本地とし境内に入れば郷社の石標屹立し兩側にあま犬

對向し石の反橋を渡り二鳥居に到れば左側に御供水の井戸あり其水清冽にして漫々たり夫より七十八
階の石礎を躋れば神門あり本社は有名なる左甚五郎の作にして宏大壯麗にして本社の右の側に瓜の形
ちをなしたる埋木あり社域二千四百九十九坪境内には古檜老樹蒼蔚として繁茂し中にも神木と稱する
古檜は周圍二丈余にして中段より六本に分れ何れも蔚々として天に聳ひ風色絶佳にして頗る眺曠に富
み衆庶崇信の社なり又大々神樂の如きも氏子山崎忠右衛門か永代神樂料として田壹反貳畝拾歩を寄
附し以て年々盛式の御神樂を奏し神意を慰め奉れり(此事蹟を録したる碑あり)寶物には神祇管領卜部
朝臣及び新田德紀の揮毫せる神號の符額を藏す

全村大字古江鎮座

村社時平神社 祭神天津兒屋根命 建物 本社間口九尺 拜殿間口三間 末社二

社 氏子九十六戸 社員 社掌

本社勸請年月不詳社域五百四十四坪を有せり

全村大字三谷鎮座

村社三島神社 祭神大山祇命 建物 本社間口三間 拜殿間口三間 末社四社

氏子九十五戸 社員 社掌

本社創立は永録二年四月にして伊豆國一の宮三島神社を奉遷し一村の鎮守神と崇祀すと社域八百六十坪字中坪に在り

全村大字新里鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口三間 奥行四間 拜殿間口四間 奥行二間 末社一社 氏子百十九戸 惣代員 社掌

本社創立不詳字大割に鎮して社域一千九百三十四坪を有せり

全村大字上岡鎮座

村社天滿宮 祭神菅原道真公靈 建物 本社間口二間 奥行九尺 拜殿間口二間 奥行九尺 末社四社 氏子二十四戸 惣代員 社掌

本社創建年月遼遠にして不詳字谷津の瀟洒の地に鎮す

富山村

本村は富田、西山田、下皆川の舊一宿二村を合せしものにて其幅員東西凡一里南北凡一里九町あり富田下皆川は人家殆ど連接し西山田は西隅に在りて犬平の高峯其後を劃するに因り平素弊息を通ずるは富田下皆川に在り地勢西方一帶山脈圍繞し東方平地多く自然の區域をなし永野川村内を經流し富田下

皆川灌溉の利を共にせり村民能く農耕に従事し富田は半は商業を營むものあり

古來沿革に付ては富田下皆川は往時は共に濱松藩に屬し維新後共に第一大區三小區に編成せられ后又一戸長役場の所轄に歸し尋て町村制實施に當り今の一村となれるものなり

本村には村社四社及び有名は無格社一社あり其氏子六百五十余戸人口四千二百二十余人を有す

富山村大字富田鎮座

村社八坂神社 祭神素盞鳴命 建物 本社間口三間 奥行三間 拜殿間口二間半 奥行二間半 氏子三百六十員 惣代 兼社掌大和田茂教瑞穂村大字真弓住

本社は永享年間の創立にして富田左衛門朝房當地に城を築き牛頭天王を地内に勸請し常に領主の祭祀する所なりしか後富田左近宗行の代弘治三年中皆川俊宗と隙あり戦争となり戦ひ利あらずして遂に城陥る夫より皆川の番城となり天正十八年皆川落城し後富田宮内の采地となるも領主代々崇敬の社にして祭祀怠たらず而るに慶長十七年檢地の際當城悉く廢城に歸し民有地となる社地も又租税地となり氏子より地租を納めて以て社地に供せり依て氏子相議り寛永十七年三月二十二日を以て現今の地に移遷し後享保八年十一月再建す當時宿内疫病の流行ありしが氏子神輿を奉納し宿内を巡行するに其惡疫忽ち消滅す故に爾來恒例として毎歲巡行の盛式あり社域百九十坪を有し字新町に鎮す

本社は明治元年舊號を改めて八坂神社と稱す後明治六年村社に列せらる

全村大字西山田鎮座

村社晃石神社 祭神天兒屋根命 祭日陰曆八月朔日 建物 本社 間口一間二尺

拜殿 間口三間 末社三社 氏子 惣代六員 社掌

本社傳に曰ふ 上古本社は綾都比神と稱し神奇石ありて毎夜光り見はれ綾に尊き神の御光り故に此稱ありと云ふ 花房王の歌に「あやつひのてるひの山の大神に山田そほとのかへさらめや」又三代實錄

にも本社に従五位の下を授く云々と見へたり而るに承平年中兵燹に罹り社殿悉く灰燼に歸し後弘安年中佐野安房守本社を再建し後屢野火のために焼燼し再三の建立あり今の宮殿は天保年中の再建にして壯麗ならずと雖も神威赫灼として毎年陰曆八月朔日大祭を執行し兩野常總武の各國より信徒麁至す而れども往時は婦女の參拜を許されざりしも明治維新後此禁を解き今や男女登賽するもの頗る多し

本社は晃石山の高嶽に(海面より一千三百八十四尺)鎮して社域一万四千九百三十四坪を有せり

全上全村大字西山田字宮脇鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社 間口一間半 拜殿 間口二間半 末社一社

氏子 惣代五員 社掌全上

本社は弘仁年中の創立にして藤原冬嗣の勸請なり後寛治年間奥州の武衡反するや源義家誅伐の勅を奉し奥州へ下向の時本社に戦勝祈願書を納められ奥州平定の後社領を寄附し社殿を再建せられ數百年の間盛榮たり而るに天正年中北條氏康當國に亂入し皆川山城守と戦争に及びし時社殿及び寶物古書等に至るまで悉く兵火のために焼燼し再び本社を再建せしに慶長十七年徳川幕府檢地の時社領を沒收せられ爾來修繕も整はず漸々衰頽して今日の現況に至り殆ど中古の跡を失ふものと云ふ社域一千五百八十九坪を有せり

全村大字全鎮座

村社龍神社 祭神高靈神 建物 本社 間口三尺一寸 拜殿 間口六間 末社五社

氏子 惣代 員 社掌

本社創立不詳社域五百二十五坪字白岩に在り

全村大字下皆川鎮座

村社日枝神社 祭神大山祇命 建物 本社 間口一間四尺 末社二社 氏子 惣代 員

社掌植原佐十 瑞穂村大字藏井住

本社は天長二年の創立にして慈覺大師の勸請なり往時は日吉山王大權現と稱し別當には藥王山長樂寺

奉仕せり

別當輪月坊の編せし尋洞記に曰く本社は 淳和天皇の御宇天長二年蒙救慈覺大師開闢の靈場にして國
家安全の爲めに日吉山王大權現を鎮座し給ふ所にして後勝道上人此に至り絶景幽邃の靈場なるを見て
月光山本宮を此所に安置し給ひり徳川將軍家康本社の靈場を聞しめし本社御供料として田園を賜はれ
り當時代官下島甚右衛門御供免の割符を下附せられ其後の地頭松平大隅守本社を再建し全苗太郎八宮
殿を修繕せられ後又地頭溝口出雲守崇敬して自ら揮毫せし神號の扁額を納めらる後ち皆川村の鎮守神
たり社域一千六百五十八坪高燥の地にして絶景幽邃神寂ひて舊社たるを表す

全村大字西山田字中山鎮座

無格社八幡宮 祭神應神天皇 建物 本社間口一間二尺 雨覆一棟 華表一基

氏子惣代一員 社掌白石幸太全村住 大字全

本社創立遠遠にして詳かならずと雖も往古白石家武運長久を祈るために祀りしものにて當時は社殿も
宏壯美觀なりしか土着の後は白石三家の氏神にて漸く廢頽して本社のみを残せりと云ふ社域百九十五
坪字中山登等官林の山麓に在りて高さこと六十余間にして西一帶耕田の蒼々たる間に炊煙の棚引を眺
め境内には松樹生繁り又真神の古木(二尺曲り高さ三丈余)蔚然として繁茂し古雅幽邃の趣に富むの境

なり

水代村

本村は西水代、榎本、伯仲、新、西野田の舊五村を合せたるものにて其幅員東西凡三十町南北凡一里
十五町にして民居は西水代の周圍に点在し地勢平坦にして田圃多く永野川北より來りて村内を貫流す
風俗活潑にして能く農業に従事し近來殊に殖産を競ふの風あり

舊各村沿革を見るに往時は其領主を異にせるも維新後共に第八大區二小區に編成せられ後又一戸長役
場の所轄となり以て今の自治村となせしものなり

本村には村社七社ありて其氏子戸數五百九十余戸人口三千八百五十余人を有す

水代村大字榎本字本町鎮座

村社八坂神社 祭神健速須佐之男命大國主神稻田姬命 建物 本社九尺四方 雨覆

間口三間 拜殿間口三間 末社七社 華表石一基 石燈籠二基 氏子惣代一員 社

掌山杉五百枝全村住 大字全

本社創立は朱雀天皇の御宇藤原秀郷朝敵平將門追討の時戰勝祈願のため山城國八坂の郷より奉遷し營
地に勸請せしと云ふ後天文年間榎本城主近藤出羽守の崇敬社となる社域三百九十三坪内狹少と雖も

清酒の地にして老槻天に聳ひ小杉森々として頗る幽邃なり
神主は伊古より山杉氏にて世々奉仕せり

全村大字伯仲鎮座

村社根渡神社 祭神釵根命 建物 本社間口六尺
子惣代員 社掌 拜殿間口三間
末社一社 氏

本社創建不詳社域百九十八坪を有し字下赤津に在り

全村大字全鎮座

村社淺間神社 祭神木花咲耶姫命 建物 本社間口六尺
所四面 氏子惣代員 社掌 拜殿四面
祭典用休息

本社は字新屋敷に在りて社域二千四百七坪を有せり

全村大字西野田鎮座

村社雷電神社 祭神大雷神 建物 本社間口四尺
氏子惣代員 社掌 拜殿間口三間
末社一社

本社は勸請年月不詳社域九百二坪字雷電に在り

全村大字西水代鎮座

村社八坂神社 祭神須佐之雄命 建物 本社間口四尺一寸
二社 氏子惣代員 社掌 拜殿間口三間
末社

本社は字上に鎮して社域五百八十二坪を有す

全村大字新鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂神 建物 本社間口一尺九寸
社掌 拜殿間口九尺
氏子惣代員

本社創建詳ならず社域三百五十一坪を有し字稻荷に在り

全村大字全鎮座

村社八坂神社 祭神素盞鳴命 建物 本社間口二尺七寸
氏子惣代員 社掌 拜殿間口三間
末社一社

本社創立は遼遠にして詳ならず社域一千二百五十九坪を有せり

瑞穂村

本村は眞弓、横堀、北武井、上下高島、牛久、殿井、土與、川連の舊九村を合せて自治團體を組織せ

しものにて其幅員凡一里二十町南北凡一里十八町あり横堀牛久上下高島は野木街道に沿ふて聚落をなし北武井は其東に川連土與真弓は其西南部を限り相接近す而して仮定縣道及ひ里道を以て縱横聯絡を通し往來頗る便なり

地勢平坦開濶にして田圃多く穰々たる瑞穂を見るあり又河川に至ては東北に巴波川を帯ひ永野川は其西南を貫流し自ら一區域をなし風俗概ね質素にして能く農耕に従事し頗る勤勉の風あり

舊各村沿革を尋ぬるに往時は各其領主を異にせしも維新後共に第一大區二小區に編成せられ後四戸長役場の所轄に分屬せられ次て町村制實施に當り今の一村となりぬ

本村には有名なる諏訪郷社及ひ村社八社ありて其氏子戸數六百八十餘戸人口四千四百九十餘人を有す

瑞穂村大字真弓字真弓山鎮座

郷社諏訪神社 祭神健御名方神 祭日陰曆三月十五日 建物 本社間口五尺 拜殿

間口三間半 雨覆間口二間半 神樂殿間口二間 石華表二基 氏子戸百十 總代中島藤太郎

善作野口 伊三郎 社司大和田茂教 大字住 全村全

本社は本大字の西北真弓山に在り一名を磯山又下野堂覽には檀山と云へ萬葉集二の卷の人麿の歌には真弓の崗と詠めり西積二町一反七畝十歩滿山古松老杉落々として生ひ繁り本社西側には奇岩突兀風

致嬌然洵に絶奇の勝地にして 朱雀天皇の御宇藤原秀郷朝敵平將門征討の時信州諏訪神社へ戦勝を祈願し神助に依りて速に平定したるを以て東國鎮護神として本社を磯山に勧請し磯山諏訪明神と尊稱し西御庄十二郷を神領に寄附せらるる故を以て御庄と號せり明治維新の際郷社に定めらるる全十年社格改正の節村社に列せられ全二十八年十二月二十四日を以て再び郷社に昇格せらる

本社神主家往時は累代祝言太夫と稱す降りて神祇管領長上吉田殿配下以來大和田氏と稱し世々本社に奉仕せり

社傳 豊葦原下野國西御庄真弓郷磯宮諏方大明神之緣起夫我朝者粟散邊地乍云天神七代地神五代之天津神伊非諾伊非冊之尊垂仁天皇之御宇二十五年三月二十一日從高間原天下伊勢國渡居郡五十鈴河之水 上神風瀨濱折敷從天下給號伊勢大神宮是宗廟社稷之天照御神也顯日現月給資萬國何不頂其光成皇成 雨形普天何不受其潤神功皇后追新羅給皆彼大神宮之第一慈御芥今諏方大明神差副進攻新羅歸給後信濃 國諏方郡垂跡奉仰諏方大明神普賢千手垂迹也和光同塵結緣始成故出淑光都分段同居交塵衆生給仁王六 十一代御宇朱雀院御時承平將門成朝敵給爲追討秀郷將軍給討手被下時令諸神發向給間將門無程遣討後 東國崇諸神々山初進給中諏方大明神之御座地四神相應成所彼磯里垂跡致秀郷信心深是奉仰守護神從 其西御庄十二郷奉寄進御神領爲神領神號御庄依之至末代除國役雖爲代澆季明神靈威有嚴重無弓箭兵杖

之怖然而村上天皇之御時九重開勢兵絃音以宣旨被尋於此磯里靈山有一本木弱大蛇腹持開合音響勢兵絃音間勅使七日御神樂進此木枝一房切奉入帝見參是神之遊御弓也納宇治法藏此里可云眞弓宣旨被下彼明神一現也利生深事以是可就中屬東國無爲天下安全百王百代可令守護給也至末世末代於斯緣起不可有疑心可仰可信者也敬白 茲時承安三年癸巳二月日

予初巡檢之日往詣社境尋緣起之有亡巫官呈出斯記須臾之頃過眼紙略境字半缺此文素雖鄙拙求一軸換古紙而以修補之永遺後世

松平豆州刺史

小臣郷吏石氏川 寄附

昔元祿十一戊寅年十月十五日

石川勘右衛門重宗

右緣起中 神功皇后征韓之時本社 大神擁護シ給ヒン事及藤原秀郷朝敵追討ノ爲メ本社 大神ニ祈誓シ平將門ニ克チ遂ニ東國ヲ平定シ永ク鎮護ノ神トシテ其當時勸請セシ事當時傳説ニ符合セリ請求ニ任セ之ヲ附記ス

明治二十八年一月十七日

諏訪神社

禰宜 矢島正守

古文書 追て申候神領の事も如前々之無別條已上

磯山前々之筋目被申立候委細令分別候尤諏訪之明神可有勸請候仍如件

天正拾六年戊子霜月七日

近藤出羽守

綱秀花押

磯山

祝言木夫殿

全村大字横堀字吾妻鎮座

村社春日神社 祭神天兒屋根命 建物 本社一間 雨覆一棟 拜殿間口五間半 奥行二間

神樂殿間口二間 奥行三間 末社三社 石華表一基 氏子^{八十七戸}惣代員 社掌板垣信重^{全村全}大字住

本社創建遠邊にして詳かならず本社は南向にて社殿壯宏前に神池あり社境二千四百一坪廣寬の地に古杉及び雜木交りて生ひ繁り古雅にして頗る幽邃なり

本社奉仕は往古より板垣氏にて代々補職たり

全村大字藏井鎮座

村社諏訪神社 祭神健御名方神 建物 本社間口一間一寸 拜殿間口二間二尺 奥行一間四尺 末

社一社 氏子^{九十一戸} 惣代員 社掌

本社創立年月詳かならず社域一千九坪にして字西元小磯山の高燥の地に鎮して境内には老杉古松蒼蔚として雅色あり

全村大字土與鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈命 建物 本社間口二尺 拜殿間口九尺 末社一社

氏子^{四十九戸} 惣代員 社掌

本社は字東に在りて社域二百六十坪瀟洒の地に鎮す

全村大字川連鎮座

村社愛宕神社 祭神軻遇突智命 建物 本社八尺 氏子^{八十九戸} 惣代員 社掌

本社創立不詳社域二百二十六坪にして字宿に在り

全村大字上高島鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 建物 本社間口三尺 拜殿間口二間半 氏子^{六十三戸} 惣代員

社掌

本社は字八反田に鎮して社境二百七十八坪を有す

全村大字牛久鎮座

村社雷電神社 祭神大雷神 建物 本社間口二間四尺 拜殿間口三間 氏子^{五十五戸} 惣代員

社掌

本社創立不詳社域八百八十八坪を有し字東岡に在り

全村大字北武井鎮座

村社龍神社 祭神高禰神 建物 本社間口六尺 拜殿間口二間半 末社三社 氏子^{八十二戸} 惣代員 社掌

本社創立不詳社域四百十六坪にして字番場に在り

全村大字下高島鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 建物 本社六尺 拜殿間口二間 氏子^{七十一戸} 惣代員 社掌

本社創立詳かならず社域千二百二十五坪字鹿島に鎮す

中 村

本村は南小林、井岡、大川島、下泉、上泉、下初田、生駒、下河原田、小袋(以上三村舊寒川郡)の舊

九村を合せしものにて幅員東西凡二十五町南北一里余地勢一帯平夷にして巴波川は北より來り村内を貫流し道路は栃木より古河に通ずる縣道及び佐野街道ありて交通頗る便なり

古來沿革に付ては舊各村共古河藩領にして維新後第四大區三小區に編制せられ後又一戸長役場の支配となり次て町村制に當り合同して今の一村とはなれり

本村には村社七社氏子戸數五百余戸人口三千百九十余人を有す

中村大字下河原田鎮座

村社河原田神社 祭神天御中主命 建物 本社一間半 拜殿間口四間 末社二社

氏子六十八戸 惣代員 社掌

本社は天慶年中藤原秀郷朝敵平將門追討の時當地に天御中主神國常立命を祀り戰勝を祈願し速に戰功ありしを以て天曆十年十一月初子日に本社を建築すと云ふ社域四百五坪平坦の地に在り

全村大字生駒鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口二間二尺 拜殿間口二間二尺 氏子四十

惣代員 社掌

本社創立不詳社域一千七百九十四坪を有し字八幡に在り

全村大字小袋鎮座

村社宇治神社 祭神菟道稚郎子命 建物 本社間口二間 拜殿間口三間半 末社二

社 氏子六十二戸 惣代員 社掌

本社創建不詳社域四百二十四坪字林に在り

全村大字下初田鎮座

村社生駒神社 祭神國常立命 建物 本社六尺 拜殿間口二間 末社一社 氏子

六十九戸 惣代員 社掌

本社は牛馬安全を祈るために勸請せしものにて社域五百九十四坪字堂雁に在り

全村大字南小林鎮座

村社東箭神社 祭神大己貴命 建物 本社六尺 拜殿間口四間 末社七社 氏子

六十八戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域二百六十四坪平坦の地に在りて槻の老木高く聳ひ風色佳なり

全村大字上泉鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉册命 建物 本社二間 氏子七十九戸 社掌

本社創立不詳社域二百六十四坪平坦の地に在りて槻の老木高く聳ひ風色佳なり

本社創立不詳社域百四十二坪を有し字本澤の平坦の地に在り

全村大字下泉鎮座

村社藥一神社 祭神少彦名命 建物 本社三尺 拜殿間口三間 氏子惣代員 社掌

本社創建不詳字關根に在りて社域三百五坪を有す

穂積村

本村は上下國府塚、上下石塚、大行寺、萩島、石ノ上、鹽澤、間中の舊九村よりなれり幅員東西一里餘南北一里二十三町各部落を分つも四隣相寄の状あり本村は佐野街道朽木街道に當り其他里道連絡し交通便なり地勢平坦にして田圃多く思川は大行寺外四部落を經流し村民醇厚にして能く農業に従事し一般勤勉の風あり

舊各村沿革に付ては往時は各々其領主を異にするも維新後共に第三大區八小區となり又一戸長役場の管する所となり次て今の一村とはなりぬ

本村には村社九社氏子數戸四百五十余戸人口三千三百余人を有す

穂積村大字上國府塚鎮座

村社星宮神社 祭神天之御中主命 祭日 六月十三日 建物 本社間口一間四尺 瓦葺

拜殿間口二間半 瓦葺 末社三社 石鳥居一基 木鳥居二基 寶物 御鏡一個 錦

旗一流 太刀一振 絹旗一流 明治廿八年三月本社氏子日清の役祝捷祭の時正四位勳三等巖谷

國益盛 氏子惣代四員 社掌松本藤吉 全村大字 光云云 二番地住

本社創建沿革等詳かならず境内坪數三百四十九坪にして耕地の中に在りて老松古杉櫻木林立して翠色瀟々か如く風色頗る幽邃なり殊に馬場の長さ三十間あり入口に古藤の奇株あり花の盛りに此境に遊はし風致嫣然として愛すへし亦此境より陣を放つて四方を眺望すれば西南に富岳西に大平尾石山信州の淺間岳東に筑波足尾加波の諸山北に黒髪高原那須岳を望む時に眺望佳にして浩然の氣を養ふ風光の美之れに過きんや

全村大字上石塚鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈神 建物 本社間口五尺 拜殿間口二間半 氏子惣代員 社掌

本社創建年月詳ならず社域三百四坪を有し字愛宕に在り

全村大字大行寺鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉那岐命 建物 本社間口一間一尺 末社三社 氏子六十一
惣代 社掌 員

本社は寶永六年十一月の再建にして社域四百六十七坪を有し字本郷に在り

全村大字石上鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社九尺 拜殿間口二間半 末社四社 氏
子五十戸 惣代 員 社掌

本社創立不詳社域二百六十二坪にして字中坪前に在り

全村大字萩島鎮座

村社田神社 祭神稻倉魂神 建物 本社九尺 末社一社 氏子十九戸 社掌
本社は字塚越に在りて社域百八十八坪を有せり

全村大字下國府塚鎮座

村社國府神社 祭神大日靈貴命 建物 本社二間 末社二社 氏子六十戸 社
掌

本社創立不詳社域四百八十四坪にして字國府に在り

全村大字鹽澤鎮座

村社鷲神社 祭神大己貴命 建物 本社間口六尺 拜殿間口三間 末社三社 氏
子三十五戸 惣代 員 社掌

本社創建年月詳かならず字外城に在りて社域三千九百九十六坪の大境内を有す

全村大字下石塚鎮座

村社星宮神社 祭神香々背男神 建物 本社間口二間 末社一社 氏子三十九戸 社
掌

本社勸請由緒詳かならず社域二百九十七坪にして字星宮裏に在り

全村大字間中鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社三尺 拜殿間口三間半 末社三社 氏
子九十三戸 惣代 員 社掌

本社創立年月不詳社域一千四百廿七坪を有し字宿並に在りて明治五年郷社と定めらる全十年八月村社
に列せらる

豊田村

本村は卒島、松沼、荒川、立木、澁井、今里、上初田、大本、小宅、黒本、島田、小薬の十二村を合併して一の自治村をなせしものにて其幅員東西凡一里十八町南北凡二里あり卒島松田澁井立木は小山街道に沿ふて農家東西に列し今泉上初田は其南に群居し大本小宅黒本島田小薬は其北に聚落をなし相距ること遠からず地勢平行開濶にして思川は小宅黒本立木澁井を經流し風俗温和にして農耕に従事し勤勉の風あり

舊各村古來の沿革を尋ぬるに各々其領主を異にせり維新後第三大區一小區となり後又一戸長役場の所轄に屬し以て今の自治一村に至れり

本村には村社十一社其氏子戸數八百三十餘戸人口五千八百六十余人を有す

豊田村大字大本鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 大山祇命 道祖神 建物 本社間口三間 拜殿間六間與 社務所間口三間 燈籠二基 神樂殿一棟 末社五社 氏子惣代二百七十戸 掌長義憲 全村全大字住

往時本社別當には小薬村田屋山稱念寺にて奉仕せり明治維新後長氏奉仕せり舊別當稱念寺縁記内に曰く 往古梶原景則當地に本城を築き居城せしむ同氏は常に泉州篠田の森稻荷明神を崇信すること年久

し故に本地字田屋の側芝生の塚に祠を立て篠田の森稻荷明神を奉遷し篠を植ひ塚上に祭祀す(今尙本社境内の中央に在り)是より篠塚稻荷大明神と崇むと云々後小薬郷の惣鎮守神と崇敬し寶曆八年二月本社再建明治七年十二月拜殿を再築す現今の社域一千二百四十七坪平坦の地にして神池あり石の反橋を架し石の華表及び石の燈籠左右に並列し馬場には古松落々として並立し頗る大社の風ありて最も深邃の趣に富む

全村大字澁井鎮座

村社糺神社 祭神大雷神 建物 本社二間 拜殿間口二間半 華表一基 氏子二百八十戸 惣代 社掌澁谷光山 全村全大字住

本社は山城國下加茂神社の御分靈を勸請せし社なりと古老の口碑に存して往古より靈驗灼しく衆庶崇敬の社なり往時別當は澁谷家にて代々奉仕せしか明治維新に際し澁谷氏復飾して奉仕せり社域三百八十八坪平坦の地に鎮して本社東に向ひ社殿壯麗にして境内には梶の古木亭々と高く聳ひ幽邃にして雅致なり

全村大字小宅鎮座

村社八幡神社 祭神應神天皇 建物 本社一間 拜殿間口三間半 末社二社 氏

子 八十八戸 惣代 員 社掌

本社再建は寶永六年九月なり社域二千二百七十六坪を有し字八幡前に在り

全村大字全鎮座

村社豊受神社 祭神豊受毘賣命 建物 本社間口二間 氏子 八十八戸 惣代 員 社掌

本社創建不詳社域三十一坪字桶田に鎮す

全村大字今里鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉册命 建物 本社一間半 拜殿 間口二間四尺 末社二社

氏子 三十五戸 惣代 員 社掌

本社は本社開墾草分小峰某兄弟の創祀にして慶長年間までは兩家の氏神なりしを後ち卒島村の内邊北坪の鎮守神とす社域五百十六坪を有し字宮前に在り

全村大字上初田鎮座

村社星宮神社 祭神香々脊男命 建物 本社間口九尺 拜殿 間口二間 末社三社

氏子 五十七戸 惣代 員 社掌

本社は字東に鎮し社域二百七十四坪を有せり

全村大字立木鎮座

村社十二所神社 祭神 國常立尊 泥土羹尊 伊弉諾尊 大戸邊尊 面足尊 豊瀨尊 建物

本社 間口九尺 末社三社 氏子 四十九戸 惣代 員 社掌

本社創建不詳社域八百五十一坪を有し字堂の宮に在り

全村大字卒島鎮座

村社三宮神社 祭神 經津主命 磐裂命 根裂命 建物 本社間口六尺 拜殿 間口五間 末社二社 氏子 百四十四戸 惣代 員 社掌

本社創建不詳にして社域二百三十三坪字新郭に在り

全村大字黒本鎮座

村社星宮神社 祭神 磐裂神 根裂神 建物 本社間口四尺五寸 拜殿 間口四間半 末社二社 氏子 四十戸 惣代 員 社掌

本社創建年月詳ならず社域四百八十三坪字仙台に鎮す

全村大字島田鎮座

村社星宮神社 祭神 磐裂命 根裂命 水速女神 建物 本社間口三間 拜殿 間口四間 末社二社 氏子 惣代 員

子七十六戸
惣代員 社掌

本社勸請年月詳かならず社域六百九十八坪字神明に在り

全村大字荒川鎮座

村社八龍神社 祭神高羅神 建物 本社間口二間半
拜殿四方 氏子十三戸
惣代員 社掌

本社創建不詳社域六百六十三坪字村中に在り

下野神社沿革誌附録

栃木縣神職傳記

下都賀郡部

黒川豊曆氏傳

偶黨深遠にして夙に勤王の志篤く慷慨の士は黒川豊曆氏なり氏は下野國都賀郡壬生町に於て天保十三年四月二十日を以て生る祖父を黒川勝匡と云ひ(本居宣長の門人也)氏は其孫なり氏の家祖は鎮守府將軍清原武則の三男保定にして故ありて當地に遠祖を仰祀し一社を創建して神主となり寛治六年より氏に至りて代を重ねる二十六代連綿として神職を奉仕すといふ斯の如く神に仕へる氏家の如き久しきは偶然に非らすといふへし氏幼にして英邁學を好み安政三年二月より領主鳥井丹波守に召出され文武館にて漢學及武技を學ぶ万延元年より祖父勝匡に従ひ皇典を學ぶ文久二年七月より平田鐵胤に寄き皇學を研究す嘗て 皇室の式微を慨し慶應三年有栖川宮に仕へて斥候方申付らる明治元年全宮より利鎌隊長申付られ全宮の揮毫せる「帝道惟一」馬印の旗及ひ錦の小旗百流を賜はられ(今尙存在)隊を率ひ凛然として上野及び奥州白川まで出陣す全年九月十四日戡定の功を奏して歸陣し明治五年六月辭して郷に

歸る全年十二月栃木縣廳に於て國學試験を受け及第して全六年一月十五日郷社雄琴神社の祠官を申付らる全年二月四日教部省にて權少講義に補し即日大教院講師課詰申付らる全年三月依願辭職す全年四月栃木縣中教院設立周旋係全年六月本縣中教院營繕掛全七年三月本縣第一大區中說教派出全年八月中教院詰二等講師全八年二月第三大區(上野國內)說教出派全九年布教幹事を本縣令より申付らる全十二年都賀寒川兩郡布教幹事擔任係を神道事務分局より命せらる全年四月二十三日を以て内務省より少講義に補せらる全十三年栃木縣神道事務分局資本金募集擔任を命せらる全十七年五月三等仮試驗合格す全十八年二月中講義に補す全二十五年五月本縣神官取締所設置委員に擧げらる全二十六年本縣神官會議員及び下都賀郡支所幹事並に北部長に撰まれしより全三十四年まで九年の間勤續す全三十一年五月祭典作法講了證を授けらる全年全月下都賀郡神職取締支所長に擧げらる全三十四年十一月二十三日を以て本縣警部長正六位勳六等水本兼孝より左の賞狀を賜はらる

明治三十四年一月國分寺警察分署ヲ廢シ新ニ壬生ニ分署ヲ置クノ發令アルヤ貴下有志諸子ト共ニ其廳舎新築ノ事ヲ謀リ日夜奔走以テ數千ノ金ヲ融シ爾來經營數月茲ニ工ヲ竣ヘ本日開署式ヲ舉クルニ至レリ是レ一ニ貴下及有志諸子ノ力ヲ公共ニ盡サレタル結果ニ外ナラスシテ本官ノ滿悅ニ堪ヘサル所ナリ茲ニ聊感謝ノ意ヲ表ス

下野神社沿革誌附録

栃木縣神職傳記

下都賀郡部

黒川豐麿氏傳

個黨深遠にして夙に勤王の志篤く慷慨の士は黒川豐麿氏なり氏は下野國都賀郡壬生町に於て天保十三年四月二十日を以て生る祖父を黒川勝匡と云ひ(本居宣長の門人也)氏は其孫なり氏の家祖は鎮守府將軍清原武則の三男保定にして故ありて當地に遠祖を仰祀し一社を創建して神主となり寛治六年より氏に至りて代を重ねる二十六代連綿として神職を奉仕すといふ斯の如く神に仕へる氏家の如き久しきは偶然に非らすといふへし氏幼にして英邁學を好み安政三年二月より領主鳥井丹波守に召出され文武館にて漢學及武技を學ぶ万延元年より祖父勝匡に従ひ皇典を學ぶ文久二年七月より平田鐵胤に寄き皇學を研究す嘗て 皇室の式微を慨し慶應三年有栖川宮に仕へて斥候方申付らる明治元年全宮より利鎌隊長申付られ全宮の揮毫せる「帝道惟一」馬印の旗及び錦の小旗百流を賜はられ(今尙存在)隊を率ひ凛然として上野及び奥州白川まで出陣す全年九月十四日踐定の功を奏して歸陣し明治五年六月辭して郷に

歸る全年十二月栃木縣廳に於て國學試験を受け及第して全六年一月十五日郷社雄琴神社の祠官を申付らる全年二月四日教部省にて權少講義に補し即日大教院講師課請申付らる全年三月依願辭職す全年四月栃木縣中教院設立周旋係全年六月本縣中教院營繕掛全七年三月本縣第一大區中說教派出全年八月中教院詰二等講師全八年二月第三大區(上野國內)說教出派全九年布教幹事を本縣令より申付らる全十二年都賀寒川兩郡布教幹事擔任係を神道事務分局より命せらる全年四月二十三日を以て内務省より少講義に補せらる全十三年栃木縣神道事務分局資本金募集擔任を命せらる全十七年五月三等仮試験合格す全十八年二月中講義に補す全二十五年五月本縣神官取締所設置委員に舉げらる全二十六年本縣神官會議員及び下都賀郡支所幹事並に北部長に撰まれしより全三十四年まで九年の間勤続す全三十一年五月祭典作法講了證を授けらる全年全月下都賀郡神職取締支所長に舉げらる全三十四年十一月二十三日を以て本縣警部長正六位勳六等水本兼孝より左の賞狀を賜はらる

明治三十四年一月國分寺警察分署ヲ廢シ新ニ壬生ニ分署ヲ置クノ發令アルヤ貴下有志諸子ト共ニ其廳舍新築ノ事ヲ謀リ日夜奔走以テ數千ノ金ヲ融シ爾來經營數月茲ニ工ヲ竣ヘ本日開署式ヲ舉クルニ至レリ是レニ貴下及有志諸子ノカヲ公共ニ盡サレタル結果ニ外ナラスシテ本官ノ滿悅ニ堪ヘサル所ナリ茲ニ聊感謝ノ意ヲ表ス

氏人となり義を守ること堅固にして時として或は勇敢に又公共の事に盡して果斷公平にして又斯道に盡すこと三十有年一日の如く諄々倦ます蓋し才德兼備の士に非ずんは何んぞ斯の如きを得んや

國保能道氏傳

玄鑑にして沈勇の資を備ひ事を爲す緻密に意を用へ廉潔たるの士は國保能道氏なり氏は天保十一年三月十日を以て下野國都賀郡惣社村(今國府村大字惣社)に生る幼より穎敏にして純孝學を好み日夜匪勉皇漢の學を修む其先は室八島大神々社創立以來該社に奉仕せし事確然たる事實明にして古老の口碑にも存する項目數多ありと雖も惜むらくは天正年間小田原勢の爲めに社頭及社家社門等兵燹に罹り寶物及古文書類悉皆烏有に歸したるにより該家初代以降の家系年歴等詳かならず故に當代より遡り五代の祖國保左近能量寶永二年二月七日を以て下野國都賀郡府中室八島正一位惣社大明神の大官司たる事神祇管領長より裁許せられたるにより當代能道まで代々連綿として上京神祇管領長より繼目許狀を賜はり氏は尙進て文久元年四月十一日を以て該神社祭日法令衣冠着用を許さる明治六年一月廿日本縣廳に於て國學試験に及第して全年一月二十三日を以て大神々社の祠官に拜す全八年三月教部省より訓導に補せらる全十八年三月二十五日故ありて祠官を辭す全二十二年三月二十六日本縣皇典講究分所に於て學階試験を受け及第して學證を得全年四月二十七日更に大神々社祠官に命せらる噫氏は滋々其職を盡

すこと欽風温恭なりと云ふへし

宇賀神義照氏傳

氏の先は大職冠録足公の末統にして藤原を以て姓とす家代々鷲宮神社の神職たり氏は下野國都賀郡橋本村(今委村大字橋本)に生る父を日向正藤原元信と號し嘉永元年四月上京鷲宮神社の神主職を襲き祭禮一日法令衣冠着用を許され社職精勤たりしも明治五年の改正には老衰せるを以て氏代りて朽木縣廳の國學試験に應し及第して都賀郡橋本箕輪兩村々社鷲宮神社祠掌を命せられ全七年本縣中教院に於て教義講究を受け全八年九月を以て教導職試補を申付られ全十七年五月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學證を授けらる全年十月訓導に補せられ全年十二月中講義に昇り全二十六年三月八日を以て少教正に累進す氏資性穎邁學を好み和漢の書に涉獵する數十年頗る精通する所あり亦人と交るに懇懃周到故に愛敬を享く其名望一郷に高し

外山貢氏傳

氏は天保四年十二月二十八日下野國都賀郡七ツ石村(今下都賀郡稻葉村大字七ツ石)に生る氏の先は外山將監にして文治年間郷士たり降りて本山修驗となり戒淨坊と號す永正八年十一月二十九日下野守成綱より下野國年行事職を仰付らる天文二年五月戒淨坊跡由緒に任し年行事職を中納言長俊へ仰付られ

しより代々年行事職並に熊野神社別當職を兼ね當代貢氏まで十數代連綿として勤績たり然るに王政の新天に際て聖護院宮召狀により明治元年七月一日發足上京全月十五日森御殿に出頭聖護院宮殿下に謁し僧位僧官を返上す翌十六日神祇官伯資訓王殿下の門に入神拜式の相傳を受け全年八月歸國全月東京鎮守府社寺傳達所へ出頭復飾外山將監と改め熊野神社神主職に仰付らる全五年縣知事より歸農申付らる其際貢と改む全年十一月本縣廳に於て國學試験を受け及第して全六年一月二十三日を以て第七大區三ノ小區十ヶ村の郷社下稻葉村鹿島神社の祠掌を申付られ尙全小區の村社祠掌兼務を命せらる全七年本縣中教院に於て講究を終へ全八年兼教導職試補となる全十年内務省より權訓導に補せらる全十七年本縣皇典講究分所に於て三等仮試験を受け合格す全十八年少講義に進み全二十一年權中講義に轉し全二十六年少教正に累進す全年十一月二十日學校寄附金の賞として本縣知事より木杯一箇を賜はらる氏性深遠温慈にして幼より學を好み沈黙なり又恤兵の慈心を發し報國の義務たる事を覺とり日本赤十字社に加はる此氏が今日までの略歴なり以て氏か性行の一斑を知るに足らざらんや

鈴木貞三郎氏傳

氏の家は代々農を以て業とす其先は宇都宮彌三郎の舊臣にして鈴木七左衛門と號す慶長年間本村(都賀郡安塚村)に家屋を構ひ居住せり元和六年宇都宮領主より本村御繩入の時案内役を仰付らる降りて

天保五年地頭横山主殿より本村名主役を仰付らる自後代々村吏の家柄なり氏は當國都賀郡上稻葉村小管常右衛門の二男にして嘉永元年十一月二十三日を以て生る氏の生家は壬生官務公の舊巨家にして代々村吏を勤む氏は幼より學を好み安政三年より同六年正月まで黒子正兵衛に就て初學を學ぶ安政六年三月より文久二年五月まで吹上藩士新田庚助に就て漢學を修業す文久二年十月より元治元年八月まで水戸藩士小松國廣に隨ひ和漢の學を研究す慶應四年八月二十一日出て鈴木家を繼ぐ氏資性温恭篤實にして徳望あり嘗て明治庚午の凶作にて窮民困難に際し多くの金員を出し救助せしを以て全八年十二月本縣廳より奇特の越賞せらる殊に敬神の意篤く神道禊教に入り教導職となり銳意熱心他を導ひて名望高く又皇學を高山安邦に就て修む明治二十一年三月訓導に補せらる全二十七年二月本縣皇典講究分所に於て學階試験を受け八等司業の學證を副總裁從一位久我建通より授けらる全二十七年十一月少講義に累進す氏皇道に志深きを以て氏子衆民より本村々社々掌に推撰せらるると雖も素より農民なればとて確く辭する事再應に至る然るに大久保村長柏倉氏子總代等より屢依頼に任せ遂に不得止二十七年十二月を以て村社磐裂根裂神社社掌に拜すと云ふ噫氏は敬神の志益々確く衆庶の推戴尊崇するに至る實に感すべき哉

岡本吉郎氏傳

氏は文政十一年二月二十九日を以て下野國都賀郡朽木城内村(今朽木町大字朽木城内)に生る幼名吉郎後に吉郎平又吉郎と改む氏の先は下野眞名子の城主岡本若狹守月海入道にして眞名子落城の後皆川山城守の家臣に降ると云ふ其孫九郎國安天正二年八月十日小田原の戦功により皆川山城守より都賀郡木野地村三百石全郡稻葉村百石を賜はられ天正十年草倉に於て戦死す今に皆川城内金剛寺に靈牌ありと云ふ氏の父幼名は常吉後ち吉左衛門諱は照房といひ算術を能くす氏は其の長子にして幼より英穎學を好み天保八年十一月より弘化元年十月まで江戸に出て聖堂に學ぶこと七年日夜精勵怠たらず業大に進み又和氣忠次郎淵齊の門に入り漢學を研究す文久二年戸田長門守の郷足輕を務め朽木町朽木城内荒井村三ヶ村郷足輕組頭兼火術方御徒士格仰付られ殊に氏は神典書を嗜み博く古典に通す明治十一年四月八日を以て第一大區一小區朽木町朽木城内村勸業事務擔當を命せられ全十四年六月二日下都賀郡朽木町城内村々社星宮神社の祠掌を命せらる全年九月十七日教導職試補申付られ全十四年より全十八年まで公衆の望により本村々會議員に推撰せられ殊に議員の幹事及人民總代を勤む全十七年九月十七日本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學證を授けらる全年十二月を以て訓導に補せられ全十九年五月を以て權少講義に全二十一年九月を以て少講義に全二十六年七月を以て大講義に累進す全二十八年三月八日を以て神宮教宇都宮仮分教會録事を命せらる氏資性温厚篤實玄鑑にして嘗て朽木縣廳新築に

際し金員を寄附して其工事を助け又明治二十三年中神宮教々義振張資金の中へ五圓全二十六年神苑會設立資に金十圓全二十七八年征清軍資金の内へ金二圓を献納し全三十年中本縣尋常中學校栃木分校建築費へ金五圓寄附し全二十四年中栃木町貧民救助金の内へ若干の金員を投し貧民を救恤せる等心を公共の事に用ひ大義の爲めには身殺くを惜まず其の事に盡し餘蘊なし故に衆庶の徳望彌加はらんや

沼部清忠氏傳

氏は下野國都賀郡樋の口村の人天保十二年十二月十二日を以て生る父を石川善左衛門といひ氏は其長子なり慶應二年正月十一日出て全郡小山宿沼部家を繼ぐ其祖沼部伊豆守藤原滿清の代明和六年中より代々牛頭天王(今郷社須賀神社)の社人たり後數世を経て友則に至る實に氏の養父にして嘉永四年十二月上京先例の如く家職を襲く側ら醫業を營み又諸藝に通す元治元年偶々水戸浪士等常陸下野の間に事を起して下野の太平山常陸の筑波山に屯るし事を謀りし一人にして正木春雄四十三と號し一方の首統たりしか遂に水戸にて戦死を遂けたり朝廷其誠忠を追賞し明治二十三年二月二十三日を以て東京靖國神社へ合祀せらる噫猛士らか心の色か今しも顯はれて千歳世の後まで其名を消せざらしむるにぞあるらん氏は其跡を襲く幼より學を嗜み大和田茂教に就て潜心皇漢の學を修む明治十年十月十七日を以て教導職試補を申付らる全十八年九月二十五日を以て訓導に進み全二十六年十二月十五日を以て郷社須

賀神社祠掌に拜す氏資性温恭にして謙遜の心深く又沈略あるを以て人に稱せらるといふへし

松本藤吉氏之傳

氏は安政五年十月八日下野國都賀郡上國府塚村(今穂積村大字上國府塚)に生る父を勇吉と呼ひ其長子也幼にして穎悟學を好み一意専心皇漢の學を修業し殊に敬神の志厚きを以て明治十三年三月教導職試補を命せらる全二十三年三月を以て訓導に補し全年十一月權大講義に累進す氏天性沈勇温厚にして衆庶の徳望彌加はり遂に衆に推されて二十五年十一月を以て星宮神社祠掌を拜す嗚呼氏は一農家より起て神教を奉じ普く信徒を導くに粗に流れず温容寡言巧に人心に感動を起さしめて忠孝の道に至らしむ亦其職を盡して倦まず蓋し達徳至誠の人に非すんは能くせざるなり

戸賀崎音三郎氏之傳

氏は安政三年四月を以て下野國安蘇郡大伏町に生る父を祭と呼ひ實に喜市氏の弟にして幼より穎悟學を好み慶應元年八月より全三年十二月まで里見龜之助に就き普通學を學ぶ明治元年より全四年十二月まで青木幸躬に隨ひ皇學を修む全五年一月より全六年十一月まで田沼公謙に就き漢學を研究す全年十一月より全七年八月まで本縣中教院に於て受付係及庶務係を勤む其傍皇典學を學ひ全年九月より全八年十二月まで全中教院に入り上等生に進む傍ら句讀師を務む全年教導職試補を申付らる全九年一月よ

り十二年二月まで安蘇郡大伏町小學校の授業生たり其傍ら訓導相田貞に隨ひ珠算を研究す全年三月六日を以て本縣師範學校に於て小學校授業科の試験を受け第五等證を授けらるる全日本縣小學五級訓導補に任し安蘇郡會澤村小學校へ在勤す全十四年六月六日を以て本縣師範學校に於て試験の成績により公立小學教員たるの證明書を得て本縣下都賀郡家中村小學校へ勤務す全年十一月二日下都賀寒川兩郡第八十一番學區一貫學校七等訓導に任す全月十七日を以て那須郡第三十二番學區藏針小學校七等訓導に轉任す全十五年三月病のため職を辭す全十六年十月廿六日を以て安蘇郡第九番學區鏡塚小學校七等訓導に任し全十八年十月卅日まで奉職す全年本縣乙第六十六號を以て學區改正により隨て小學訓導も改革により解職せらるる全廿年四月二十日を以て本縣巡查を奉職す全二十五年四月四日辭職す巡查奉職中に昇級二度慰勞金五回の下賜あり且滿五ヶ年勤績により給助例第三條第一項により給助金二十四圓の下賜あり全二十六年五月十二日を以て本縣皇典講究分所に於て試験を受け六等司業の學證を得る全年九月十日を以て下都賀郡安房神社々司に補せらる氏は誠性沈勇にして學に志し篤きを以て學藝彌進む氏は又教育に熱心にして自ら子弟薰陶の任に當りて諄々誨へて倦むことなし又忍耐の性强きを以て人に稱せらる

小倉豊次郎氏傳

氏の家は藤原鎌子の末裔にして祖を小倉權中納言正二位公雄とす文永九年二月故ありて出家す世代降りて小倉主膳祐寛光罪あり此により文明二年中權大納言季種より謝罪を奏聞すと雖とも勅免なく終に漂泊の身となりて下野國佐野に來りて止る明應二年三月十二日卒す其子大學祐實佐文龜三年佐野越前守に擧げられて學士となる降りて小倉實重佐野越前守の守護神なる領内都賀郡大久保村春日明神の神官田村越後守の嫡子藤五郎幼なるを以て領主佐野家より後見を仰付られ終に天正三年田村家を繼ぐ姓を改めて小倉とす此れより代々職を襲くこと十代にして氏に到る氏は明治二年五月五日を以て下野國都賀郡大久保村に生る幼にして土屋麓氏に隨ひ漢學を學び又齊藤清澄に就き皇學を修む明治二十二年七月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等假學證を得て村社春日神社の祠掌を拜す全二十八年教導職試補となる全三十年七月に權訓導に進む氏資性沈着にして謙恕の量を具へ欽儉を守りて又職務に勉勵なるに由らすんは有らざるなり

白石信作氏傳

氏は出雲國島根郡の人なり天保十一年二月十九日を以て全郡松江才賀町に生る家を佐野と云へ代々松江藩士にして佐野俊三の三男なり幼名を三郎と稱す天資温恭沈勇にして果斷幼より學を好み郷里の塾に入りて學ぶ事三年嘉永二年二月より僧快琳を師として佛學を學び傍ら碩儒和田先生に就き儒學を修

め大に感ずる所あり安政五年奮然郷里を辭し友を負ふて東都に出て芝山新漢學寮に入り尙僧圓酬に従へて螢雪刻苦勉勵して皇漢佛三學の蘊奥を極め文久元年九月登用せられて徳川家の御廟紅葉山源家繼源家重兩公の御附役に仰付られ勤むること六ヶ年間偶慶應三年十一月一日下野國都賀郡三嶋村佐藤職白石義賢故ありて出府し氏を愛し以て嗣養子とし遂に白石家を繼ぐ氏又祖先の意を體し其職を襲く王政維新の際復飾轉身して神職となり稻荷神社に奉仕す明治五年十一月全國一般大小神社神職世襲の職を解き精撰補任致すへきの令出るや氏は朽木縣廳に於て國學試驗に及第し全六年一月二十五日郷社三義神社の祠官を命せらる全七年一月内務省より權少講義に補せられ全八年本縣中教院に於て教義講究濟之證を得る全十年十二月本縣神道中教院新築周旋係を命せらる全十年八月行政區畫改正に付郷社三義神社は村社に列せられ祠官も共に廢官となる全十一年三月卅日村社三義神社祠官に拜す全十八年十二月故ありて退職す全二十五年八月本縣皇典講究分所に於て學階試驗を受け及第して全九年九月八等司業の學證を授けられ全十年十月村社三義神社の祠官を命せらる全二十六年十一月出雲大社教千家管長より大社教會講長を命せられ氏は夙に教育に従事し村民の子弟を薰陶し大に學事を獎勵し氏性溫慈にして人の急を救ひ艱難を助くる爲には毫も吾身を顧みず且處置皆其當を得ざるはなし氏は又一村内の爲め時勢の變遷に隨ひ古今沿革を調へされは後世の人の不朋に歸するを奮慨し思を發し拮据屢勉して一村

落の古今變革を調へ三嶋誌と題する一書を編纂して全二十九年十二月二十一日を以て百余部を出版し村民有志に頒ち以三嶋一村の鴻益を計る實に末世の龜鑑と云ふべき書なりと云ふ呼氏は蓋たし才徳兼備の士にあらずんは何んぞ斯の如きを得んや

關口佐吉氏傳

氏は安政六年七月二日下野國都賀郡柏倉村(今皆川村大字柏倉)に生る其先は皆川紀伊守氏秀の老臣にして關口但馬守源氏直と稱し其嫡子五郎秀宗次に孫氏則皆永錄元龜天正の間に屢忠勤を盡して功あり降りて十九代血統連綿として關口留五郎準清に至る實に氏の父にして皆川廢城以來土着し農を以て業となし代々地方年寄役を勤む氏幼にして書を読み長するに及び龜田多門に従ひ皇漢の學を研究する數年遂に明治八年故あるを以て琴平神社の宮掌の事を推撰せらる全十二年五月教導職試補を申付らる全十三年四月柏倉村々社愛宕神社祠官に拜す全十年十月を以て神道中教院琴平出張所詰申付らる全年内務省より權訓導に補せらる全十五年十月下都賀寒川兩郡神道事務支局庶務係となり全十七年九月本縣皇典講究分所に於て受験し三等仮學證を得る全年内本郡千塚村々社八幡宮を兼務す全十二月權少講義に補し直に少講義に轉す全十八年十月神宮教會柏倉琴平講社社長となる全十九年四月中講義に全二十四年五月

權大講義に昇り全二十五年十一月本郡吹上村大字宮村社星宮神社祠掌に全二十六年一月全郡皆川村大字小野口村社星宮神社祠掌兼務を命せらるる全年五月大講義に累進す全卅一年九月より全年十二月迄皆川村大字柏倉無格社琴平神社外三社全郡全村大字小野口無格社愛宕神社外二社全郡吹上村大字千塚無格社鹿島神社外三社の社掌に兼補す氏資性温厚沈黙にして純孝故に亡高祖父市郎右衛門敬神篤志にして琴平神社を勸請したる事情を委細に記し神官教管長へ申告して教職たらん事を申請するや管長其事實を調査し遂に明治十五年三月十五日を以て少教正を贈らる又亡父留五郎にも少講義を贈られ此に於てか高祖父又父の靈地下に瞑すへし氏も又父祖の意を體し神に仕へる事寸時も怠りなく嚮には坂田安治に従ひ渙教を修め又皇大神宮千九百年奉祝に際し會員を募集し又明治廿七八年戦役の際に軍資金を献納する抔他人に率先して國の爲め道の爲に盡せしは吁忠と云ひ孝と云はさらんや

新井正雄氏傳

氏は弘化元年七月十二日を以て下野國都賀郡合戰場驛(今家中村大字合戰場)に生る其先は藤原秀郷の末裔にして其孫佐野家に屬し新井家を繼ぎ姓を源氏に改む佐野家廢歿の後子孫足利氏に屬し則ち新井小太郎義通なり足利家滅亡の後佐野唐澤根古屋中村に住して世々を経郷士となり新井八右衛門恆正と云ふ恆正の男恆貞文政年中出て都賀郡合戰場驛神職田浪氏の後を繼ぎ文政十三年閏三月上京白川伯王

殿の門に入り専ら神祇の道を講究し郷に歸りて神社に奉仕せしに年老て遂に文久三年二月廿九日を以て歿す氏は實に恆貞の嫡男にして幼より穎敏學を好み安政三年五月より平田鐵胤の門に入り専心皇學を學ぶ万延元年三月より國府義胤に就き漢學を修業す文久元年九月より武道學を清川八郎に學び文久二年正月より山岡鐵太郎野原正一郎に就き武術を研究す氏は又上京し白川伯王殿の門に入り神祇の道を研究し慶應元年三月歸國し父の職を襲く王政維新につき明治二年二月神祇官より神主職に改補せらるる全年四月教導職試補となる全十年四月權訓導を補し全十一年訓導に昇り全十七年九月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學證を授けらるる全十八年權少講義に累進す全卅年九月廿五日を以て全郡家中村大字平川村社羽黒神社全村大字舩塚村社愛宕神社全郡栃木町大字嘉右門町村社神明神社の祠掌に兼補し全年十二月十四日を以て全郡栃木町大字大杉新田村社大杉神社社掌に全三十一年五月より全三十一年十二月まで栃木町大字箱森並に家中村大字合戰場全村大字升塚全大字平川 栃木町大字嘉右衛門町無格社七社の社掌に兼補す氏は如斯多社の奉仕を推擢せらるるも斯道に盡して醇々惟ことなきは頗る賞すへし氏資性深遠勇武にして果斷又異に過ぐる所あり

荒川勝平氏傳

氏の遠祖は正三位大納言清原朝臣高安の三男清原吉柯にして六代の孫武貞(荒川太郎と稱す)陸奥六郡

の長たり其下孫諸國に任を遷し守護地頭に進む後十七代正秀に至り元暦元年陸奥國長沼の家臣となり長沼に住す后十三代貞頼(荒川小彌太)本國皆川の家臣となりて天正十三年上合戰場に其子秀清荒川源三郎天正十六年草倉に戦ひ屢忠勤を盡して皆名譽の戦死を遂げたり其孫秀則(荒川藤左衛門)の代慶長十九年園部村に住して農となり代々村吏たり后十三代を経て氏に至る氏諱は最正通稱は勝平と號し荒川休治の嫡男にして文政十一年八月二十五日を以て當國都賀郡園部村(今下都賀郡朽木町大字園部)に生る幼より學を好み渡邊八右衛門に就き漢學を學ひ明治三年八月館野安義の門に入り漢教を修業す氏性雄武忠直にして伉健安政元年異國船浦賀に来る當時壬生藩の先手方に役せられ引續き兵法を學ひ文久二年生麥の事起る當時先手人數として江戸表へ出陣す續て水戸浪士追討及會津征伐等にも凜然として從軍し劍花砲火の間に入出して身を雨露寒暑に曝して大に其功を盡したり然るに明治三年藩政改革に際し盡忠至誠を嘉せられて歸農を申付らる氏は遂に郷に歸り家職を守り且敬神尊王の道を且暮怠たらず國家の安寧を神に祈り至誠天日を貫て衆之に感す明治九年地租改正一村擔當人に撰まる全十年教導職試補となる全十七年訓導に全十九年權少講義に累進す全二十五年十一月一日を以て村社淺間神社の祠掌に拜す爾來其職を盡して二十有來一日の如く諄々倦まざるは實に賞すべき人なり

高久邦三郎氏傳

氏の家は遠く人皇五十一代平城天皇の遠胤にして十八代降りて時氏大藏少輔と稱し始めて下野國寒川郡の地頭寒川の庄司たり其孫朝光(高久二郎)に至りて全國久我の地頭に轉す其子孫所々に任を遷し其職を勤むること數世尙降りて輔廣(高久邦三郎太郎)の代に千手村に住す夫より十八代降りて氏に至る氏は佐一郎の嫡子にして農を以て本務とす氏性剛毅慎重幼より學を好み殊に敬神の志篤く社頭隆盛を計ること平常の比に非ず精勵益々謹嚴なり故に村民推して明治二十年一月を以て氏子惣代に推撰す爾來其職に在ること十有餘年一日の如く其職に倦むことなし全廿一年四月より四ヶ年間村會議員を勤む全三十一年五月より協議委員に撰まれ全三十二年四月より衛生副組長を兼務す皆其職を盡さざるはなし蓋し至誠信實の人に非んば能くせざるはなし

贊助員名錄

順次不同

下都賀郡

特別郷社野木神社々司 海老沼 友喜君

特別郷社諏訪神社々司 大和田 茂教君

特別郷社須賀神社々司 小山 小四郎君

郷社雄琴神社々司 黒川 豊磨君

縣社太平山神社々司 岡田 順平君

縣社太平山神社々司 小林 公仁磨君

縣社高橋神社々司 角田 庄藏君

郷社大神々社々司 國保 能道君

郷社村檜神社々司 寺内 左京君

郷社安房神社々司 戸賀崎音三郎君

縣社神明宮社掌 石川 文造君

村社藤岡神社々司 鈴木 德學君

村社鷲宮神社々司 宇賀神 義照君

特別村社高尾神社々司 荒川 辰之進君

郷社野木神社々司 熊倉 多作君

村社熊野神社々司 外山 貢君

村社二杉神社々司 小林津 福磨君

村社磐裂神社々司 鈴木 貞三郎君

村社血方神社々司 鈴木 德寶君

村社星宮神社々司 岡本 吉郎君

村社愛宕神社々司 關口 佐吉君

村社星宮神社々司 小林 宇多君

村社春日神社々司 小倉 豊次郎君

郷社須賀神社々司 沼部 清忠君

- | | | | | | |
|------------|----|------|------------|------|------|
| 村社八坂神社々掌 | 山杉 | 五百枝君 | 村社鹿島神社々掌 | 片澤 | 彦八君 |
| 村社藤宮神社々掌 | 稻葉 | 喜十郎君 | 村社稻荷神社々掌 | 長 | 護憲君 |
| 村社糺神社々掌 | 澁谷 | 光山君 | 村社星宮神社々掌 | 松本 | 藤吉君 |
| 村社鷲宮神社々掌 | 菱沼 | 義章君 | 村社三龜神社々掌 | 白石 | 信作君 |
| 村社磐根神社々掌 | 新井 | 正雄君 | 無格社八幡宮社掌 | 白石 | 幸太君 |
| 村社鹿嶋神社々掌 | 佐山 | 常七君 | 村社淺間神社々掌 | 荒川 | 勝平君 |
| 村社稻荷神社々掌 | 石川 | 小三郎君 | 村社四所神社々掌 | 高山 | 安之進君 |
| 村社春日神社々掌 | 板垣 | 信重君 | 無格社三嶋神社々掌 | 大宮 | 昇君 |
| 村社日枝神社々掌 | 平本 | 豊吉君 | 村社星宮神社氏子惣代 | | |
| 村社星宮神社氏子惣代 | | | 松本 | 秀三郎君 | |
| | | | 村社八幡宮氏子惣代 | | |
| | | | 高久 | 邦三郎君 | |
| | | | 信徒惣代 | | |
| | | | 高橋 | 傳次郎君 | |

明治三十六年四月十日印刷
 明治三十六年四月廿日發行

(不許轉載)

編輯者兼
 著作者

風山廣雄

栃木縣芳賀郡逆川村
 大字小山七番地

印刷者 柴謙吉

茨城縣水戸市大字上
 市南三ノ丸二番地

印刷所 弘文社

茨城縣水戸市大字上
 市南三ノ丸二番地

116
 194

